

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

B S 放送に係る基幹放送局の予備免許
(令和 8 年 1 0 月 1 9 日 諮問第 3 2 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、後藤官、宮内官)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送業務課

(中村課長補佐、真塚主査)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 9 9

BS放送に係る基幹放送局の予備免許

1 諮問の概要

衛星基幹放送局の免許申請受付を令和8年7月3日から同年8月31日までの間に行ったところ、株式会社放送衛星システム（代表取締役社長 寺田 健二）及びスカパーJ S A T株式会社（代表取締役 執行役員社長 米倉 英一）から衛星基幹放送局の開設について、電波法（昭和25年法律第131号）第6条第2項に基づき、申請（申請者概要及び申請内容は別添を参照）があった。

本件は、当該2件の申請について審査を実施し、その結果を受けて総務大臣が予備免許を与えるにあたって、電波法第99条の11第1項第4号の規定に基づき電波監理審議会に諮問するもの。

2 審査結果の概要

※必要的諮問事項はゴシック体

絶対審査（別紙1を参照）の結果、両者ともに電波法、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）、電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）等の基準に適合していると認められた。

しかしながら、絶対審査基準に適合した全ての申請に対し指定することのできる周波数が不足したため、令和8年に申請を受け付けるBS放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）に係る基幹放送局に関する免許方針（令和8年総務省訓令第30号）第4条の規定に基づく比較審査（別紙2を参照）の結果、株式会社放送衛星システムの申請が優位であったため、【電波法第8条第1項】に基づき、別紙3の指定事項のとおり同社に予備免許を与えることとし、スカパーJ S A T株式会社の申請に対しては、免許の拒否通知を送付することとしたい。

3 今後の予定

答申を受けた場合は、速やかに予備免許予定。

(1) 申請者概要

申請者	株式会社放送衛星システム
設 立 年 月 日	平成5年4月13日
代 表 取 締 役 社 長	寺田 健二
主 た る 業 務	1. 放送衛星の調達 2. 放送衛星の運用および管理ほか 3. 基幹放送局提供事業
資 本 金	15,000百万円
主 な 出 資 者	日本放送協会 株式会社WOWOW 株式会社TBSホールディングス 株式会社テレビ朝日ホールディングス 株式会社BS日テレ 株式会社ビーエスフジ 株式会社BSテレビ東京

申請者	スカパーJ S A T株式会社
設立年月日	平成19年4月2日
代表取締役執行役員社長	米倉 英一
主 た る 業 務	1. 有料多チャンネル事業 有料多チャンネル放送サービス「スカパー！」の運営 2. 宇宙・衛星事業 スカパー！の番組伝送、地上波テレビ局への中継回線の提供等
資 本 金	10,172百万円
主 な 出 資 者	伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社 NTTドコモビジネス株式会社 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 日本テレビ放送網株式会社 株式会社TBSホールディングス 株式会社日本カストディ銀行

(2) 申請内容

1 無線局の種別		衛星基幹放送局	衛星基幹放送局
2 申請者名		株式会社放送衛星システム	スカパーＪＳＡＴ株式会社
3 申請年月日		令和８年８月３１日	
4 識別信号	呼出符号	ＪＯ３６－ＢＳ－ＵＨＴＶ ＪＯ３６－ＢＳ－ＨＤＴＶ ＪＯ３６－ＢＳ－ＴＶ ＪＯ３６－ＢＳ－ＰＣＭ ＪＯ３６－ＢＳ－ＤＡＴ	-
	呼出名称	(電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表)	(電波監理審議会決定第２号に基づき、非公表)
5 無線局の目的		基幹放送用	
6 基幹放送の種類		超高精細度テレビジョン放送 高精細度テレビジョン放送 標準テレビジョン放送 超短波放送 データ放送	超高精細度テレビジョン放送 高精細度テレビジョン放送 標準テレビジョン放送 超短波放送 データ放送
7 使用する衛星		ＢＳＡＴ－５ a ＢＳＡＴ－４ a ＢＳＡＴ－４ b	ＪＳＡＴ－１１０Ｄ

8 開設を必要とする理由	(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)	(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)
9 無線設備の設置場所	対地静止衛星軌道 東経110度又は 東経109.85度 経度及び緯度の変動幅 ±0.1度	対地静止衛星軌道 東経110度 経度及び緯度の変動幅 ±0.1度

10 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 ※複数希望が提出されている場合、最もチャンネル数が多いものを記載。	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 7 2 7 4 8 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注)	【高精細度テレビジョン放送、標準テレビジョン放送、超短波放送、データ放送】
	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 7 6 5 8 4 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注)	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 7 2 7 4 8 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 1 M W (注)
	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 8 0 4 2 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注)	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 7 6 5 8 4 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 1 M W (注)
	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 8 4 2 5 6 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注)	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 8 0 4 2 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 1 M W (注)
	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 8 8 0 9 2 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注)	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 8 8 0 9 2 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 1 M W (注)
	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 9 1 9 2 8 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注)	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 9 1 9 2 8 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 1 M W (注)
	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 9 5 7 6 4 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注)	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 9 5 7 6 4 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 1 M W (注)
	3 4 M 5 G 7 W 1 1. 9 9 6 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注)	1 秒間におけるシンボル数 2 8. 8 6 0 M b a u d

	3 4 M 5 G 7 W 1 2 . 0 3 4 3 6 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 G 7 W 1 2 . 0 7 2 7 2 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 G 7 W 1 2 . 1 1 1 0 8 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 G 7 W 1 2 . 1 4 9 4 4 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 D 7 W 1 1 . 7 2 7 4 8 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 D 7 W 1 1 . 7 6 5 8 4 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 D 7 W 1 1 . 8 0 4 2 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 D 7 W 1 1 . 8 4 2 5 6 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 D 7 W 1 1 . 8 8 0 9 2 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 D 7 W 1 1 . 9 1 9 2 8 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注)	【超高精細度テレビジョン放送】 3 4 M 5 D 7 W 1 1 . 9 1 9 2 8 G H z 1 0 6 W 最大等価等方輻射電力 8 8 3 k W (注) 3 4 M 5 G 7 W 1 1 . 9 1 9 2 8 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 1 M W (注) 1 秒間におけるシンボル数 3 3 . 7 5 6 1 M b a u d (注) この周波数の使用は、国際調整の結果を遵守すること。
--	---	--

	3 4 M 5 D 7 W 1 1 . 9 5 7 6 4 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 D 7 W 1 1 . 9 9 6 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 D 7 W 1 2 . 0 3 4 3 6 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 D 7 W 1 2 . 0 7 2 7 2 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 D 7 W 1 2 . 1 1 1 0 8 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 3 4 M 5 D 7 W 1 2 . 1 4 9 4 4 G H z 1 2 0 W 最大等価等方輻射電力 8 5 0 k W (注) 1 秒間におけるシンボル数 3 3 . 7 5 6 1 M b a u d (識別信号に UHTV がつく場合) 2 8 . 8 6 0 M b a u d (それ以外の場合) (注) この周波数の使用は、国際調整の結果を遵守すること。 ※34M5D7Wの型式はJ036-BS-UHTVに限る。	
1 1 希望する運用許容時間	常 時	
1 2 工事落成の期限	令和 1 2 年 7 月 3 1 日	
1 3 運用開始の予定期日	免許の日	
1 4 備 考		

審 査

【株式会社放送衛星システム所属衛星基幹放送局の開設申請】

審査項目		審査結果
電波法第 7 条及び行政手続法第 5 条により公にしている審査基準への適合性	適	以下のとおり適合していると認められる。
1 工事設計の技術的基準への適合性 (電波法第 7 条第 2 項第 1 号) (電波法関係審査基準第 3 条 (1)・(3))	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
2 周波数の割当ての可能性 (電波法第 7 条第 2 項第 2 号) (電波法関係審査基準第 3 条 (2))	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
3 業務を維持するに足る経理的基礎の有無 (電波法第 7 条第 2 項第 3 号) (電波法関係審査基準第 3 条 (8))	適	無線設備の工事費及びその支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法については、適正に計上されていること、また、事業計画及び事業収支見積りは、客観的に適切なものであり、確実に事業の計画を実施することができることから、経理的基礎はあると認められる。
4 業務を維持するに足る技術的能力の有無 (電波法第 7 条第 2 項第 3 号) (電波法関係審査基準第 3 条 (9))	適	以下のとおり適合していると認められる。
①設備維持業務の確実な実施のための体制整備 (電波法関係審査基準第 3 条 (9) ア)	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
②設備維持業務を行うのに必要な能力の有無 (電波法関係審査基準第 3 条 (9) イ)	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
5 基幹放送局の開設の根本的基準への適合性 (電波法第 7 条第 2 項第 8 号)	適	次のとおり適合していると認められる。
(1) 事業計画実施の確実性 (基幹放送局の開設の根本的基準第 3 条第 1 項第 1 号)	適	事業計画の内容及び事業収支の見積りから見て、事業計画実施の確実性はあるものと認められる。

(2) 法人設立の確実性 (基幹放送局の開設の根本的基準第3条 第1項第2号)	適	既に設立されており、適合していると認められる。
(3) 基幹放送局の設置場所等 (基幹放送局の開設の根本的基準第5条)	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
(4) 既設局への妨害排除 (基幹放送局の開設の根本的基準第8条)	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
(5) 放送の公正かつ能率的普及に対する 適合性 (基幹放送局の開設の根本的基準第9条)	適	当該衛星基幹放送局は、基幹放送普及計画に沿って、BS放送において超短波放送等を実施できるようにするために開設するものであり、放送の公正かつ能率的普及に役立つものと認められる。
6 令和8年に申請を受け付けるBS放送 に係る基幹放送局に関する免許方針(令和 8年総務省訓令第30号)に対する適合性	適	審査の結果、適合していると認められる。

審 査

【スカパーJSAT株式会社所属衛星基幹放送局の開設申請】

審査項目		審査結果
電波法第7条及び行政手続法第5条により公にしている審査基準への適合性	適	以下のとおり適合していると認められる。
1 工事設計の技術的基準への適合性 (電波法第7条第2項第1号) (電波法関係審査基準第3条(1)・(3))	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
2 周波数の割当ての可能性 (電波法第7条第2項第2号) (電波法関係審査基準第3条(2))	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
3 業務を維持するに足る経理的基礎の有無 (電波法第7条第2項第3号) (電波法関係審査基準第3条(8))	適	無線設備の工事費及びその支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法については、適正に計上されていること、また、事業計画及び事業収支見積りは、客観的に適切なものであり、確実に事業の計画を実施することができることから、経理的基礎はあると認められる。
4 業務を維持するに足る技術的能力の有無 (電波法第7条第2項第3号) (電波法関係審査基準第3条(9))	適	以下のとおり適合していると認められる。
①設備維持業務の確実な実施のための体制整備 (電波法関係審査基準第3条(9)ア)	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
②設備維持業務を行うのに必要な能力の有無 (電波法関係審査基準第3条(9)イ)	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
5 基幹放送局の開設の根本的基準への適合性 (電波法第7条第2項第8号)	適	次のとおり適合していると認められる。
(1) 事業計画実施の確実性 (基幹放送局の開設の根本的基準第3条第1項第1号)	適	事業計画の内容及び事業収支の見積りから見て、事業計画実施の確実性はあるものと認められる。
(2) 法人設立の確実性 (基幹放送局の開設の根本的基準第3条第1項第2号)	適	既に設立されており、適合していると認められる。

(3) 基幹放送局の設置場所等 (基幹放送局の開設の根本的基準第5条)	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
(4) 既設局への妨害排除 (基幹放送局の開設の根本的基準第8条)	適	技術審査を行った結果、適合していると認められる。
(5) 放送の公正かつ能率的普及に対する適合性 (基幹放送局の開設の根本的基準第9条)	適	当該衛星基幹放送局は、基幹放送普及計画に沿って、BS放送において超短波放送等を実施できるようにするために開設するものであり、放送の公正かつ能率的普及に役立つものと認められる。
6 令和8年に申請を受け付けるBS放送に係る基幹放送局に関する免許方針(令和8年総務省訓令第30号)に対する適合性	適	審査の結果、適合していると認められる。

令和8年に申請を受け付けるBS放送に係る基幹放送局に関する免許方針(令和8年総務省訓令第 30 号)第4条に基づく審査結果

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(1) 衛星の設計寿命までの事業計画に記載された計画を実施するための資金計画、事業遂行上必要な設備の整備計画等次に掲げる事項がより確実であること。		
ア 経理的基礎の確保	・事業計画に記載された計画を実施するために必要な資金のうち一部について、みずほ銀行を幹事銀行とするシンジケートローンで借入申し込み予定。 ※ みずほ銀行は、当該者の株主 ・設計寿命期間における諸経費等について、上記の借入金、現有自己資金及び事業収支により運営することを計画している。	・事業計画に記載された計画を実施するために必要な資金総額について、自己資金で確保。 ・設計寿命期間における諸経費等について、設計寿命期間における放送局設備供給役務の事業の収支により運営することを計画している。
	スカパー J S A T の申請は、現有資産及び事業全体の収支により対応することとしているのに対して、放送衛星システムの申請は、その一部を概ね確実な借入金及び事業全体の収支により対応することとしており、スカパー J S A T の申請を優位と評価。	
イ 設備の整備計画	・管制設備、アップリンク地球局については、既存の設備により運用する。 ・2033 年に新たな予備衛星を調達（それまでの間は、既存の衛星を活用）する。 ・拠点機能、組織体制の見直しにより、コスト削減、サービス品質向上及び運用業務の高度化を実現する。	・予備衛星については、放送衛星システム所有の衛星の利用を想定している。 ・放送局の送信設備及び地球局設備を新設する。 ・番組送出設備は現在使用している設備を継続して使用することが前提。地球局までの中継回線設備は、必要に応じて、基幹放送事業者の責任で新設する。
	放送衛星システムの申請は、予備衛星、管制施設等の事業に必要な設備について、おおむね既存の設備を活用することとしているのに対して、スカパー J S A T の申請は、他者から借用するほか、今後の新たに整備することとしており、放送衛星システムの申請を優位と評価。	
ウ 高度な技術者の確	・衛星管制センターの社員すべてが無線従事者（うち一技又	・社内規程に沿った設備維持業務（地球局設備の運用監視業務・

保	は一陸技が 80%) である。 ・ITU 等各種会議に参加し、周波数資源の確保・発展に資する活動に寄与。 ・アップリンクセンターと衛星管制センター間の人事異動を計画的に実施し、衛星放送のスペシャリストを育成している。 ・放送管制センターでは総合訓練室を設置整備。年間 100 回以上の訓練を全従業員向けに実施している。	維持業務・保守業務) を実施している。 ・設備等維持業務を確実に実施できる実務経験等の能力を有している者を配置する措置として、当該設備に精通している者が常駐又は精通している者と連絡を取り直ちに必要な指示を受けることができる体制を構築している。 ・現在、運用中の東経 110 度 C S 放送と同様の要員延べ 153 名について無線従事者として選任する予定。
	放送衛星システムの申請は、役務の提供に必要な技術者の確保に向けて、技術訓練の実施や職員配置において計画的に実施することが示されていることに対して、スカパー J S A T の申請は、人材育成・確保に関する計画についての具体的な記載がなく、放送衛星システムの申請を優位と評価。	
(1) の評価	放送衛星システムの申請は、スカパー J S A T の申請よりも優位と評価。	
	1 点	0 点

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(2) 衛星の調達や打上げ等に要する費用をより低廉にするための次に掲げる計画がより充実していること。		
ア 衛星の調達費用を低廉にするための工夫	・国際公開入札、指名入札等により低廉化を図った実績がある。 ・出力パワーメーターを取り付けないことにより低廉化を図る。 ・搭載バッテリーや予備中継器の最適化についてメーカー提案を受けて判断する。	・競争原理を活用した調達プロセスを採用することにより、RFI 段階の概算価格に対して価格低減が見込める。
	比較審査の対象となる衛星は両者が共同調達するものであることから、両者の申請は同等と評価。	
イ 衛星の打ち上げ費用を低廉にするための工夫	・衛星軌道上での引き渡しにより射場引き渡しに伴う事務作業及び諸経費を削減する。 ・ロケット製造会社と直接交渉を行うことでより低価格での契約を実現する。	・連携先と調整し、衛星製造メーカーによる打上げサービスを含む契約を採用せず、国内外の打上げサービス会社と直接契約を締結し、国際指名競争入札により、費用低減が見込める。 ・相乗り打上げ可能性についても検討し、更なる費用低減の可能性を追求する。
	比較審査の対象となる衛星は両者が共同調達するものであることから、両者の申請は同等と評価。	
ウ 衛星の設計寿命及び燃料寿命	・設計寿命は 15 年以上、燃料寿命は 19 年とする。 ・制御ソフトの開発により衛星の機能を活用することで高傾斜角軌道運用などにより延伸策を実現。 ・搭載するバッテリーについては、寿命実績と信頼性を有するメーカー選定等により寿命の延伸化を確保する。	・設計寿命は 15 年、燃料寿命は 15 年以上とする。 ・一般的な商用静止衛星の設計寿命とする標準仕様を採用。 ・設計寿命を超える期間の軌道保持運用が可能となるよう十分な推奨搭載量を確保する。
	比較審査の対象となる衛星は両者が共同調達するものであることから、両者の申請は同等と評価。	
(2) の評価	いずれの観点においても両者の申請は同等であることから、両者の申請は同等と評価。	
	0 点	0 点

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(3) 衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための次に掲げる計画がより充実していること。		
ア 衛星基幹放送事業者、事業計画やコスト構造を開示する方法及びその改善計画	・事業計画等について連絡会総会等において説明する。 ・料金設定の考え方や算出根拠等について全事業者に対して全体説明及び個別説明を実施する。 ・要望の種別や個別対象事案に応じて説明会の追加開催や事前アンケートの実施、説明会を複数回にわたり開催する。	・事業計画、料金の算定根拠、コスト構造及びコスト削減計画を開示する。 ・契約更改等変更のある半年前までに説明会を開催する。 ・開催前に関係事業者、団体からの要望等をヒアリングし、決定する。
	両者の申請に係る事業計画において、情報開示する方法及び改善計画が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
イ 衛星基幹放送事業者と、料金水準について協議する方法及びその改善計画	・料金水準の考え方や算出根拠については料金改定の都度、全体説明会や個別説明会を設ける。 ・要望の種別に応じた説明会の追加開催や事前アンケート、説明会の複数回開催など改善を図る。	・料金の算定根拠、コスト構造及びコスト削減計画を開示する。 ・契約更改等変更のある半年前までに説明会を開催する。 ・開催前に関係事業者、団体からの要望等をヒアリングし、決定する。 ・運用報告会を毎月1回開催し、関係事業者からの要望等を聴取する。
	両者の申請に係る事業計画において、料金水準についての協議する方法及び改善計画が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
ウ 衛星基幹放送事業者と、役務内容について協議する方法及びその改善計画	・制度にのっとり、重大事故を発生させないことを大前提とした役務提供を実施する。 ・衛星放送事業者の要望を聞きつつ協議する。 ・要望に応じてきめ細かな説明を行うことや説明会の回数を増やすことで改善を図る。	・サービス提供計画を策定・開示する。 ・契約更改等変更のある半年前までに説明会を開催する。 ・開催前に関係事業者、団体からの要望等をヒアリングし、決定する。 ・運用報告会を毎月1回開催し、関係事業者からの要望等を聴取する。
	両者の申請に係る事業計画において、役務内容について協議する方法及び改善計画が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	

エ 衛星基幹放送事業者と連携して衛星基幹放送の普及を図るための活動計画	・ITU-R における国際周波数調整対応をはじめ、B S 放送に妨害を起こしかねない外来波等干渉源に対して関係者ととも干渉回避の調整協議等を実施する。 ・今後も B S 放送の電波環境保護と B S 放送用周波数の確保に取り組む（法人の中期計画に記載）。 ・必要に応じて B S 放送のコンテンツ充実や普及促進に向けた業界イベント等への参加・協力し、衛星放送業界の発展にも寄与する。	・衛星基幹放送の有料放送管理事業者として、B S ・C S にまたがる有料衛星放送の普及促進を日々推進していくことに加え、業界団体と連携を密にし、新たなサービス開発・検討、キャンペーンなどを通じた普及促進や周知広報活動、受信機メーカーとの連携による安定運用と利便性の向上などを図り、衛星基幹放送全体の普及を図る。
	両者の申請に係る事業計画において、衛星基幹放送の普及を図る取組が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
(3)の評価	いずれの観点においても両者の申請は同等であることから、両者の申請は同等と評価。	
	0 点	0 点

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(4) 放送衛星業務用周波数により、広帯域伝送方式の高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）を実施する場合に予定する放送局設備供給役務の料金の見込み額の水準がより安価であること。		
	15.6 百万円	18.5 百万円
(4)の評価	放送衛星システムの申請による料金の見込み額の水準が、15.6 百万円（月額料金）に対して、スカパー J S A Tの申請による料金の見込額の水準は、18.5 百万円（月額料金）であり、放送衛星システムの申請は、スカパー J S A Tの申請よりも優位と評価。	
	1 点	0 点

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(5) 安全・信頼性を確保するための次に掲げる対策がより充実していること。		
ア 自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備、対策	・NHKの衛星放送を担う会社として、自然災害時の事業計画について危機管理マニュアル及びリスクマネジメント委員会において必要な体制を構築している。 ・放送サービスの中断を極力回避し、万一障害が発生した場合でも可能な限り短時間で復旧することを目標として、より高い水準の事業継続体制、設備冗長化、訓練及び関係機関との連携強化に継続的に取り組んでいる。 ・社屋について災害に対して事業継続のための全ての方策を考慮して建設した。 ・地球局及び中継回線も災害を考慮して冗長性を確保している。 ・管制センター及びアップリンクセンターの責任管理職は常時待機している。 両者の申請において、自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備、対策が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	・地震、台風、豪雨、停電その他の自然災害が発生した場合においても、衛星基幹放送サービスを継続的に提供できるよう、事業継続計画（BCP）に基づく体制を整備している。 ・経営層の関与の下、事業継続体制を運用している。 ・衛星管制業務及び回線運用業務について副局への切替体制を整備するとともに、代替拠点による継続を想定している。 ・国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）を取得済。
イ サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備、対策	・経営層が主導する全社的なリスクマネジメント体制の下、組織全体のセキュリティポリシー、役割及びリスク管理戦略を定め、ゼロトラストアーキテクチャー、多層防御、CSIRT 連携など強固なネットワーク基盤を構築している。 ・委託先も含めたNHKグループ全体のサプライチェーンリスク対策を重視し、定期的に脆弱性診断と自己資産の棚卸しを行うとともに、サイバー攻撃に迅速かつ適正に対処する体	・サイバーセキュリティに関する管理規程を定め、衛星システム及び地上設備に対するサイバー攻撃等の脅威に対応するため、技術的対策及び組織的対策を実施。 ・最高情報セキュリティ責任者の下、セキュリティ統括部及びCSIRTを設置し、サイバーセキュリティに関する専門的知見を有する者が対応する体制を整備している。 ・情報システム及び情報資産を対象としたリスクアセスメント

	制としている。 ・衛星運用等を行うネットワークは外部と完全に切り離している。	を実施し、システムごとのリスクを評価、結果に基づき必要なセキュリティ対策を決定している。
	両者の申請において、サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備、対策が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
ウ 経済安全保障上のリスクに対する取組	・安全保障貿易管理規程に基づき自社のサプライチェーンにおいて、特定の国・地域又は企業への過度な依存が生じないことを含めたリスク管理を実施している。 ・情報セキュリティ対策基準を定め、自社技術の情報管理と流出防止対策を徹底するとともに、他国に依存せずに業務執行できる体制を確保している。 ・危機管理マニュアルに経済安全保障への対応を明記し、組織全体でリスク管理を行っている。	・リスクマネジメントに関する規程に基づき、事業活動を取り巻くリスク及び事業環境を継続的に把握するとともに、重要リスクの分析及び評価並びに継続的なモニタリングを実施している。 ・人工衛星及び衛星基幹放送設備は重要インフラを構成する設備であることから、調達、運用及び保守の各段階において、経済安全保障上のリスク低減を図る。
	両者の申請において、経済安全保障上のリスクに対する必要な取組が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
エ 地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への対策	・予備の地球局を主局から離れた場所に配置することで物理的な脅威について対策している。 ・各拠点において、常に監視し、テロ対策のセキュリティ防御も実施。	・物理的セキュリティ対策の方針を定め、地上放送設備について、不正侵入、設備破壊その他の物理的脅威から保護するため、必要な安全対策を講じている。 ・インシデント等が発生した場合には、物理的セキュリティ対策の方針を精査し、必要に応じて見直す。
	両者の申請において、地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への必要な取組が示されていることから、両者の申請は同等と評価。	
(5)の評価	いずれの観点においても両者の申請は同等であることから、両者の申請は同等と評価。	
	0 点	0 点

審査事項	(株) 放送衛星システム	スカパー J S A T (株)
(1)～(5)の集計		
基幹放送局の開設の 根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規 則第 21 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく、 同規則への適合度合 い	(1)の評価：1 点	(1)の評価：0 点
	(2)の評価：0 点	(2)の評価：0 点
	(3)の評価：0 点	(3)の評価：0 点
	(4)の評価：1 点	(4)の評価：0 点
	(5)の評価：0 点	(5)の評価：0 点
	(1)から(5)までの評価結果をとりまとめ、合計点数で適合度合いを評価する。	
	評価：2 点	評価：0 点

指定事項（案）

- 1 工事落成の期限 令和 12 年 7 月 31 日
- 2 呼出符号及び呼出名称 (電波監理審議会決定第 2 号に基づき、非公表)
- 3 電波の型式、周波数及び空中線電力
34M5G7W 11.72748GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.76584GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.8042GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.84256GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.88092GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.91928GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.95764GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.996GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

3 4M5G7W 12. 03436GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

3 4M5G7W 12. 07272GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

3 4M5G7W 12. 11108GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

3 4M5G7W 12. 14944GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

3 4M5D7W 11. 72748GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

3 4M5D7W 11. 76584GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

3 4M5D7W 11. 8042GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

3 4M5D7W 11. 84256GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

3 4M5D7W 11. 88092GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

3 4M5D7W 11. 91928GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

3 4M5D7W 11. 95764GHz 120W

最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5D7W 11.996GHz 120W

最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5D7W 12.03436GHz 120W

最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5D7W 12.07272GHz 120W

最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5D7W 12.11108GHz 120W

最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5D7W 12.14944GHz 120W

最大等価等方輻射電力 850kW (注)

(備考)

1秒におけるシンボル数33.7561Mbaud

注 この周波数の使用は、国際調整の結果
を遵守すること。

4 運用許容時間

常時

5 備考

電波法第104条の2第1項の規定に
より、以下の条件を付す。

《条件》

* 衛星基幹放送事業者の負担額の低廉
化、衛星基幹放送事業者への情報開示等
免許申請時に提出した事業計画を遵守
すること。また、遵守状況について、1
年ごとに報告すること。

指定事項（案）

- 1 工事落成の期限 令和12年7月31日
- 2 呼出符号及び呼出名称 (電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)
- 3 電波の型式、周波数及び空中線電力
34M5G7W 11.72748GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.76584GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.8042GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.84256GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.88092GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.91928GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.95764GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.996GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.03436GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW（注）

34M5G7W 12.07272GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW（注）

34M5G7W 12.11108GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW（注）

34M5G7W 12.14944GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW（注）

（備考）

1秒におけるシンボル数28.860Mb a u d

注 この周波数の使用は、国際調整の結果
を遵守すること。

4 運用許容時間 常時

5 備考 電波法第104条の2第1項の規定に
より、以下の条件を付す。

《条件》

＊ 衛星基幹放送事業者の負担額の低廉
化、衛星基幹放送事業者への情報開示等
免許申請時に提出した事業計画を遵守
すること。また、遵守状況について、1
年ごとに報告すること。

指定事項（案）

- 1 工事落成の期限 令和12年7月31日
- 2 呼出符号及び呼出名称 (電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)
- 3 電波の型式、周波数及び空中線電力
34M5G7W 11.72748GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.76584GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.8042GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.84256GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.88092GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.91928GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.95764GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.996GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.03436GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.07272GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.11108GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.14944GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

(備考)

1秒におけるシンボル数 28.860Mbaud

注 この周波数の使用は、国際調整の結果
を遵守すること。

4 運用許容時間 常時

5 備考 電波法第104条の2第1項の規定に
より、以下の条件を付す。

《条件》

* 衛星基幹放送事業者の負担額の低廉
化、衛星基幹放送事業者への情報開示等
免許申請時に提出した事業計画を遵守
すること。また、遵守状況について、1
年ごとに報告すること。

指定事項（案）

- 1 工事落成の期限 令和12年7月31日
- 2 呼出符号及び呼出名称 (電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)
- 3 電波の型式、周波数及び空中線電力
34M5G7W 11.72748GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.76584GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.8042GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.84256GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.88092GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.91928GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.95764GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.996GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.03436GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.07272GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.11108GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.14944GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

(備考)

1秒におけるシンボル数 28.860Mbaud

注 この周波数の使用は、国際調整の結果
を遵守すること。

4 運用許容時間 常時

5 備考 電波法第104条の2第1項の規定に
より、以下の条件を付す。

《条件》

* 衛星基幹放送事業者の負担額の低廉
化、衛星基幹放送事業者への情報開示等
免許申請時に提出した事業計画を遵守
すること。また、遵守状況について、1
年ごとに報告すること。

指定事項（案）

- 1 工事落成の期限 令和12年7月31日
- 2 呼出符号及び呼出名称 (電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)
- 3 電波の型式、周波数及び空中線電力
34M5G7W 11.72748GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.76584GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.8042GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.84256GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.88092GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.91928GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.95764GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 11.996GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.03436GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.07272GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.11108GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

34M5G7W 12.14944GHz 120W
最大等価等方輻射電力 850kW (注)

(備考)

1秒におけるシンボル数 28.860Mbaud

注 この周波数の使用は、国際調整の結果
を遵守すること。

4 運用許容時間 常時

5 備考 電波法第104条の2第1項の規定に
より、以下の条件を付す。

《条件》

* 衛星基幹放送事業者の負担額の低廉
化、衛星基幹放送事業者への情報開示等
免許申請時に提出した事業計画を遵守
すること。また、遵守状況について、1
年ごとに報告すること。

- インフラコストの削減に向けて、2029年度（令和11年度）後半に打上げを予定している次期BS放送用衛星について、電波監理審議会での諮問を経て、対象の衛星基幹放送局に対して予備免許を付与する。
 - BSによる衛星基幹放送局※、について、令和8年7月3日から同年8月31日まで、免許申請の公募を実施。
 - その結果、(株)放送衛星システム(B-SAT)及びスカパーJSAT(株)の2者から申請があったところ。
- 次期放送用衛星の免許に当たって衛星利用料金等のコスト低減を重視した審査を実施。

申請の概要

※衛星基幹放送局：専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送を行う人工衛星の無線局をいう（電波法施行規則第4条20の11等）

(株)放送衛星システム及びスカパーJSAT(株)の免許申請の概要は以下のとおり。

	(株)放送衛星システム	スカパーJSAT(株)
希望する周波数 (チャンネル)	第1希望 合計9チャンネル(1,3,5,7,9,11,13,15,17) 第2希望 合計10チャンネル(1,3,5,7,9,11,13,15,17,19) 第3希望 合計12チャンネル(1,3,5,7,9,11,13,15,17,19,21,23) 第4希望 合計11チャンネル(1,3,5,7,9,11,13,15,17,19,21) B-SAT が本来希望する事項書記載の優先順位第1～4位の割当てが得られず、6～8波しか割り当てられない場合に、当初計画の減額率を得ることは困難だが、業務継続の見地から以下の選択肢をあげる。 第5希望 合計8チャンネル(1,3,5,7,9,11,13,15) 第6希望 合計7チャンネル(1,3,5,7,9,11,13) 第7希望 合計6チャンネル(1,3,5,7,9,11) ※ 他の申請者の申請に劣後して希望する周波数の指定が受けられない場合であって、かつ、他の申請者に周波数を割り当てた後に周波数の残余が存在する場合に、当該残余の周波数の指定を希望	希望周波数 合計 6チャンネル(1,3,5,9,11,13)
役務料金の見込額 (1番組1月当たり※)	15.6 百万円	18.6 百万円

※ 現行の1番組(12スロット)1月当たりの料金 18.7百万円(アップリンクを含む。)

審 査 方 法

次期放送用衛星の免許方針を定め、次のステップで審査。

- ① 絶対審査:申請者が衛星ハード事業者として最低限満たすべき基準に適合しているか、電波法関係審査基準及び免許方針に掲げる審査事項(絶対審査事項)により審査を行う。
- ② 比較審査:複数の申請者が上記①をクリアし、かつ希望する周波数が重複している場合は、免許方針に掲げる審査事項(比較審査事項)により比較審査を行い、優位とされた申請に対して、予備免許を付与する。その上で、比較審査で劣後した申請に希望する周波数を割り当てることが出来るときには、当該申請に対して、予備免許を付与する。

免許方針(主要事項)

<①絶対審査事項>

- ・BS・CSの共同衛星であること。単独又は他者との連携により12チャンネルを全て使用するものであること。
- ・衛星調達方法等について、適正かつ安価にするための工夫がされているものであること。
- ・料金の算定根拠、コスト構造、コスト削減の取組に関する内容等を含めて、衛星基幹放送事業者に対して等しく情報開示すること。
- ・衛星基幹放送事業者の負担額について、既存の料金よりも低廉なものであること。上限額が定められていること。
- ・衛星基幹放送事業者の意向を聴取するための方法が適正かつ明確に定められていること。
- ・既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に必要な地上放送設備を確保すること。

<②比較審査事項>

- ・資金計画、事業遂行上必要な設備の整備計画等がより確実であること。
- ・衛星の調達や打上げ等に要する費用をより低廉にするための計画がより充実していること。
- ・衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための計画がより充実していること。
- ・インフラコストの料金水準がより安価であること。
- ・BCPやサイバーセキュリティ等安全・信頼性を確保するための対策がより充実していること。

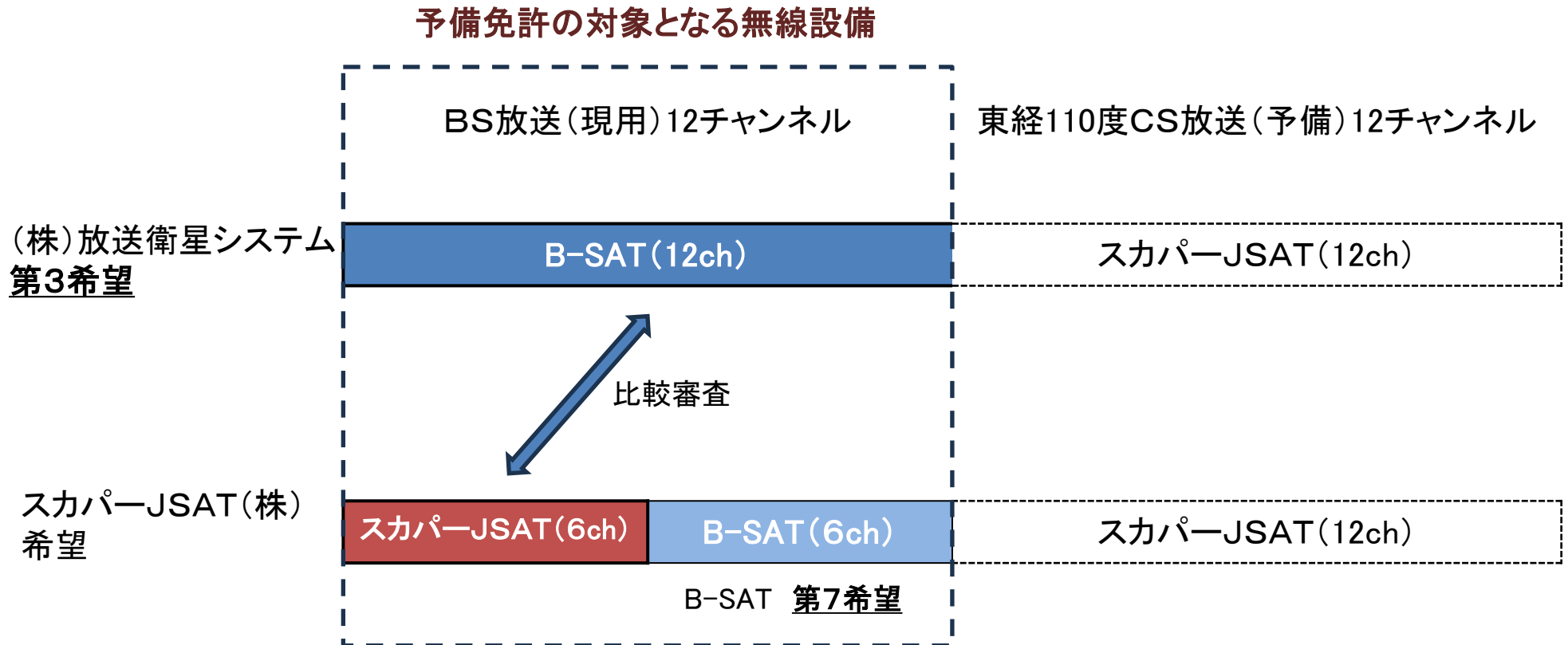
審査(絶対審査)結果の概要

(株)放送衛星システム及びスカパーJSAT(株)の基幹放送局の免許申請について、電波法(昭和25年法律第131号)第5条及び第7条第2項に基づき、以下の審査項目への適合性を審査した結果、欠格事由に該当せず、いずれにも適合していると認められる。

審査項目		審査内容	判定
1	工事設計の技術基準への適合性	放送局の送信設備の安全・信頼性に関する技術基準について審査。	適
2	周波数の割当ての可能性	他の無線局に混信を与える可能性及び周波数の国際調整等について審査。	適
3	業務を維持するに足る経理的基礎の有無	事業計画の実施可能性について審査。	適
4	業務を維持するに足る技術的能力の有無	基幹放送局設備を維持するための要員配置、放送設備等の管理規程の整備、緊急時の連絡体制の整備、設備維持業務に従事する者の設備維持業務について審査。	適
5	基幹放送局の開設の根本的基準への適合性 (事業計画実施の確実性、既設局への妨害排除等)	事業計画の内容及び事業収支の見積り、混信を与える無線局の有無について審査。	適
6	免許方針に対する適合性	次のとおり適合していると認められる。	適
(1)	人工衛星の調達方法等の適正性	設計寿命までの経理的基礎の確保、調達方法、設計寿命の年数、打上げの失敗又は遅延の対応、BS・CS共同衛星(12ch使用)の計画について審査。	適※
(2)	基幹放送事業者への情報開示	基幹放送事業者への衛星の仕様、衛星障害時のデータ、役務料金の算定根拠等を開示する機会の確保について審査。	適
(3)	衛星基幹放送事業者の負担額	衛星の設計寿命までの間に発生する諸費用の見込額と運用収入、見込額が既存の料金と比較して低廉であるか、役務の提供条件に応じた料金区分の設定等について審査。	適
(4)	基幹放送事業者の意向の聴取	基幹放送事業者の意向を定期的に聴取する機会の有無について審査。	適
(5)	地上放送設備の確保	衛星基幹放送の業務を継続するために必要な設備の確保の計画、運用するための組織・要員体制の確立について審査。	適

※ 一つの衛星により公募対象の12チャンネルの全てを使用することを要件としており、この要件を満たすのは、(株)放送衛星システムの第3希望(12チャンネル)又は、スカパーJSAT(株)の希望(6チャンネル)((株)放送衛星システムの第7希望との組み合わせ)のみ(1頁参照)。

- 前述のとおり、(株)放送衛星システム(B-SAT)と、スカパーJSAT(株)が絶対審査をクリアしているが、希望する周波数が重複しているため、免許方針に掲げる審査事項(比較審査事項)により比較審査を行い、優位の申請に対して、予備免許を付与する。



※ スカパーJSAT(株)の希望と(株)放送衛星システムの第7希望の周波数の組み合わせによれば、双方に予備免許することが可能であるが、一の申請において、複数の希望がある場合、優先順位の高い順に審査を行うこととしているため、(株)放送衛星システムの第3希望とスカパーJSAT(株)の申請の間で、比較審査を行う必要があるもの。

審査(比較審査)結果の概要 ※ 詳細は別紙2のとおり。

36

- ・審査は対抗的審査により実施し、各比較審査事項について付与する点数は「(他の申請者より優位と判定した数)×1」点とする。
- ・(4)以外の審査は、各比較審査事項に列記している個々の事項が優れているものの数が多いものを優位とする。

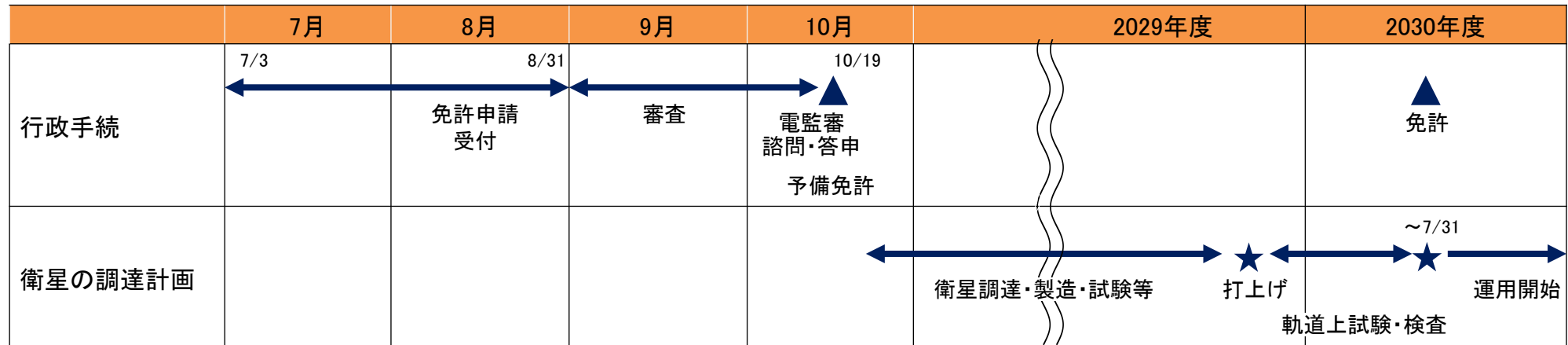
比較審査事項		評価方法	採点	
			(株)放送衛星システム	スカパーJSAT(株)
(1)	人工衛星の設計寿命までの事業計画に記載された計画を実施するための資金計画等の経理的基礎及び事業遂行上必要な設備の整備計画等の次に掲げる事項がより確実であること。 ア 経理的基礎の確保 イ 設備の整備計画 ウ 高度な技術者の確保	ア、イ、ウについて優劣を比較	1	0
(2)	人工衛星の調達や打上げ等に要する費用をより低廉にするための次に掲げる計画がより充実していること。 ア 人工衛星の調達費用を低廉にするための工夫に係る計画 イ 人工衛星の打ち上げ費用を低廉にするための工夫に係る計画 ウ 人工衛星の設計寿命及び燃料寿命	ア、イ、ウについて優劣を比較	0	0
(3)	衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための次に掲げる計画がより充実していること。 ア 衛星基幹放送事業者に、事業計画及びコスト構造を開示する方法並びにその改善計画 イ 衛星基幹放送事業者と、料金水準について協議する方法及びその改善計画 ウ 衛星基幹放送事業者と、役務内容について協議する方法及びその改善計画 エ 衛星基幹放送事業者と連携して衛星基幹放送の普及を図るための活動計画	ア、イ、ウ、エについて優劣を比較	0	0
(4)	放送衛星業務用周波数により、広帯域伝送方式の高精細度テレビジョン放送(一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの)を実施する場合に予定する放送局設備供給役務の料金の見込額の水準がより安価であること。	放送局設備供給役務の料金の見込み額の水準を比較	1	0
(5)	安全・信頼性を確保するための次に掲げる取組がより充実していること。 ア 自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備・対策 イ サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備・対策 ウ 経済安全保障上のリスクに対する取組 エ 地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への対策	ア、イ、ウ、エについて優劣を比較	0	0
合計			2	0

⇒ 比較審査の結果、(株)放送衛星システムの申請が優位であったため、同社に予備免許を付与することとしたい。

免許の条件等

- 免許に当たっては、インフラコストの低廉化やインフラコストの透明化などの実効性を確保するため以下の条件を付す。
- 衛星基幹放送事業者の負担額の低廉化、衛星基幹放送事業者への情報開示等免許申請時に提出した事業計画を遵守すること。また、遵守状況について、一年ごとに報告すること。
- 併せて、以下の事項を要請する。
- 1 非常災害時における放送の果たすべき重要な役割に鑑み、これまでの大規模災害を踏まえるとともに、近年激甚化・頻発化する気象災害や今後発生が懸念されている大規模地震等の災害を想定し、災害対応のための体制の充実及び予備送信機、予備電源等の整備等放送施設の安全・信頼性の一層の向上に努めること。
 - 2 放送の公正かつ能率的な普及の観点から、基幹放送局提供事業者としての役務の提供の一層の効率化に努めること。

今後のスケジュール

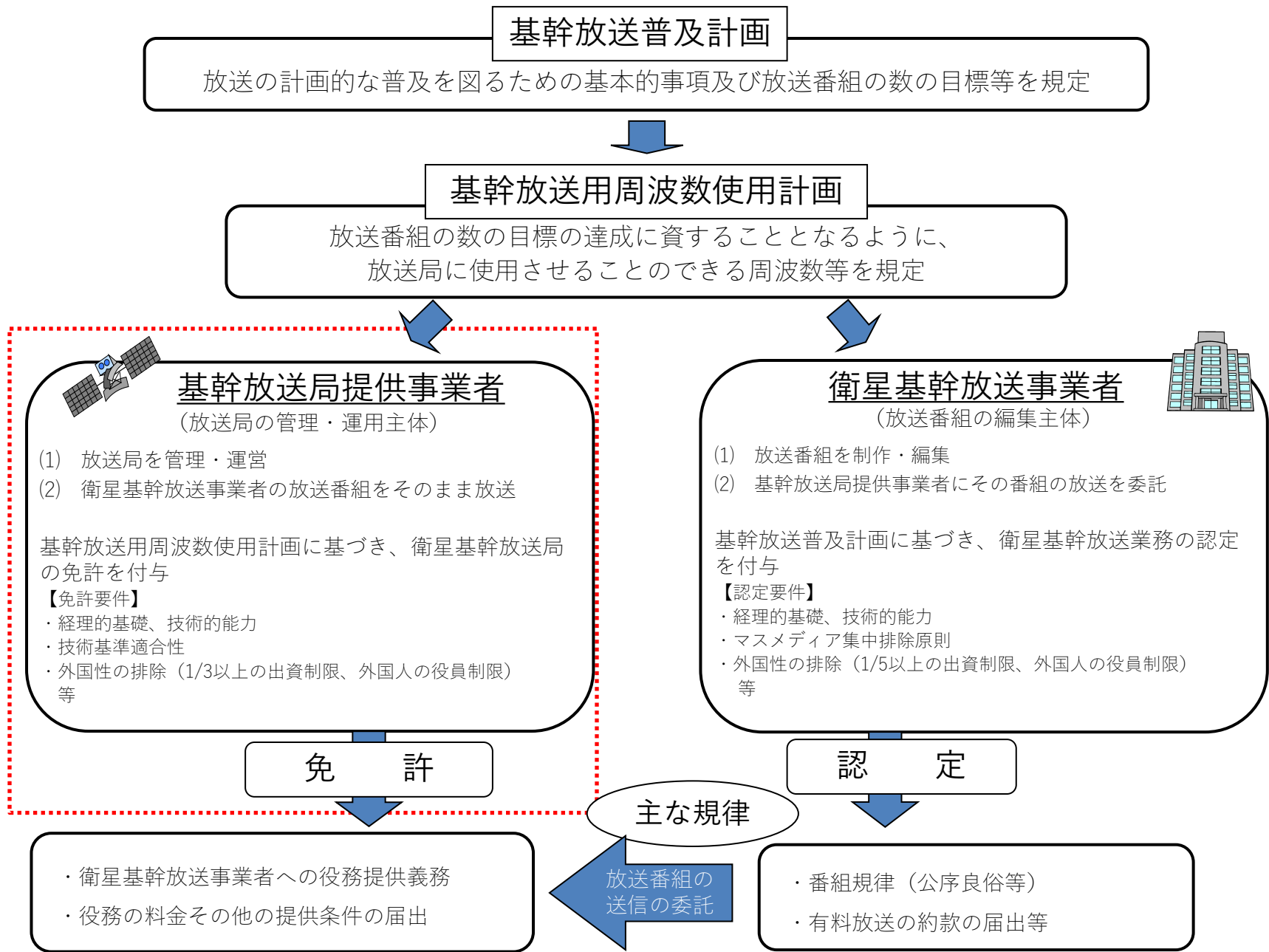


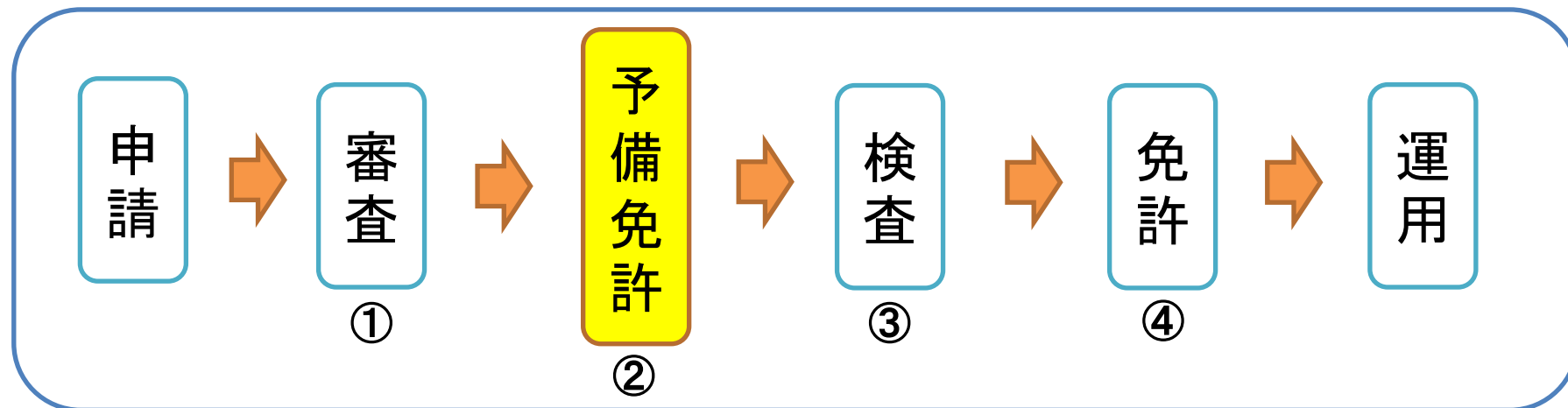
令和8年9月末現在

会社名	(株)放送衛星システム
設立年月日	1993年4月13日
所在地	東京都府中市若松町1-3-5
代表者名	代表取締役社長 寺田 健二
資本金	150億円
主な出資者	日本放送協会、WOWOW、TBS、 テレビ朝日、BS日テレ、ビーエスフ ジ、BSテレ東
主たる業 務	放送衛星の調達、放送衛星の運用 および管理ほか、基幹放送局提供 事業 * 現在、BS放送の無線局免許人と して、基幹放送局提供事業を実施

会社名	スカパーJSAT(株)
設立年月日	2007年4月2日
所在地	東京都港区赤坂1-8-1
代表者名	代表取締役 執行役員社長 米倉 英一
資本金	101.72億円
主な出資者	伊藤忠・フジ・パートナーズ、NTTド コモビジネス、日本マスタートラスト 信託銀行、日本テレビ、TBS、日本 カストディ銀行
主たる業 務	宇宙関連事業(通信・放送)、メディ ア事業 * 現在、東経110度CS放送の無線 局免許人として、基幹放送局提供事 業を実施

※ 「BS」(Broadcasting Satellite(放送衛星))と「CS」(Communication Satellite(通信衛星))は、使用する周波数の違いによる便宜的な呼称。





①申請書類の審査を行います。

- ・書面上、技術基準の適合性、周波数の割当可能性等を審査

②審査後、予備免許が与えられます。

- ・指定事項(周波数、空中線電力、工事落成の期限等)を指定

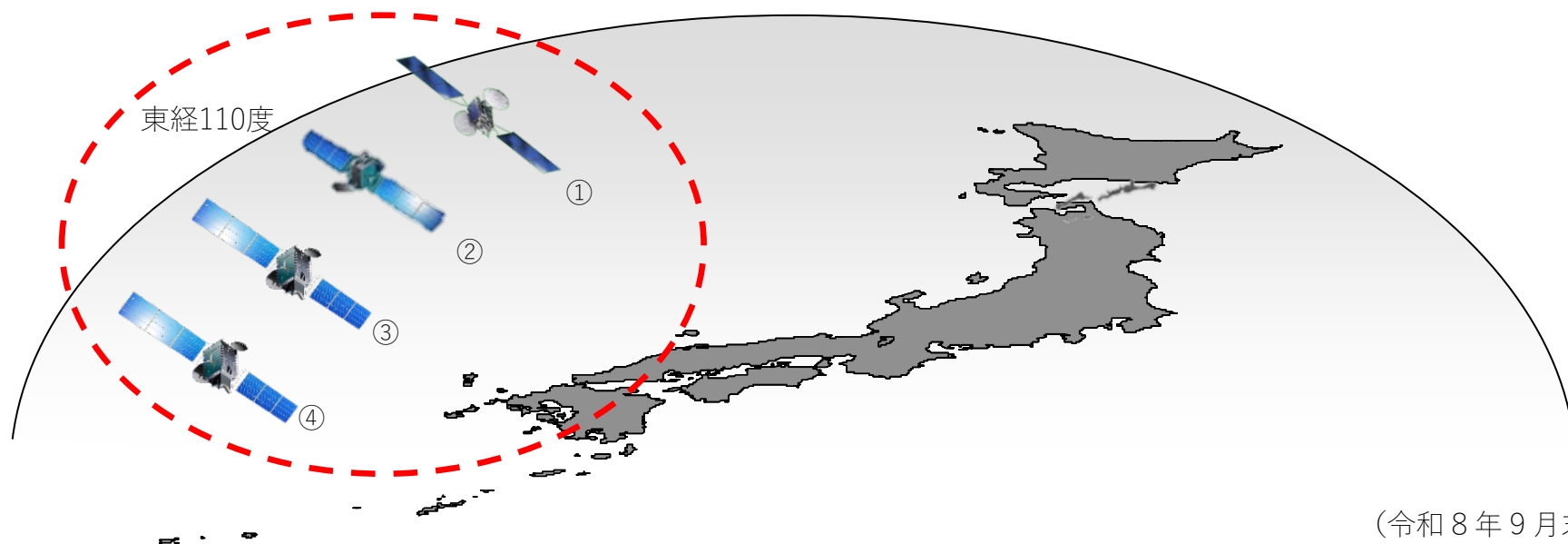
③予備免許を受けた後、工事を行い落成したら検査を受検します。

- ・設置された無線設備から発射される電波、無線従事者の資格及び員数、備付け書類等を検査

④検査に合格した後、免許状交付となります。

(参考4)我が国の衛星基幹放送に用いられている主な人工衛星

41



(令和8年9月末現在)

	衛星名	現用/予備	運用開始	設計寿命	燃料寿命
①	BSAT-3c/JCSAT-110R	予備装置	2011年9月	2026年	2030年※
②	JCSAT-110A	現用装置	2017年4月	2032年	2037年
③	BSAT-4a	現用装置	2018年12月	2032年	2038年
④	BSAT-4b	予備装置	2020年9月	2035年	2041年

※ 既存の衛星基幹放送局提供事業者らが衛星の製造メーカーからの回答を踏まえて計算を行った結果、通常運用の場合は2030年9月まで、高傾斜角軌道運用を実施した場合は2031年10月末まで運用可能であることが総務省有識者会議に報告された。

○電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

（無線局の開設）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。

一～四 （略）

2・3 （略）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第二十七条の十六第一項（第一号を除く。）又は第六項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の二十一第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

4・5 （略）

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 開設を必要とする理由

三 （略）

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第十八条第一項を除き、以下同じ。）

イ 人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）その人工衛星の軌道又は位置

ロ 人工衛星局、船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第三項において同じ。）、船舶地球局（船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第五項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外の無線局移動範囲

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十四第二項第十号、第三十八条の二第一項、第七十条の五の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

- 八 運用開始の予定期日
 - 九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十六第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
 - 十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
 - イ 代表者の氏名又は名称及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合
 - ロ 外国人等直接保有議決権割合
 - 2 基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項（を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。）
 - 一 目的
 - 二 前項第二号から第九号まで（基幹放送のみをする無線局の免許を受けようとする者にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項
 - 三 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
 - 四 事業計画及び事業収支見積
 - 五 放送区域
 - 六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要
 - 七・八 （略）
 - 九 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
 - イ 特定役員の氏名又は名称（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、代表者の氏名又は名称及び同条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合）
 - ロ 外国人等直接保有議決権割合
 - ハ （略）
 - 3～6 （略）
 - 7 人工衛星局の免許を受けようとする者は、第一項又は第二項の書類に、これらの規定に掲げる事項のほか、その人工衛星の打上げ予定時期及び使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲を併せて記載しなければならない。
 - 8 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。
 - 一～三 （略）
 - 四 基幹放送局
 - 9 前項の期間は、一月を下らない範囲内で周波数ごとに定める期間とし、同項の規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。
- （申請の審査）
- 第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。
- 一～四 （略）
 - 2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。
 - 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二百一十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
 - 二 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画（基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。
 - 三 当該業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 四～六 （略）
 - 七 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局にあつては、次のいずれ

にも適合すること。

イ 基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当てが可能であること。

ロ 基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。

八 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。

3 基幹放送用周波数使用計画は、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、基幹放送用割当可能周波数の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

4 総務大臣は、放送系の数の目標、基幹放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、基幹放送用周波数使用計画を変更することができる。

5 総務大臣は、基幹放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

（予備免許）

第八条 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

一 工事落成の期限

二 電波の型式及び周波数

三 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号（以下「識別信号」という。）

四 空中線電力

五 運用許容時間

2 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。

（落成後の検査）

第十条 第八条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明及び第五十条第一項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第十二条及び第七十三条第三項において同じ。）及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

（免許の拒否）

第十一条 第八条第一項第一号の期限（同条第二項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）経過後二週間以内に前条の規定による届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

（免許の付与）

第十二条 総務大臣は、第十項の規定による検査を行つた結果、その無線設備が第六条第一項第七号又は同条第二項第二号の工事設計（第九条第一項の規定による変更があつたときは、変更があつたもの）に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三

十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

(免許の有効期間)

第十三条 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

2 (略)

(免許記録)

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該免許に係る免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。

一 免許の年月日及び免許の番号

二 免許人の氏名又は名称及び住所

三 無線局の種別

四 無線局の目的（主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含む。）

五 通信の相手方及び通信事項

六 無線設備の設置場所

七 免許の有効期間

八 識別信号

九 電波の型式及び周波数

十 空中線電力

十一 運用許容時間

2 総務大臣は、基幹放送局の免許を与えたときは、前項の規定にかかわらず、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該免許に係る免許人に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。

一 前項各号（基幹放送のみをする無線局にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項

二 放送区域

三 特定地上基幹放送局にあつては、放送事項

四 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつては、当該他人の氏名又は名称

(証明書の交付)

第十四条の二 免許人は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前条又は第二十七条の五第二項の規定により作成された当該免許人に係る電磁的記録（以下「免許記録」という。）に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(簡易な免許手続)

第十五条 第十三条第一項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局その他総務省令で定める無線局の免許については、第六条（第八項及び第九項を除く。）及び第八条から第十二条までの規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

(運用開始及び休止の届出)

第十六条 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。

2 (略)

(検査等事業者の登録)

第二十四条の二 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2～6 (略)

(周波数割当計画)

第二十六条 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表(以下「周波数割当計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 無線局の行う無線通信の態様

二 無線局の目的

三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件

四 第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別

イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ イに掲げる周波数以外のもの

(電波の質)

第二十八条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

第二十九条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

(安全施設)

第三十条 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

(周波数測定装置の備えつけ)

第三十一条 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。

(その他の技術基準)

第三十八条 無線設備(放送の受信のみを目的とするものを除く。)は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

(無線局の免許の取消し等)

第七十五条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める無線局の免許を取り消さなければならない。

一 免許人が第五条第一項、第二項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつたとき 当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許

二 地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたとき 当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許

三 特定地上基幹放送局の免許人のその地上基幹放送の業務に用いられる全ての特定地上基幹放送局の免許がその効力を失つたとき 当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局であつて特定地上基幹放送局以外のものの免許

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、免許人が第五条第一項(第四号に係る部分に限る。次項において同じ。)又は第四項(第二号又は第三号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定により免許を受けることができない者となつた場合において、次に掲げる事項

を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該免許を取り消さないことができる。

一 第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた状況

二 前項の規定により当該免許を取り消すこと又はこの項の規定により当該免許を取り消さないことが、次のイ又はロに掲げる無線局の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項に及ぼす影響

イ 基幹放送局 当該免許に係る基幹放送の受信者の利益

ロ 基幹放送局以外の無線局 公共の利益

三 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、免許人が第五条第一項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつたと認めるときは、前項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る免許人の意見を聴かなければならない。

5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る免許人に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2・3 （略）

4 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。

二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規定による指定の変更を行わせたとき。

三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。

四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

五 特定地上基幹放送局の免許人が第七条第二項第四号ロに適合しなくなつたとき。

5～7 （略）

8 総務大臣は、第四項（第四号を除く。）及び第五項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき、並びに第六項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定を取り消すことができる。

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一～三 （略）

四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは第六条第二項第六号に掲げる事項の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十四第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第百二条の十八第一項の規定による指定校正機関の指定

五 （略）

2 (略)

(手数料の徴収)

第百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。

一 第六条の規定による免許を申請する者

二～二十四 (略)

2・3 (略)

(予備免許等の条件等)

第百四条の二 予備免許、免許、許可又は第二十七条の二十一第一項の登録には、条件又は期限を付することができる。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許、許可若しくは第二十七条の二十一第一項の登録に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに限り、かつ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

○電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）（抄）

（無線局の免許申請手数料）

第二条 法第六条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。

	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	新たな免許の申請手数料（単位円）	再免許の申請手数料（単位円）
(略)				
四	基幹放送局（テレビジョン基幹放送局及び多重放送をする無線局を除く。）	〇・一ワット以下のもの	九、七〇〇	五、二〇〇
		〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	三九、一〇〇	
		三ワットを超え一〇ワット以下のもの	五四、三〇〇	
		一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	九六、四〇〇	
		一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一二二、七〇〇	
		一キロワットを超えるもの	一五四、二〇〇	
五	テレビジョン基幹放送局	〇・一ワット以下のもの	一一、三〇〇	六、〇〇〇
		〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	四六、二〇〇	
		三ワットを超え一〇ワット以下のもの	七六、八〇〇	
		一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	一三〇、八〇〇	
		一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一五二、四〇〇	
		一キロワットを超えるもの	一六七、八〇〇	
(略)				

- 2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許の申請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）

表四の項	九、七〇〇	七、五〇〇
	五、二〇〇	三、七〇〇
	三九、一〇〇	二八、四〇〇
	五四、三〇〇	三九、〇〇〇
	九六、四〇〇	六八、九〇〇
	一二二、七〇〇	九五、〇〇〇
	一五四、二〇〇	一一七、二〇〇
	一一、三〇〇	八、六〇〇
表五の項	六、〇〇〇	四、三〇〇
	四六、二〇〇	三三、六〇〇
	七六、八〇〇	五五、七〇〇
	一三〇、八〇〇	九四、二〇〇
	一五二、四〇〇	一〇八、九〇〇
	一六七、八〇〇	一一九、六〇〇
	(略)	

3・4 (略)

○無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第15号）（抄）

（免許の単位）

第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。

一～八 （略）

九（１） 衛星基幹放送局

（２）～（４） （略）

十 （略）

2～4 （略）

5 基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。）に行わなければならない。

一 国内放送等の基幹放送の区分

（１） 国内放送

（２） 国際放送

（３） 中継国際放送

（４） 内外放送

二 地上基幹放送等の基幹放送の区分

（１） 地上基幹放送

（２） 衛星基幹放送

（３） 移動受信用地上基幹放送

三 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）によるものに限る。以下同じ。）又はそれ以外の放送の区分

四 基幹放送の種類による区分

（１） 中波放送

（２） 短波放送

（３） 超短波放送

（４） 標準テレビジョン放送

（５） 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）

（６） 高精細度テレビジョン放送

（７） 超高精細度テレビジョン放送

（８） データ放送

（９） マルチメディア放送

（１０） 超短波音声多重放送

（１１） 超短波文字多重放送

（１２） 超短波データ多重放送

（１３） その他の放送

五 有料放送を含む基幹放送又はそれ以外の基幹放送の区分

六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）、コミュニティ放送（放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）、外国語放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）十の外国語放送をいう。）、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分

6 同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設

備の工事設計に含めて申請することができる。

一 固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置

二～五 （略）

7～9 （略）

（申請書）

第三条 法第六条の規定により無線局の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 無線局の免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 免許を受けようとする無線局の種別及び局数

三 希望する識別信号（アマチュア局を除く。）

四 希望する免許の有効期間

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

（添付書類等）

第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添附する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一～九 （略）	（略）	（略）
十 衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局及び宇宙局	別表第二号第1	別表第二号の二第8
十一～十三 （略）	（略）	（略）

（基幹放送局の事業計画）

第六条 申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営形態

二 資本又は出資の額

三 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法

四 主たる出資者及びその議決権の数

五 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者の議決権を有する者に関する事項（十分の一を超える議決権を有する者に関する事項）

六 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する他の基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）であつて、次に掲げるものに関する事項

イ 十分の一を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第一号に規定する地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

ロ 三分の一を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者（放送法施行規則第二条第二号に規定する衛星基幹放送事業者をいう。以下同じ。）又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（同条第二号の二に規定する移動受信用地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

七 役員に関する事項

八 基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定並びに経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

区分	記載事項
イ 特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	（１） 放送番組の編集の基準 （２） 放送番組の編集に関する基本計画 （３） 週間放送番組の編集に関する事項 （４） 放送番組の審議機関に関する事項 （５） 放送番組の編集の機構及び考查に関する事項 （６） 放送法第百八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項
ロ 地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合	試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
ハ 基幹放送を行う実用化試験局の場合	試験の方法及び具体的計画

２～７ （略）

（放送区域）

第七条 法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する放送区域は、地図（これによることが不相当である場合は、総務大臣が別に指定する方法）により表示するものとする。

２・３ （略）

（添付書類の写しの提出部数等）

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	書類
一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	無線局事項書及び工事設計書の写し二通
二 （略）	（略）

２ 総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、免許の申請が、電子申請等による場合は、当該申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

(免許申請手数料の簡易な納付手続)

第八条の二 同一人に属する二以上の無線局（第二条第一項各号に掲げる無線局の種別を同じくするものに限る。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局については当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、地球の大気圏の主要部分の外にある物体（その主要部分の外に出ることを目的とし、又はその主要部分の外から入つたものを含む。以下「宇宙物体」という。）に開設する無線局については申請者の住所、その他の移動する無線局については当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にあるものについて免許の申請を同時に行う場合において、その申請書が二以上となるときは、手数料令第二条の規定による手数料は、当該申請書のうち任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙をはつて納めることができる。

(不適法な申請書等)

第九条 無線局の免許の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは、相当な期間を定めて、申請者に補正を求めるものとする。

2 前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。

(予備免許の付与の通知)

第十条 法第八条第一項の規定により無線局の予備免許を与えたときは、申請者に対しその旨を文書をもつて通知する。

(予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示)

第十条の二 (略)

2 (略)

3 デジタル放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の区分により行うものとする。

一 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第五章並びに第六章第三節及び第五節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒におけるシンボル数を併せて指定する。

二 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第六章第二節及び第四節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）を併せて指定する。

4 (略)

(空中線電力の指定)

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一～三 (略)	(略)
四 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局並びに基幹放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの	当該無線局が送信に際して使用しなければならない単一の値の空中線電力（実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）
五・六 (略)	(略)

(工事の落成届)

第十三条 法第十条の規定による工事の落成の届出は、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出

して行うものとする。

- 一 無線局の予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 無線局の種別及び局数
 - 三 識別信号
 - 四 予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号
 - 五 工事落成の年月日
 - 六 検査を希望する日（法第十条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。）
- 2 前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。
 - 3 法第十条第二項で定める書類は、第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

（拒否の通知）

第十四条 申請を審査した結果により又は工事の落成の届出がないことにより若しくは落成後の検査を行つた結果により免許を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

- 2 前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。

（記載事項の省略）

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一 基幹放送局

（１）・（２） （略）

（３） （１）及び（２）以外の基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法

二～九 （略）

- 2 法第六条第一項第九号に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。
- 3 （略）
- 4 法第六条第二項に規定する事業計画及び事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。）並びに特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局である場合においては、一の基幹放送局についてのみ記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。
- 5 法第六条第二項に規定する放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。以下同じ。）の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。
- 6 （略）

（申請手続の簡略）

第十五条の二の二 同一人に属する二以上の無線局（アマチュア局を除く。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあ

つては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。)がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、第二条第一項各号に掲げる無線局の種別ごと(基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと及び基幹放送の種類ごと(デジタル放送を行う場合を除く。))、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合にあつては第四条第二項の表六の項及び十二の項に掲げるものごと)に、同時に申請しようとする無線局の種別及び局数を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書(簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書)及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2～4 (略)

(工事設計書の記載の簡略)

第十五条の三 免許の申請書に添付する工事設計書は、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である無線設備を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合(航空機局に係る申請の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに限る。)は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分(船舶局の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときを除き、添付図面に係る部分に限る。)の記載を省略することができる。ただし、記載を省略しようとする無線局の無線設備の設置場所(船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。以下この項において同じ。)を管轄する総合通信局と既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局が異なる場合においては、記載を省略する旨、当該無線局の免許の番号等を工事設計書に記載することによつて、工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

2～4 (略)

○基幹放送局の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第21号) (抄)

(国内放送を行う基幹放送局)

第三条 国内放送（地上基幹放送に限る。以下同じ。）を行う基幹放送局は、次の各号（受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあつては、第一号及び第二号）の条件を満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号の規定により、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。

一 その局の免許を受けようとする者（以下「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。

二 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実であると認められるものであること。

三～五 （略）

六 その局が地上基幹放送試験局又は衛星基幹放送試験局であるときは、前各号（受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあつては、第一号及び第二号）の条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。

（１） 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。

（２） 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。

２・３ （略）

(衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局)

第三条の二 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局は、前条第一項第一号及び第二号の条件を満たすほか、衛星基幹放送を行う基幹放送局が衛星基幹放送試験局であるときは同項第六号（１）及び（２）の条件を満たし、移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局が電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときはその局に係る開設指針の規定に基づくものでなければならない。

(基幹放送局の設置場所等)

第五条 基幹放送局の空中線装置は、航空の安全その他生命、財産の安全に支障を与えない場所に設置するものでなければならない。

(既設局等への妨害排除)

第八条 開設しようとする基幹放送局は、その局を開設することにより既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）若しくは法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備の運用又は電波の監視（総務大臣がその公示する場所において行なうものに限る。）に支障を与えないものでなければならない。

(基幹放送の普及)

第九条 開設しようとする基幹放送局は、第三条及び第六条から前条までに規定する条件を満たすほか、その局を開設することが放送の公正かつ能率的な普及に役立つものでなければならない。

(優先順位)

第十条 第三条から前条までの各条項（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の各条項を含む。以下この条において同じ。）に適合する基幹放送局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、各条項に適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。

- 2 地上基幹放送に係る優先順位を決定するに当たっては、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の免許を受けようとする者の当該免許の申請及び当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者の放送法第九十三条第一項の規定による認定の申請を特定地上基幹放送局の免許の申請に相当する一の申請とみなして、前項の規定を適用する。

○基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）（抄）

第1 総則

1 この計画の規定の解釈に関しては、電波及び放送に関する法令並びに基幹放送普及計画の定めるところによるほか、次の定義に従うものとする。

(1)「周波数等」とは、周波数、その周波数に係る電波の送信場所及び空中線電力をいう。

(2)・(3)（略）

2 この計画において周波数等は、次により表示する。

(1) 周波数

各基幹放送局に使用させることのできる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)

ア・イ（略）

ウ テレビジョン放送

(ア)（略）

(イ) 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数(以下「放送衛星業務用の周波数」という。)を使用して衛星基幹放送を行う衛星によるもの

チャンネル番号	中央の周波数(GHz)
1	11.72748
3	11.76584
5	11.80420
7	11.84256
8	11.86174
9	11.88092
11	11.91928
12	11.93846
13	11.95764
14	11.97682
15	11.99600
17	12.03436
19	12.07272
21	12.11108
23	12.14944

(ウ) 人工衛星N—SAT—110によるもの

チャンネル番号	中央の周波数(GHz)
ND2	12.29100
ND4	12.33100
ND6	12.37100
ND8	12.41100
ND9	12.43100
ND10	12.45100
ND11	12.47100
ND12	12.49100
ND14	12.53100
ND16	12.57100
ND18	12.61100
ND19	12.63100

ND20	12. 65100
ND21	12. 67100
ND22	12. 69100
ND23	12. 71100
ND24	12. 73100

(2) 送信場所

(1)に規定する周波数の電波を送信することができる場所(衛星系の基幹放送については、対地静止衛星軌道上の経度)。ただし、特に必要と認められる場合は、この計画と異なる場所を個別に定めることができるものとする。

(3) 空中線電力

各基幹放送局に使用させることのできる最大の空中線電力。

- 3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、4から11までに規定するものを除き、第2から第7までに定めるとおりとする。

第6 デジタル放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等(注1)(注2)

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	東経110度 (放送衛星業務用の周波数 を使用して衛星基幹放 送を行う衛星)	1 3 5 7 8 9 11 12 13 14 15 17 19 21 23	0.12

(注1) 中継器の故障等により、上表により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) 8、12又は14の周波数を使用する場合であって、当該周波数に係る中間周波数により有害な混信等が発生したときは、特別の措置を講ずることができる。

第7 デジタル放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。)による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等(放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。)(注1)(注2)(注3)

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	東経110度 (N—SAT—110)	ND2 ND4 ND6 ND8 ND9 ND10 ND11 ND12 ND14 ND16 ND18 ND19 ND20 ND21 ND22 ND23 ND24	0.13

(注1) 中継器の故障等により、上表により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) ND2、ND4、ND6、ND8、ND9、ND10、ND11又はND12の周波数を使用する場合は、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。

(注3) ND9、ND11、ND19、ND21又はND23の周波数を使用する場合であって、当該周波数に係る中間周波数により有害な混信等が発生したときは、特別の措置を講ずることができる。

○電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号) (抄)

(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)

第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局(地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

(1) 工事設計書に記載された事項は、次のアからコまでに適合するものであること。

ア 通信方式及び通信路数は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。ただし、特に必要があると認められる場合は、複信方式とすることができる。

(イ) 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の通信路数は、通信内容及び必要とする通信需要量からみて繁忙時における呼損率との関係上必要最小限のものであること。

イ 有効通達距離又は最大測定距離、測定確度及び最小測定距離は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

ウ 送信装置は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及び終段素子の使用条件、その出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、送信機の出力端子における値として適正なものであること。

(イ) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲は、希望する電波の型式及び周波数の範囲を含むものであること。

(ウ) 発振方式、周波数の安定方式及び通倍方法は、次のとおりであること。

A 発振方式及び周波数の安定方式は、外部の温度、湿度の変化及び機内温度の上昇並びに電源圧力の変動等に対して送信周波数を許容値内に維持できるものであること。

B 通倍方法は、変調及び不要発射等(スプリアス発射又は不要発射をいう。以下同じ。)の抑圧の側面からみて妥当な段数であり、通倍段間の結合方法は、その方式及び不要発射等の出力特性からみて高低調波を十分抑圧できるものであること。

(エ) 変調の方式、各段の通倍数、変調系統、緩衝増幅器の挿入箇所及び周波数の混合方法は、電波の質、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(オ) 人工衛星局及び地球局の最大電力密度及び空中線電力低下の方法は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(カ) 高周波濾波器は、基本波に対する挿入損失が少なく、かつ、不要発射等の強度を規定値以下に抑圧できるものであること。

(キ) (略)

(ク) その他の装置は、その機能及び方式が当該無線局の電波の型式、空中線電力及び使用する周波数帯からみて適正なものであること。

(ケ) 予備の送信装置は、当該無線局の開設目的、事業又は業務の遂行上からみて

- 適正なものであること。
- エ 受信装置は、受信可能な電波の型式及び周波数の範囲が、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。
- オ 電源設備は、次の条件に適合するものであること。
- (ア) 電源設備は、できる限り予備電源装置又は予備の購入電力線を有しているものであり、かつ、非常災害に対し安全な場所に設けられているものであること。
 - (イ) 受電端又は発電機から送信装置までの電源系統は、機器の所要電力、負荷変動、分岐される系統の負荷の種類、自動電圧調整器の挿入箇所等からみて必要な電力を安定的に供給できるものであること。
 - (ウ) 一般的に予想される電圧変動率の範囲内において、送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又は不要発射等の変動が許容偏差又は許容値内に維持できるものであること。
- カ 空中線系は、次の条件に適合するものであること。
- (ア) 空中線の形状、指向特性、利得等は、希望する周波数、通信方式、回線経路、回線系統、プロフィール及びサービスエリア等からみて適正なものであること。
 - (イ) 空中線の地上高は、空中線電力、必要なサービスエリア等との関連において、できる限り低いものであること。ただし、890MHz以上の電波を使用する特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の空中線の地上高は、原則として当該電波伝搬路の状況を考慮して既設又は建築について計画中(施工中を含む。)の高層建築物等により電波の伝搬障害を生じるおそれがないと見込まれる適正な高さであること。
 - (ウ) 空中線の回転速度及び水平面又は垂直面の主輻射の角度の幅は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。
 - (エ) 基幹放送局の送信空中線の指向特性は、送信機出力の電力分配、空中線の諸元等を総合的に検討し、放送しようとする地区において必要な電界強度又は電力束密度を生じさせるのに妥当なものであり、かつ、その地区における主要な区域に対しては、有効な受信が確保されるよう考慮されているものであること。
 - (オ) 同一構内等至近距離に2以上の空中線が設置される場合は、十分その必要が認められるものであり、かつ、相互の混信妨害の度合いが十分小さいものであること。
 - (カ) 給電線、導波管、濾波器、共用器、給電線切替器等は、挿入箇所が適正であって挿入損失が少ないものであること。
 - (キ) 給電線は、送信空中線の特性インピーダンス、送信機出力インピーダンス、希望する周波数等からみて能率的であること。また、空中線系の整合は、できる限り完全であること。
 - (ク) (略)
 - (ケ) 空中線柱は、次のとおりであること。
 - A 空中線柱の強度は、自重(支線による張力を含む。)、空中線、機器等の重量並びに風圧及び被氷等による加重に十分耐えることができるものであること。
 - B 放物面鏡等の指向性のせん鋭な空中線を使用する場合の空中線柱は、振動によって通信の疎通に影響を与えない構造のものであること。
- キ (略)
- ク 附属装置の種類、型式、規格等は、当該無線局の使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。
- ケ 主調整装置が放送対象地域外に設置される基幹放送局の場合にあっては、当該装置に対する免許人の責務及び管理体制が明確であり、災害に関する放送を実施できる機能が十分確保されているものであること。
- コ 送信機、受信機、電源設備等の機器配置は、相互干渉、環境条件、保守の難易、危険防止等について十分考慮されているものであること。
- (2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの(特定基地局にあっては、法第27条の13第4項の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないもの)であること。この場合において、他の無線局の免許人等(法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、

それぞれ考慮すること。

ア 周波数は、周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)に適合するものであり、他の無線局に混信を与えないものであること。

イ 周波数の数は、基幹放送局を除き、当該申請者の開設する他の無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の地理的条件等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。

ウ 基幹放送局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)に基づき割当てが可能であること。

エ 地方委任局については、別表1の区分に基づき周波数の割当てが可能であること。
ただし、総合通信局長(沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。)が地域周波数利用計画を策定した場合は、これによることができる。

(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。

ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあっては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は基幹放送用(基幹放送の種類がマルチメディア放送又は標準テレビジョン放送の無線局の場合に限る。)であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定開設者であること。

イ (略)

ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、特定基地局にあっては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域が当該特定基地局に係る認定計画に照らし適正なものであること。

エ 無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から6か月以内であること。ただし、基幹放送局の無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から1年以内であること。

オ 希望する運用許容時間は、その事業又は業務の遂行に必要な時間であること。

カ 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 設置場所に係る土地及び建物は、予備免許又は免許を受けた後において使用できる十分な見通しがあること。

(イ) 他の無線局に対し当該無線局の与える混信妨害又は当該無線局が他の無線局が受ける混信妨害の度合いが十分小さいものであること。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) 使用周波数、伝送方式、回線経路、プロフィール等からみて、回線構成が適当と認められるものであること。

(カ) (略)

(キ) 基幹放送局の送信空中線の位置は、山、高層建築物等により、放送の受信者側にゴーストあるいはマルチパスを生ずるおそれが極力ない場所であること。

ク (略)

ク 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は以下を満たすものであること。

(ア) 特定地上基幹放送局の場合

A 放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)別添1に掲げる対策が講じられていること。

B 放送法第111条第2項第2号及び第121条第2項第2号の規定による基幹放送の品質に対する措置は、放送法関係審査基準別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(イ) 特定地上基幹放送局以外の基幹放送局の場合

A 放送法第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準別添1に掲げる対策が講じられていること。

B 放送法第121条第2項第2号の規定による基幹放送の品質に対する措置は、放送法関係審査基準別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(4) (略)

(5) 法第56条第1項に基づき総務大臣が指定する受信設備の運用に支障を与えないもの

であること。必要な審査は別添2「無線局の免許申請等に対する電波天文業務の用に供する受信設備の保護のための審査等」によること。

(6)・(7) (略)

(8) 基幹放送局の業務を維持するに足りる経理的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。

ア 法第6条第2項第3号に規定する無線設備の工事費については、当該基幹放送局を開設するために必要とする適正な工事費として計上されていること。

また、無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法については、事業計画の該当事項及び事業収支見積りの中において適正に計上されていること。

イ 法第6条第2項第4号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免許の有効期間において確実にその事業の計画を実施することができるものであること。

特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合にあっては事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が、補完中継局を整備する場合にあっては当該整備に要する費用負担が免許の有効期間における確実な事業の計画の実施に支障を来すものではないことが、具体的、かつ、適切に記載されていること。

(9) 基幹放送局の業務を維持するに足りる技術的能力は、次のアからエまでに適合するものであること。

ア 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第76条第3項第2号に規定する設備等維持業務（以下「設備等維持業務」という。）を確実に実施することができる体制（設備等維持業務を他人に委託する場合は、委託先を含む。）について、平常時の放送設備の的確な運用及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要及び要員の数が記載されており、適正に要員を配置するとともに緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備等維持業務を確実に実施するための規程が整備されていること。

ウ 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

エ 設備等維持業務を他人に委託する場合、放送法施行規則第123条の7各号に規定する措置が講じられていること。

(10)～(14) (略)

○令和 8 年に申請を受け付ける B S 放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）に係る基幹放送局に関する免許方針(令和 8 年総務省訓令第 3 0 号)

（趣旨）

第 1 条 令和 8 年 7 月 3 日から同年 8 月 3 1 日までの間に申請を受け付ける放送衛星業務用の周波数（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第 3 0 号の規定に基づき我が国に割り当てられた 1 1 . 7 G H z から 1 2 . 2 G H z までの放送衛星業務に使用する周波数をいう。以下同じ。）を使用する衛星基幹放送（第 3 条において「令和 8 年に申請を受け付ける B S 放送」という。）に係る基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を除く。次条第 1 項及び第 3 条において同じ。）の免許申請の審査に当たっては、電波法関係審査基準（平成 1 3 年総務省訓令第 6 7 号）の規定によるほか、この訓令に定めるところによるものとする。

（申請を受け付ける無線局）

第 2 条 申請を受け付ける無線局は、放送衛星業務用の周波数のうち電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波（次条（1）カにおいて「右旋円偏波」という。）の電波の周波数を使用して衛星基幹放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）を行う基幹放送局とする。

2 前項の無線局の工事落成の期限は、令和 1 2 年 7 月 3 1 日までとする。

（審査事項）

第 3 条 令和 8 年に申請を受け付ける B S 放送に係る基幹放送局の免許申請の審査は、電波法関係審査基準第 3 条の規定によるほか、次に掲げる事項について審査することとする。

（1）人工衛星調達方法等にあつては、次に掲げる事項

ア 新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間の人工衛星の使用及び当該申請に係る衛星基幹放送の業務を維持するために必要な経理的基礎の確保に係る計画が適正かつ明確に定められていること。

イ 高い信頼性を有する人工衛星を調達するものであり、その調達方法が適正かつ安価にするための工夫がされているものであること。

ウ 新たに調達する人工衛星は、1 3 年以上の設計寿命を有するものであること。

エ 人工衛星の打上げが失敗又は遅延をした場合における人工衛星確保のための次に掲げる対応の方法

（ア）人工衛星の打上げが失敗した場合には、放送の継続及び開始に支障のないようできる限り速やかに代替の人工衛星を打ち上げる計画を有していること。

（イ）人工衛星の打上げの遅延に対する対応策が適正かつ明確に定められていること。

オ 近接する又は同一軌道上の他の人工衛星との関係において、安全な軌道位置を確保するものであること。

カ 新たに調達する人工衛星は、申請者単独又は申請者以外の者との連携により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の業務に係る無線設備の併設による調達及び打上げを行うとともに、当該人工衛星により、当該免許申請により申請を受け付ける無線局に係る周波数全てを使用する衛星基幹放送の業務を行い、かつ、放送衛星業務用の周波数以外の周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）全てを使用して衛星基幹放送の業務に活用するものであること。

（2）衛星基幹放送事業者への情報開示にあつては、次に掲げる事項について、衛星基幹放送事業者への情報開示方法を具体的に定め、対象となる衛星基幹放送事業者に等しく情報開示を行うものであること。

ア 人工衛星の仕様の内容

イ 人工衛星の障害に関するデータの内容にあつては、次に掲げる事項

（ア）障害の部位・原因特定のためのデータとして開示する内容

（イ）障害対策として実施する措置として開示する内容

ウ 放送局設備供給役務の料金の算定根拠、コスト構造及びコスト削減の取組に関する

内容

エ 中長期の事業計画その他衛星基幹放送事業者が放送するに当たって必要となる情報に関する事項として開示する内容

(3) 衛星基幹放送事業者の負担額にあつては、次に掲げる事項

ア 放送局設備供給役務の料金の見込額が明確に定められていること。

イ アの料金の見込額が、既存の放送局設備供給役務の料金よりも低廉なものであること。

ウ アの料金の見込額が、新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間に発生することとなる諸費用等に照らし適正であること。

エ アの料金の見込額は、放送局設備供給役務の提供条件に応じた料金区分が設定されていること。

オ 新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間において基幹放送事業者に負担させることとなる料金を値上げする可能性がある場合にあつては、その想定される事由及び値上げの上限額が明確に定められていること。

カ アの料金の見込額が、他の事業分野との間での不当な内部相互補助により定められたものでないこと。

(4) 衛星基幹放送事業者の意向の聴取にあつては、新たに調達する人工衛星の運用開始以後において、衛星基幹放送事業者の意向を聴取するための方法が適正かつ明確に定められていること。

(5) 衛星基幹放送の業務を継続するために必要な設備・体制の整備にあつては、既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に必要な地上に配備する衛星基幹放送の業務の用に供する番組送出設備、中継回線設備及び地球局設備（次条（5）エにおいて「地上放送設備」という。）を確保すること。

（比較審査）

第4条 割り当てることのできる周波数が不足する場合には、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第10条第1項の規定に基づき、当該申請につき、比較審査を行う。当該比較審査に当たっては、同規則第3条第1項及び第2項、第5条、第8条並びに第9条への適合の度合いを評価するために、次に掲げる事項への適合の度合いについて審査するものとする。

(1) 人工衛星の設計寿命までの事業計画に記載された計画を実施するための資金計画等の経理的基礎事業遂行上必要な設備の整備計画等の次に掲げる事項がより確実であること。

ア 経理的基礎の確保

イ 事業遂行上必要な設備の整備計画

ウ 高度な技術者の確保

(2) 人工衛星の調達及び打上げ等に要する費用をより低廉にするための次に掲げる計画がより充実していること。

ア 人工衛星の調達費用を低廉にするための工夫に係る計画

イ 人工衛星の打ち上げ費用を低廉にするための工夫に係る計画

ウ 人工衛星の設計寿命及び燃料寿命

(3) 衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための次に掲げる計画がより充実していること。

ア 衛星基幹放送事業者に事業計画及びコスト構造を開示する方法並びにその改善計画

イ 衛星基幹放送事業者と料金水準について協議する方法及びその改善計画

ウ 衛星基幹放送事業者と役務内容について協議する方法及びその改善計画

エ 衛星基幹放送事業者と連携して衛星基幹放送の普及を図るための活動計画

(4) 放送衛星業務用周波数により、広帯域伝送方式の高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているものをいう。）を実施する場合に予定する放送局設備供給役務の料金の見込額の水準がより安価であること。

(5) 安全・信頼性を確保するための次に掲げる取組がより充実していること。

ア 自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備・対策

イ サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備・対策

ウ 経済安全保障上のリスクに対する取組

エ 地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への対策

附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。

○放送法（昭和25年法律第132号）（抄）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～二十三 （略）

二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

二十五～三十四 （略）

（基幹放送普及計画）

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

3～5 （略）

（提供義務等）

第百十七条 基幹放送局提供事業者は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める事項に従つた基幹放送局設備の提供に関する契約（以下「放送局設備供給契約」という。）の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

一 認定基幹放送事業者 当該認定基幹放送事業者に係る認定記録に記録されている事項のうち第九十四条第二項第三号から第六号までに掲げる事項（衛星基幹放送に係る場合にあっては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。次項第三号において「認定記録記録事項」という。）

二 特定地上基幹放送事業者（第百五条の二第二項の確認を受けた者に限る。次項第四号において同じ。） 当該特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局に係る免許記録に記録されている周波数並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項（次項第四号において「免許記録記録事項」という。）

2 基幹放送局提供事業者は、次に掲げる放送局設備供給契約の申込みを承諾してはならない。

一 基幹放送事業者以外の者からの放送局設備供給契約の申込み

二 第百五条の二第二項の確認を受けていない特定地上基幹放送事業者からの放送局設備供給契約の申込み

三 認定基幹放送事業者からの認定記録記録事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

四 特定地上基幹放送事業者からの免許記録記録事項に従わない放送局設備供給契約の申込み

（役務の提供条件）

第百十八条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務（以下「放送局設備供給役務」という。）の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基幹放送局提供事業者は、前項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により放送局設備供給役務を提供してはならない。

（会計整理等）

第百十九条 基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるものは、総務省令で定めるところにより、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

（変更命令）

第百二十条 総務大臣は、基幹放送局提供事業者が第百十八条第一項の規定により届け出た提供条件が次の各号のいずれかに該当するため、当該提供条件による放送局設備供給役務の提供が基幹放送の業務の運営を阻害していると認めるときは、当該基幹放送局提供事業者に対し、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 放送局設備供給役務の料金が特定の基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
- 二 放送局設備供給契約の締結及び解除、放送局設備供給役務の提供の停止並びに基幹放送局提供事業者及び基幹放送事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。
- 三 基幹放送事業者に不当な義務を課するものであること。
- 四 基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるものが提供する放送局設備供給役務に関する料金その他の提供条件が基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備を自己の基幹放送の業務の用に供することとした場合の条件に比して不利なものであること。

（設備等の維持）

第百二十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備及びその運用のための業務管理体制（当該基幹放送局提供事業者が基幹放送局設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあっては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送局設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 基幹放送局設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送局設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

（重大事故の報告）

第百二十二条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備等に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

（設備等の改善命令）

第百二十三条 総務大臣は、基幹放送局設備等が第百二十一条第一項の総務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、基幹放送局提供事業者に対し、当該基準に適合するように当該基幹放送局設備等を改善すべきことを命ずることができる。

（設備等に関する報告及び検査）

第百二十四条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、

基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出)

第百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第九項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第十項(実施基準の認可)、同条第十九項(任意的業務の認可)、第二十二条(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第二十二条の二(関連事業持株会社への出資の認可)、第二十二条の三第一項若しくは第三項(関連事業出資計画の認定)、第六十四条第二項及び第三項(受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第七十三条の二第二項ただし書(還元目的積立金の取崩しに係る認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第百十六条の四第一項(経営基盤強化計画の認定)、第百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

- 2 前項各号(第四号を除く。)の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抄）

（役務の提供条件）

第九十二条 法第百十八条第一項の総務省令で定める提供条件は、次のとおりとする。

- 一 放送局設備供給役務の料金及びその支払方法
 - 二 基幹放送局設備の管理方法
 - 三 その他基幹放送の業務の運営に重大な関係を有する事項
- 2 法第百十八条第一項の届出をしようとする者は、別表第二十二号の様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。
- 一 提供条件（変更の届出の場合は、提供条件の新旧対照）
 - 二 実施しようとする期日

（兼業事業者の会計整理等）

第九十三条 法第百十九条の規定により、基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるもの（以下「兼業事業者」という。）が行う会計の整理及びこれに基づき公表しなければならない事項は、次条から第百一条までに定めるところによる。

（遵守義務）

第九十四条 兼業事業者は、次の各号に掲げる場合を除き、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備（法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。）を基幹放送の業務の用に供する業務（以下「放送局設備等供給業務」という。）に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

- 一 兼業事業者が基幹放送局設備を用に供する衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又は地上基幹放送の別が、その兼業事業者が行う基幹放送の別と異なる場合
 - 二 兼業事業者の基幹放送局（自己の基幹放送の業務に用いる放送局を除く。）の放送区域と当該兼業事業者の基幹放送の業務に係る放送対象地域の重複がない場合（前号に掲げる場合を除く。）
- 2 第二十五条の規定は、兼業事業者の会計について準用する。

（会計の基準の整備等）

第九十五条 兼業事業者は、この省令の規定に基づく費用及び収益の計算を正確に行うための規程その他経理に関する制度を整え、放送局設備等供給業務に関する会計を整理しなければならない。

（会計単位の区分）

第九十六条 兼業事業者は、放送局設備等供給業務に関連する費用及び収益を、放送局設備等供給業務管理部門（当該兼業事業者の基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局等設備にあつては、当該兼業事業者の基幹放送局設備に相当する部分に限る。以下同じ。）及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な費用並びに当該基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）と放送局設備等供給業務利用部門（基幹放送の業務に属する活動（当該兼業事業者の基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備及びその管理運営を除く。）に必要な費用及び当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）とに適正に区分して整理しなければならない。

- 2 前項の場合において、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備の利用に関する放送局設備等供給業務管理部門と放送局設備等供給業務利用部門との取引は、法第百十八条第一項の規定により届け出られた放送局設備供給役務の提供条件に記載された当該取引に適用することが相当と認められる料金の振替によつて整理しなければならない。

（損益計算書及び配賦整理書）

第九十七条 兼業事業者は、別表第二十三号の様式による損益計算書並びに当該損益計算書を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準並びに整理の手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の損益計算書に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位をもつて表示することができる。

（費用及び収益の整理）

第九十八条 別表第二十三号の様式による損益計算書の二以上の科目に関連する費用及び収益は、適正な基準によりそれぞれの科目に整理しなければならない。

（公表等）

第九十九条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書及び配賦整理書を、毎事業年度経過後三箇月以内に当該兼業事業者の事務所に備え置き、その日から起算して五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書及び配賦整理書を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（計算結果証明）

第一百条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。

（会計記録の保存）

第一百一条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書の作成に用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後五年間保存しなければならない。

（適用の範囲）

第一百二条 法第一百一十一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第二百一条第一項の技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）は、この款の定めるところによる。

（予備機器等）

第一百四条 番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。

（故障検出）

第一百五条 番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能を備えなければならない。

2 （略）

（試験機器及び応急復旧機材の配備）

第一百六条 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

2 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

(耐震対策)

第一百七十七条 放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

- 2 放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。
- 3 その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(機能確認)

第一百八条 放送設備の機器の機能を代替することができる第一百四条に規定する予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていなければならない。

- 2 放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならない。

(停電対策)

第一百九条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。

- 2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

(送信空中線に起因する誘導対策)

第一百十条 送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具その他送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響を防止する措置が講じられていなければならない。

(防火対策)

第一百十一条 放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

(屋外設備)

第一百十二条 屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

- 2 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

(放送設備を収容する建築物)

第一百十三条 放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。
- 二 当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること。
- 三 当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

(耐雷対策)

第一百十四条 放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていなければならない。

(宇宙線対策)

第百十五条 人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置が講じられていなければならない。

(サイバーセキュリティの確保)

第百十五条の二 放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために必要な設備は、当該放送設備によつて行われる放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のために必要な措置が講じられていなければならない。

第百二十二条 第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2 第百五条第二項及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる中継回線設備について適用しない。

3 第百五条第二項、第百六条第二項及び第百十五条の規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる地球局設備について適用しない。

4 第百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、衛星基幹放送の業務に用いられる放送局の送信設備について適用しない。

(適用の範囲)

第百二十三条の三 法第百十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第百二十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）はこの款の定めるところによる。

(実施体制)

第百二十三条の四 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施することができる体制を整備しなければならない。

(規程)

第百二十三条の五 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施するため、規程を定め、当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施しなければならない。

(実務経験等の能力)

第百二十三条の六 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していなければならない。

(委託業務の的確な実施を確保するための措置)

第百二十三条の七 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置

二 委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することによ

り、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

- 三 委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

○基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）（抄）

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会（以下「協会」という。）、大学教育のための放送を行う放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者（以下「民間基幹放送事業者」という。）により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア （略）

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあつては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあつては右旋円偏波及び左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア) 協会の衛星基幹放送

A 協会の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。）を行うこと。

(A) 高精細度テレビジョン放送（一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。）

(B) 超高精細度テレビジョン放送

B Aの放送については、首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすものとする。

C A(A)の放送については、その周波数（右旋円偏波の電波に係るものに限る。）の1の範囲内において、衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行うとともに、外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする1系統の総合放送を行うこと。

D A(A)の放送については、多様化・高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及に取り組むものとする。

E A(A)の放送については、各年度の総放送時間（ニュース番組及びスポーツ中継番組を除く。以下同じ。）のうち、協会が外部制作事業者（国内及び国外において放送番組の制作の事業を行う者（協会の子会社及び関連会社を除く。）をいう。以下同じ。）に制作を委託した放送番組（協会の子会社又は関連会社を介して制作を委託したものを含み、協会のみ著作権が帰属するものを除く。）、協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組及び予約購入方式による放送番組の放送時間が占める割合が百分の十五以上となるよう努めること。

F A(B)の放送については、超高精細度テレビジョン放送の普及の促進に資するため、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の放送をそれぞれの放送の特性を生かして行

うこと。

(A) その周波数(右旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1/3の範囲内において、外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用して行う総合放送

(B) その周波数(左旋円偏波の電波に係るものに限る。)の1の範囲内において行う総合放送

G F (A)の放送については、各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者に制作を委託した放送番組(協会の子会社又は関連会社を介して制作を委託したものを含み、協会のみ著作権が帰属するものを除く。)、協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組及び予約購入方式による放送番組の放送時間が占める割合が百分の二十五以上となるよう努めること。

H A (B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。

(A) Dに定める事項

(B) 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境の整備に配慮すること。

I F (B)の放送については、一部の時間帯において、複数の超高精細度テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。

J 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境が一定程度整備され、当該周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送が普及した段階で、協会の衛星基幹放送に係る放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標について見直すものとする。

(イ) 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送(高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。)及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うこと。

(ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、それぞれの特性を生かした放送を行うこと。また、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数)の目標

1 総則

(1) (略)

(2) 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標は、(3)に定めるものを除き、2に定めるとおりとする。

(3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。

ア～エ (略)

オ 衛星基幹放送(次のいずれかに該当する基幹放送を除く。)

(ア) 協会又は学園の衛星基幹放送

(イ) 高精細度テレビジョン放送

(ウ) 超高精細度テレビジョン放送

カ (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)・(2) (略)

(3) 衛星基幹放送

ア 協会の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放 送	総合放送	全国	2 (注1) (注2)
超高精細度テレビジョン放 送以外のテレビジョン放送	総合放送	全国	1

(注1) 右旋円偏波の電波の周波数及び左旋円偏波の電波の周波数を使用して、それぞれ1番組の放送を行うものとする。

(注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあっては1の周波数を3分割して利用する場合の放送番組の数とし、左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあっては1の周波数を分割せずに利用する場合の放送番組の数とする。

イ 学園の衛星基幹放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の目 標
超短波放送	大学教育放送	全国	1
超高精細度テレビジョン放 送以外のテレビジョン放送		全国	1

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送を することのできる放 送番組の数の 目標
超高精細度テレビジョン放送	全国	24程度(注1)
超高精細度テレビジョン放送以外 のテレビジョン放送	全国	39程度～79程度(注2)

(注1) 1の周波数を、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあっては2分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあっては3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注2) 1の周波数を2分割、3分割又は4分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(4)・(5) (略)

○無線局免許等事務処理規程（平成13年1月6日総基総第10号通達）（抄）
（進達）

第7条 地方局長は、本省処理局に関する免許申請書等の形式審査を終了したときは、次の各号に規定する手続により、速やかに局長に進達するものとする。

- （1） 免許申請書等の原本を直ちに局長に送付する。
- （2） 免許申請書等が免許規則第32条に規定する電磁的方法により記録されたものである場合又は電子申請等により提出されたものである場合は、必要に応じて、その記録媒体又は内容確認機能により出力した帳票を送付するものとする。
- （3） （1）により原本を局長に送付した後、付録第2号第1の様式に同付録第2に掲げる資料のうち、審査上必要と認められるものを添えて、速やかに局長に進達するものとする。

(写)

(公印・契印省略)

諮 問 第 3 2 号
令和 8 年 1 0 月 1 9 日

電波監理審議会
会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 藤井 比早之

諮 問 書

株式会社放送衛星システム（代表取締役社長 寺田 健二）及びスカパー J S A T株式会社（代表取締役 執行役員社長 米倉 英一）から、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、衛星基幹放送局5局について、それぞれ免許申請があった。

申請者概要及び申請内容は別添のとおりであり、これについて審査した結果、別紙1のとおり両者ともに法第7条第2項各号の規定に基づく絶対審査基準に適合するものと認められた。しかしながら、絶対審査基準に適合した全ての申請に対し指定することのできる周波数が不足したため、令和8年に申請を受け付けるB S放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）に係る基幹放送局に関する免許方針（令和8年総務省訓令第30号）第4条の規定に基づく比較審査を行った結果、別紙2のとおり、株式会社放送衛星システムの申請が、スカパー J S A T株式会社の申請より適合の度合いが高いものと認められた。

よって、株式会社放送衛星システムの申請に対しては法第8条第1項の規定により予備免許を与え、スカパー J S A T株式会社の申請に対しては免許を拒否することとしたい。

以上について、法第99条の11第1項第4号の規定に基づき、諮問する。

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案
(令和 8 年 1 0 月 1 9 日 諮問第 3 3 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、後藤官、宮内官)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(宮本課長補佐、川畑係長)

電話：03－5253－5893

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案

1 諮問の概要

総務省は、令和 8 年 7 月 10 日に、情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社 特別顧問）より、「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」（令和 7 年 2 月 3 日付け諮問第 30 号）について、第一次中間答申を受けた。

本答申において、技術進展や利用ニーズの高度化・多様化を踏まえた携帯電話の免許制度の在り方について取りまとめられたこと等を踏まえ、制度整備を行う。

2 改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

【電波法施行規則 第 15 条の 3、第 33 条、別表第 5 号の 10】

【無線局免許手続規則 第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 24 条の 5、別表第 2 号の 4、別表第 3 号の 5、別表第 3 号の 6、別表第 7 号の 2】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定（公布日の施行を予定）。

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続きについて、令和 8 年 8 月 5 日（水）から令和 8 年 9 月 8 日（火）までの期間において実施したところ、省令案等に対する意見の提出が 22 件あった。

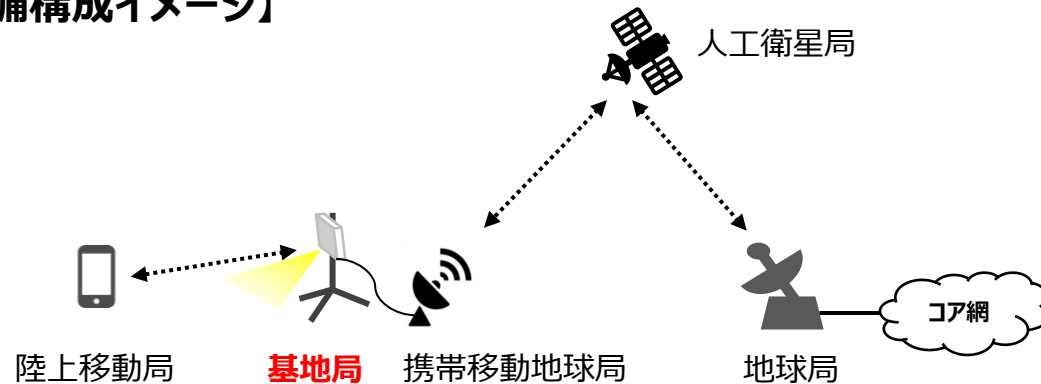
携帯電話基地局等の無線局免許手続の更なる 迅速化・効率化に向けた関係規定の整備

令和 8 年 1 0 月
総 務 省
移 動 通 信 課

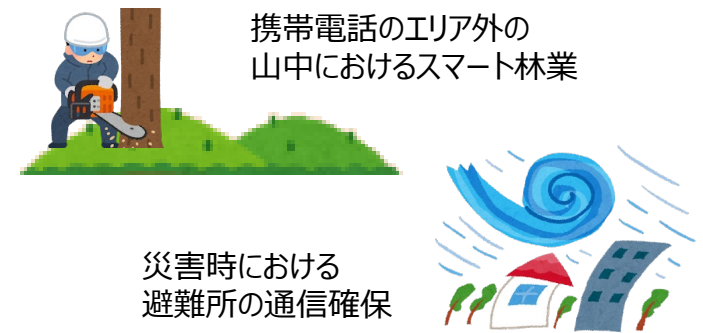
可搬型基地局の概要

- エントランス回線に衛星通信を用いた小型かつ持ち運び可能な基地局（以下「可搬型基地局」という。）。
- 携帯電話サービスのエリア外の地域において、一時的なエリア化（音声呼を含む。）を簡易に実現できる。

【設備構成イメージ】



【利用イメージ】



情報通信審議会 一部答申

「情報通信審議会 一部答申(社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方)」(令和8年7月)(抜粋)

(3) 考え方

本委員会における議論を踏まえ、総務省において、携帯電話の免許制度について、次の事項に取り組むことが適当である。

①可搬型基地局の活用によるエリア外等における通信環境の確保

(略)。その手段の1つとして、持ち運びが可能で柔軟な設置・運用を行うことができる基地局（可搬型基地局）は、携帯電話サービスのエリア外となっている地域において、一時的なエリア化を簡易に実現できることから有用である。

可搬型基地局について、混信防止対策に留意しつつ、利用ニーズに応じて柔軟に設置・運用することができるよう、免許人以外の者による無線局の簡易な操作・運用に関する特例の適用や包括免許の届出手続の見直しを含め、必要な制度整備を行うことが適当である。

制度整備の概要

- 可搬型基地局には、これまで主に宅内向けの小型基地局として利用されてきた**フェムトセル基地局**を使用。
- フェムトセル基地局と同様、**無線従事者ではない利用者が操作・運用することも想定し、無線従事者以外の者による簡易な操作の特例や、免許人以外の者による簡易な操作による無線局の運用の特例を適用。**

【無線設備】

- ・ 無線設備は、**フェムトセル基地局の技術基準を適用。**
- ・ フェムトセル基地局と同じく、**空中線電力を一定（100mW等）以下に制限。**



フェムトセル基地局の技術基準に適合する無線設備を使用

【無線設備の操作・運用】

- ・ フェムトセル基地局と同様、**無線従事者以外の者による簡易な操作を可能とする。**
- ・ また、フェムトセル基地局と同様、免許人以外の者による簡易な操作による無線局の運用の特例を適用。



利用者が電源のオンオフ等の簡易な操作を行うことができる

【包括免許の適用】

- ・ 利用ニーズに応じて柔軟に設置することができるよう、**包括免許を適用。**
- ・ 包括免許に基づく基地局の開設又は変更の届出事項は、**フェムトセル基地局と同じとする。**

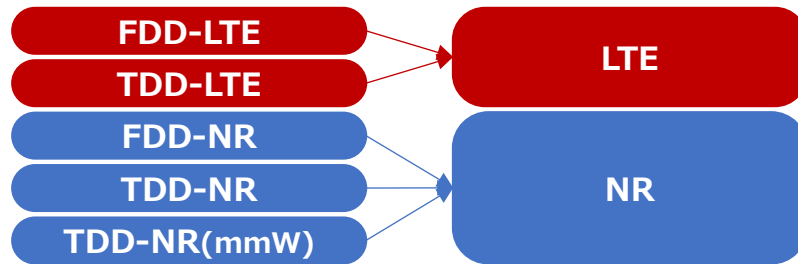


包括免許に基づき開設する無線局については事後届出（15日以内）

陸上移動局の無線設備の規格の整理

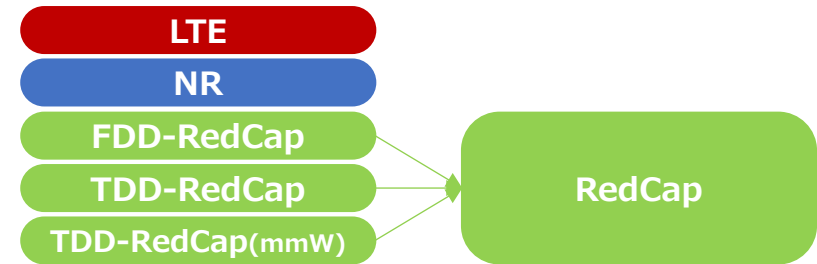
- 電波法第27条の2により、包括免許は、省令で定める**特定無線局の無線設備の規格を同じくするものごと**に取得。
- 携帯電話の陸上移動局について、特定無線局の無線設備の規格の数が増加するとともに、その組合せも増加していることから、**同一の包括免許により多様な携帯電話端末を運用できるよう、特定無線局の無線設備の規格を整理**。

（参考）令和7年度の制度改革



- 令和7年度の省令改正において、一般的な携帯電話端末向けの**特定無線局の無線設備の規格を5規格から2規格に整理**し、その組み合わせごとに取得される**包括免許の取得パターンを最大31通りから最大3通りに整理**

【今回の制度改革】



- IoT端末では、RedCap、LTE又はNRを組み合わせるケースもある
- **特定無線局のうちRedCapの無線設備の規格を3規格から1規格に整理**し、RedCap、LTE又はNRを組み合わせるケースについて、**包括免許の取得パターンを最大31通りから最大7通りに整理**

【参考】「情報通信審議会 一部答申(社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方)」（令和8年7月）（抜粋）

（3） 考え方

本委員会における議論を踏まえ、総務省において、携帯電話の免許制度について、次の事項に取り組むことが適当である。

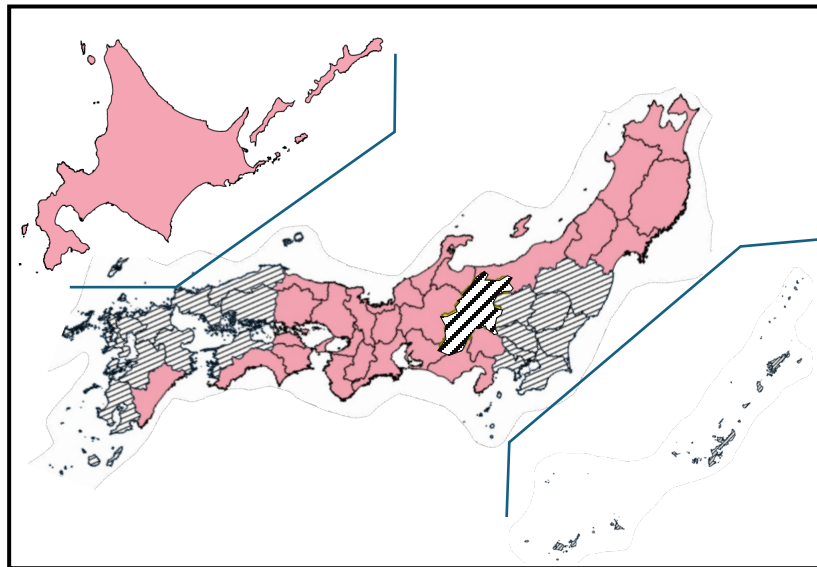
②高周波数帯（Sub6・ミリ波）の基地局の柔軟・迅速な整備等

（略）。このほか、IoT向けのRedCapをはじめ、携帯電話端末の無線設備の規格が増加していることを踏まえ、同一の包括免許により多様な携帯電話端末を運用できるよう、陸上移動局の包括免許の在り方について必要な見直しを行うことが適当である。

包括免許の適用範囲の拡大（告示改正）

- 携帯電話と衛星通信で周波数を共用しているSub6帯（3.7～4.0GHz帯）について、事業者間協議により、干渉対策が必要なエリアの一部見直し（都道府県単位⇒市町村単位）が行われたことから、それに伴い、公共業務用無線局及び宇宙無線通信を行う無線局へ混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める告示（令和7年総務省告示第310号）を改正し、包括免許の対象地域の見直しを行う。

【現在の包括免許の対象地域（3.7～4.0GHz帯）】



- 干渉調整エリア内 = 屋内等のみ包括免許
- 干渉調整エリア外 = 包括免許の対象地域



都道府県単位から市町村単位に見直すことにより、東京23区のうち10区、横浜市などを含む291市区町村※が新たに包括免許の対象地域となる。

※ 神奈川県川崎市及び相模原市にあっては、一部行政区を除く。

【参考】「情報通信審議会 一部答申(社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方)」(令和8年7月)(抜粋)

(3) 考え方

本委員会における議論を踏まえ、総務省において、携帯電話の免許制度について、次の事項に取り組むことが適当である。

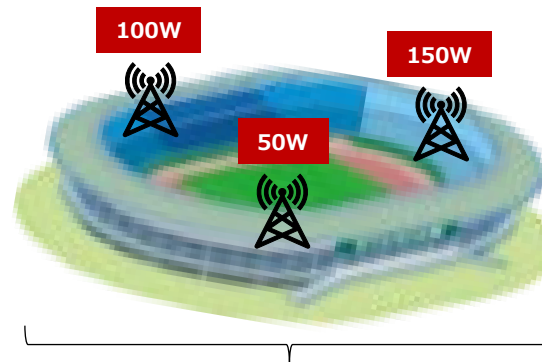
②高周波数帯（Sub6・ミリ波）の基地局の柔軟・迅速な整備等

高周波数帯を使用する基地局について、免許手続の効率化や通信需要に応じた柔軟・迅速な設置・変更・運用の確保に向け、今後、価額競争により割り当てられる26GHz帯について包括免許の適用を検討するとともに、現在既に割り当てられている高周波数帯等について、混信防止対策に留意しつつ、包括免許の対象の更なる拡大を検討することが適当である。

5 G基地局の空中線電力の指定方法の明確化（審査基準改正）

- 5 G基地局について、大規模施設等において同一の場所に複数の無線設備を設置するケースが増加。
- 1 の5 G基地局が複数の無線設備を有する場合には、**それらの無線設備の空中線電力の中から最大の値をその5 G基地局の空中線電力として指定**することを明確化。

【改正内容の概要】



- ・ 同一の設置場所（住所）の場合には、1つの基地局として扱われる
- ・ この場合に、5 G基地局の空中線電力を、各無線設備の空中線電力の総和ではなく、**最大値を指定**することを明確化（上記図の場合には5 G基地局の空中線電力は150W）

【参考】「情報通信審議会 一部答申(社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方)」（令和8年7月）（抜粋）

（3） 考え方

本委員会における議論を踏まえ、総務省において、携帯電話の免許制度について、次の事項に取り組むことが適当である。

③ 5 G基地局の空中線電力の指定方法の明確化

基地局の無線設備の形態や運用方法は、セクタアンテナやアダプティブアンテナの導入など、モバイルネットワークの高度化に伴って変化しており、それに対応して、基地局の空中線電力の指定方法についても適時適切に見直していくことが求められる。

5 G基地局について、無線設備の形態や運用の実態を踏まえた適切な置局や操作が可能となるよう、一の5 G基地局が複数の無線設備を有する場合（いわゆるマルチセクタ構造の場合）等における空中線電力の指定方法について、必要な明確化を行うことが適当である。

「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等」

に関する意見募集の結果及び意見に対する考え方

[募集期間：令和8年8月5日（水）～令和8年9月8日（火）]

意見提出者：計22件（法人等10件、個人12件）

意見提出者一覧（五十音順）

株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社	連名（6者）	個人（12件）

※連名の意見提出者：阪神電気鉄道株式会社、阪神ケーブルエンジニアリング株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、姫路ケーブルテレビ株式会社、BAN-BAN ネットワークス株式会社及びアイテック阪急阪神株式会社

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全般				
1	株式会社NTTドコモ	本省令案は、無線局免許手続きの迅速化並びに無線設備の効率的な運用に資するものであり、移動通信ネットワークの更なる高度化及び速やかな展開にも寄与するものと考えます。 当社要望事項が適切に反映されていることから賛同するとともに、早期の制度整備及び円滑な運用開始を期待いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
2	KDDI株式会社	本改正案は、無線局の免許手続等の更なる迅速化・効率化を図るとともに、社会環境や通信需要の変化に対応した電波の有効利用を推進するものであり、改正されることに賛同いたします。 また、本改正により、免許人における手続負担が軽減され、利用ニーズに応じた柔軟かつ迅速な無線システムの導入・運用が可能となることは、通信イン	本案への賛同意見として承ります。	無

		フラの整備促進に資するものと考えます。		
3	阪神電気鉄道株式会社等 (6者連名)	携帯電話基地局等の無線局免許手続の更なる迅速化・効率化に向けた関係規定の整備を踏まえた、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案・告示案・訓令案に対し賛同します。 特に、地域 BWA 事業者が免許手続きをする際の全国 BWA 事業者との干渉調整（事業者間調整）について、全国 BWA 事業者と共通の 5G/4G/LTE 技術をベースとしたシステムを利用する場合、全国 BWA 事業者とシステム同期をとることで事業者間調整手続きが省略できるようになることは、免許手続の迅速化や効率化に留まらず、事業参入の促進にもつながることから、地域 BWA 業界全体の発展に寄与するものと期待しています。 なお、今回の制度改正による免許手続簡略化の周知啓発を行なうため、業界団体である地域 BWA 推進協議会や全国 BWA 事業者と連携しながら、ガイドライン整備等にも積極的に協力・貢献したいと考えています。	本案への賛同意見として承ります。	無
4	個人	【意見の全体概要】 今回の制度整備案は、情報通信審議会からの答申を踏まえ、技術進展や多様化する利用ニーズに対応して電波の有効利用を推進するものであり、その趣旨に深く賛同いたします。 新制度の円滑な施行と普及促進、申請者の手続き負担軽減、ならびに既存事業者の運用に関する予見可能性向上を図る観点から、法制度の本質的な変更を伴わず行政実務および運用の明確化により対応が可能な 5 点の改善案を提出いたします。 ＜中略、別途 No19、No22、No29、No30 及び No31 に記載＞ 【まとめ】 以上の提案は、いずれも現行改正案の骨子や政策目標を変更することなく、規定の追記、ガイドラインの提示、情報公開の充実といった比較的容易な行政対応により実現可能なものです。	【意見の全体概要】の一段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 【意見の全体概要】の二段落目及び【まとめ】につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		これらを実施いただくことで、制度の透明性と利便性が大幅に向上し、我が国における電波の有効利用と新技術の普及が一段と加速するものと確信いたします。ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。		
5	個人	この度の改正案について全面的に賛成します。ついては速やかな施行を求めます。 なかでも電波法関係審査基準の改正については、5G 基地局の技術操作をする者に要求される資格が緩和されることにつながると考えるため、とりわけ迅速な施行を要求します。 これまで 5G 基地局は、その装置の平均電力等が LTE 基地局と大差がなく、また、現地での保守整備に対して要求される技術水準も同水準であるにもかかわらず、同一周波数の複数セクタの電力を合算して空中線電力とする規定のせいで空中線電力 500W を超えることがあり、その場合の技術操作に求められる資格が第二級陸上無線技術士以上となるため、各キャリアはもとより、特にローカル 5G の事業者においては有資格者を確保したり、下位資格で操作できるよう基地局の規模を小さくするなど対応に苦慮したものと想像します。 一方、無線局の能力にかかわらずその技術操作、通信操作に従事する者の資質は高いに越したことはありませんから、前述した理不尽な規制に対する緩和に加え、技術者を志す若い世代が無線技術に興味を持ち、知識や技能の向上に継続的に取り組めるよう、諸制度の整備による継続的な支援をお願いいたします。なかでもワイヤレス人材育成を目的としたアマチュア無線関係の制度改正については、現代的な無線通信技術に合った更なる改正が必要だと考えます。 後段、本意見募集から離れた内容となりましたが、この度の制度改正にあたり熱心にご議論いただいた審議会委員各位をはじめ、その運営や改正案の起案に携わられた職員の皆様に心から感謝申し上げます。	一段落目及び二段落目につきましては、本案への賛同意見として承ります。また、制度整備に向けた手続を速やかに進めてまいります。 三段落目及び四段落目につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案				

6	KDDI 株式会社	別紙 2（無線局免許手続規則の一部を改正する省令案）における以下の記載について、「限る」と「除く」の関係が逆になっているように見受けられます。 「施行規則第十五条の三第十号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。」 ↓ 「施行規則第十五条の三第十号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。」	ご意見のとおり、本案を修正します。	有
7	ソフトバンク株式会社	可搬型基地局の導入を可能とする今回の制度整備について、賛同します。 本制度整備により、携帯電話サービスのエリア外地域において専ら従事する産業（林業等）や災害時の避難所等での音声呼を含む通信環境の確保が可能となり、利用者の利便性向上や災害対応の強化に資するものと考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
8	個人	新旧 6 ページの[5～8 略]は、文字を右に倒した上で、[注 5～8 略]と「注」の字を補う必要があるのではないかと。10 ページも「注」の字を補う必要がないかと。	文字の向きにつきましては、ご意見のとおり、本案を修正します。 「注」の字につきましては不要となりますので、原案のとおりとします。	有
9	個人	電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案第一条の規定による改正後の電波法施行規則第十五条の三第二号（14）中「設備規則第四十九条の六の十二第一項（・・・）及び『第七項に規定する技術基準』、同条第二項（・・・）及び『第七項に規定する技術基準』又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（・・・）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」と、設備規則第四十九条の六の十二第七項に規定する技術基準が重複して規定されているが何を企図したものか。同条各項に定める技術基準のうち陸上移動局に係るものを規定する趣旨であれば、「設備規則第四十九条の六の十	電波法施行規則第十五条の三第二号（14）につきましては、 ・設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準 ・設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準	無

		二第一項（・・・）、第二項（・・・）若しくは第七項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（・・・）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」となるように思われるし、同条各項のうち特定の項の技術基準に適合する技術基準で書き分けて規定する趣旨であれば、（改正趣旨がわからないため文言が適切かはわからないが）「設備規則第四十九条の六の十二第一項（・・・）及び第七項に規定する技術基準を満たす（適合する）もの、同条第二項（・・・）及び第七項に規定する技術基準を満たす（適合する）もの又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（・・・）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」というように、単に規定を並列して接続する規定ではなくいずれも含むことが明確となるように規定すべきではないか。なお、後者を企図したものであれば現行の規定の方が明確であるためそもそも改正しない方がよいのではないか。いずれにしても何を企図した規定（改正）なのかがわからないので明確になる規定ぶりに修正されたい。	・設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうちいずれかの技術基準を満たすものを示す目的で規定しております。 いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	
10	個人	総務省「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案」について、以下のとおり意見を提出いたします。 今回の省令案は、無線局の免許手続きや技術基準の一部を、現在の通信環境や技術進歩に合わせて整理するものと理解しております。しかし、資料には成果目標や KPI（重要業績評価指標）が存在せず、制度改正の効果を客観的に検証するための仕組みが不足していると考えます。電波制度は携帯電話、防災無線、航空・鉄道の安全など国民生活に直結するため、制度の透明性と実効性を確保するためには、必ず KPI を設定し、継続的に監視する必要があります。 【1. 本案件に必須と思われる KPI の例】 (1) 免許審査期間（平均処理日数）	いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		理由：制度改正が事務効率化につながったかを測れます。 (2) 混信事故件数（改正前後の比較） 理由：安全性向上の効果を直接測定できます。 (3) 技術基準違反件数 理由：新基準が現場で適切に理解されているか確認できます。 (4) 電子申請率 理由：DX の進展度を測る重要指標です。 (5) 免許更新時の不備率 理由：新様式が分かりやすいかどうかを測れます。 【2. KPI 算出のためのデータを誰がどこから集めるべきか】 ●総務省（電波監理部） ・免許審査期間 ・技術基準違反件数 ・電子申請率 ●警察庁・消防庁 ・混信事故件数 ・通信障害による影響事案		
--	--	---	--	--

	●通信事業者（携帯キャリア・放送局など） ・障害発生件数 ・免許更新時の不備率 ●デジタル庁 ・電子申請システムの利用状況 ・DX 標準化の進捗 これらを統合して制度の効果を客観的に検証する必要があります。 【3. 行政手続法 39 条 2 項との整合性】 行政手続法 39 条 2 項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名および根拠条項が明示されていること」を求めています。 しかし今回の省令案は、 ・成果目標 ・検証方法 ・達成期限 が具体的に示されておらず、行政手続法 39 条 2 項の趣旨に照らして不十分です。 行政官の皆様には、納税者の信頼を損なわないためにも、法令の趣旨を丁寧に理解し、透明性の高い制度設計を行っていただきたく存じます。もし、こうした基本的な要件を満たすことが難しい場合は、ご自身の適性を静かに振り返		
--	--	--	--

	り、納税者にとって害にならない選択を考えていただくことも必要ではないかと感じます。	
	【4. 高市政権の「縦割り行政の壁を超える方針」との整合性】 高市政権は「外国人政策・社会保障・エネルギー・AI など戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」ことを閣僚に指示しています。 しかし今回の省令案は、 ・総務省単独で完結しており、 ・警察庁（防災無線） ・消防庁（消防無線） ・国交省（航空・船舶無線） ・デジタル庁（DX） との連携の記述がありません。 電波制度は複数省庁が関わる領域であるため、 高市政権の方針（縦割り行政の打破）に反している可能性が高いです。	
	【5. AI・AX・DX との協調】 電波制度は、 ・電子申請 ・データ標準化	

	・ AI による電波監視 など、DX と非常に相性が良い領域です。 しかし今回の省令案には、 ・ デジタル庁との協調 ・ DX 推進の記述 がありません。 DX の観点から制度設計が不十分である可能性があります。 【6. 他部署との連携が書かれていない点について】 本来連携すべき部署は以下のとおりです。 ・ 警察庁（防災無線） ・ 消防庁（消防無線） ・ 国交省（航空・船舶無線） ・ デジタル庁（電子申請・DX） ・ 内閣府（通信インフラの安全保障） 今後のパブコメ案件では、 「どの省庁と連携し、どのデータを共有するのか」 を必ず明記するよう促します。	
--	--	--

	【7. 成果目標・KPI が存在しない場合に求める事項（EBPM の観点）】 政府は既に全府省庁・原則全事業を対象として EBPM および行政事業レビューを実施しています。その趣旨に照らし、本案件について成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。 併せて、 ・ 成果指標 ・ 基準値 ・ 目標値 ・ 達成期限 ・ 予算との連動状況 を設定し、公表してください。 KPI は多ければ良いわけではなく、記録項目が増えるほど誤記載や見逃しが増えます。最小限の時間とコストで最大の効果を得られるよう、バランスを考えて制度設計していただくことを強くお願い申し上げます。 「客観的な成果目標と KPI」の設定と運用によって、少なからず人命や生活を守る機会も生まれます。スぺーシア事故のように、作業への慣れから緊張感が薄れ、確認不足や手順省略による事故が増える傾向は多くの現場で指摘されています。KPI という数値データの増減で危険性に気づく機会を作ることができます。 また、最初から完璧な KPI を作る必要はありません。まずは 50%程度の完成度を目安に設定し、2 か月～半年間隔で見直す運用を提案いたします。	
--	--	--

		【8. 米国行政の KPI 公開例と AI に使わせるためのプロンプト】 米国では、 ● National Telecommunications and Information Administration (NTIA) https://www.ntia.gov/ ● Federal Communications Commission (FCC) https://www.fcc.gov/reports-research などが、通信・電波行政の成果指標・KPI を公開しています。 AI に学習させるための簡易プロンプト例： 「以下の米国行政の KPI 公開ページを参考に、日本の電波行政制度に適用可能な KPI 案を作成してください。 ● https://www.ntia.gov/ ● https://www.fcc.gov/reports-research 目的：政策効果を客観的に測定し、改善可能な指標を提示すること。」 【参考】 「どの省庁と連携し、どのデータを共有するのか」を 欧米の同等案件（FCC・NTIA・Ofcom）と比較しながら、複数パターンで例示 しています。		
--	--	--	--	--

		【目的】 電波法・無線局免許の改正案において、 「どの省庁と連携し、どのデータを共有するのか」を明記するための文例を、 欧米の行政（FCC・NTIA・Ofcom）の書き方を参考にして示します。 【前提：欧米ではどう書くか】 ●FCC（米国） ・ “Which agencies will coordinate and what datasets will be shared” を必ず明記 ・ 安全系（FAA・FEMA）、通信系（NTIA）、国防系（DoD）との連携を明記 ・ データの種類（interference reports, outage logs, spectrum usage data） を具体的に書く ●NTIA（米国） ・ 周波数管理は「複数省庁の共同責任」と明記 ・ データ共有の方法（API 連携、定期レポート）まで書く ●Ofcom（英国） ・ “Cross-government coordination” を章として独立 ・ どの部署が何を担当するかを表形式で示す 日本の省令案は、これらと比べると 連携先もデータ内容も書かれていない ため、改善が必要です。		
--	--	--	--	--

		【日本の省令案にそのまま使える文例（パターン 1：最も丁寧）】 「本省令の運用にあたり、以下の省庁と連携し、必要なデータを相互に共有する体制を整備します。 ・警察庁：防災無線の混信・障害発生データ ・消防庁：消防無線の通信障害・機器不具合データ ・国土交通省：航空無線・船舶無線の安全運航に関する障害報告 ・デジタル庁：電子申請システムの利用状況、DX 標準化データ ・内閣府：通信インフラの安全保障に関するリスク評価データ これらのデータを定期的に共有し、電波利用の安全性・効率性の向上に資するものとします。」 【パターン 2：欧米型（FCC 方式）】 「本省令の実施に際し、関係省庁との協調を以下のとおり行います。 ・警察庁および消防庁とは、公共安全通信に関する障害ログ（outage logs）を共有する。 ・国土交通省とは、航空・船舶通信の周波数利用状況（spectrum usage data）を共有する。 ・デジタル庁とは、電子申請および周波数管理システムの API 連携（system		
--	--	---	--	--

	interoperability) を行う。 ・内閣府とは、通信インフラの安全保障リスク評価 (risk assessment data) を共有する。 これらは FCC が FAA・FEMA・NTIA と行っている協調方式に準じるものとする。」	
	【パターン 3：英国 Ofcom 方式（表形式を文章化）】 「本省令の運用においては、以下の役割分担に基づき省庁間連携を行います。 ・警察庁：公共安全通信の障害情報の収集・提供 ・消防庁：消防無線の運用状況および障害情報の提供 ・国土交通省：航空・船舶無線の技術基準適合状況の提供 ・デジタル庁：電子申請基盤の維持管理および利用統計の提供 ・内閣府：通信インフラの安全保障に関する評価情報の提供 各省庁は、収集したデータを総務省に定期的に提供し、総務省はこれを基に電波利用の安全性向上を図る。」	
	【パターン 4：最小限の記述（日本の省令案にそのまま入れやすい）】 「本省令の運用にあたり、警察庁・消防庁・国土交通省・デジタル庁・内閣府と連携し、 公共安全通信・航空通信・船舶通信・電子申請・通信インフラ安全保障に関す	

	るデータを共有する。」 【パターン 5：DX・AI を強調する欧米型】 「本省令の運用に際し、AI による電波監視およびDX 推進の観点から、デジタル庁と連携し、電子申請データ、周波数利用ログ、障害検知データをAPI 連携により共有する。 また、警察庁・消防庁・国土交通省・内閣府と協調し、公共安全通信の障害データを統合的に管理する。」 【パターン 6：安全保障を強調する米国 NTIA 型】 「本省令の運用にあたり、通信インフラの安全保障確保のため、内閣府と連携し、周波数利用のリスク評価データを共有する。 また、警察庁・消防庁・国土交通省・デジタル庁と協調し、公共安全通信・航空通信・船舶通信・電子申請に関するデータを統合的に管理する。」 【まとめ：日本の省令案は何が不足しているか】 ●連携先が書かれていない ●共有するデータの種類の書かれていない ●連携の目的が書かれていない	
--	--	--

		●欧米では必須の「協調体制の明記」が欠落している このため、現状の省令案は 高市政権の「縦割り行政の打破」方針に反している可能性が高い と評価できます。 【AI に使わせるためのプロンプト例】 「以下の欧米行政（FCC・NTIA・Ofcom）の連携記述を参考に、日本の電波法改正案に適用可能な“省庁間連携の記述案”を作成してください。 ● https://www.ntia.gov/ ● https://www.fcc.gov/reports-research 目的：どの省庁がどのデータを共有し、どのように協調するかを明確化すること。」		
11	個人	電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等第一条の見出し及び同条の改正規定の1行目（次の表により、・・・を付し）のインデントが合っていないため修正すべきではないか。	ご意見のとおり、本案を修正します。	有
12	個人	もっと「列記化」「表化」「重なるカッコ書きの回避」を進めるべきではないでしょうか。 法令の入り組んだ表現の読み解きに費やされる負荷によって、この国全体の生産性が下がっていると言わざるを得ません。ひいては、誤って解釈される危険性も増します。具体的には、第24条の2 第2項の改正案において、たとえば、	いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		○原案 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。）又は第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。 ○改善案 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、次の様式により行うものとする。 一 二又は三以外 別表第三号の五 二 施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。） 別表第三号の六 三 第二号に掲げる特定無線局 別表第三号の六		
外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する告示案				
13	KDDI 株式会社	別紙 3 において「法第百三条の六第一項」と記載のある箇所について、現行の電波法の規定に照らしますと「法第百三条の七第一項」が該当するのではないかと考えられます。	ご意見のとおり、本案を修正します。	有

14	ソフトバンク株式会社	可搬型基地局の導入を可能とする今回の制度整備について、賛同します。 本制度整備により、携帯電話サービスのエリア外地域において専ら従事する産業（林業等）や災害時の避難所等での音声呼を含む通信環境の確保が可能となり、利用者の利便性向上や災害対応の強化に資するものと考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
15	個人	本改正案による、外国の無線設備の技術基準の適合認定および適用範囲の拡大について、以下の観点から慎重な運用と説明責任を求める。 技術基準の同等性の担保と検証プロセスの透明化 外国の規格（FCC や CE 等）を日本の電波法第三章の基準と同等とみなすにあたり、どのようなプロセスとデータに基づいて判断しているのか、その根拠を国民に対して明確に開示すべきである。 日本国内の厳格な電波環境やセキュリティ基準が、国際的な基準の導入によって実質的に空洞化・後退することがないよう、審査の客観性と厳格さを担保されたい。 法執行の実効性と公平性の確保 国内外問わず、電波法に違反する機器や不適切な運用に対しては、例外なく厳格な取締りが行われる体制が必要である。 特に外国関係や特殊な地位にある主体に関わる無線設備であっても、国内法が例外なく適用され、形骸化しないための明確な担保を示すべきである。 混信・妨害に対する事後監視の強化 外国基準に適合した機器の流通・運用が拡大することで、国内既存の重要無線（防災、医療、移動体通信等）への混信リスクが高まる懸念がある。 万が一、不具合や有害な混信が発生した場合には、迅速に是正命令や使用停止命令を出せるような実効性のある事後モニタリング体制を強化することを求	いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		める。		
16	個人	今回の改正案では、一定の外国の無線設備について、ITU-R 勧告又は 3GPP 技術仕様書に準拠した外国の法令への適合が確認されていること等を踏まえ、我が国の技術基準に相当する基準への適合を認める仕組みを拡大している。 しかし、国際標準又は外国の技術基準に適合していることと、我が国固有の電波利用環境において他の無線局への混信その他の妨害を生じさせないことは、必ずしも同一ではないと考える。周波数の利用状況や既存無線局の配置等は国ごとに異なるため、外国における適合確認のみをもって、我が国における電波利用環境との整合性が十分確保されるのか疑問がある。 改正案では「本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもの」としているが、その判断を誰が、どの段階で、どのような技術的根拠に基づいて行うのか明確ではない。 手続の合理化を進めること自体には異論はないが、外国制度への適合確認を活用するのであれば、我が国固有の電波利用環境との整合性を確認する具体的方法、判断基準及び責任主体を明確に示すべきではないか。	いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
17	個人	令和 8 年 7 月 10 日付報道『電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集 ―衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備―』による改正で、2 項において、 「16 号 (NB-IoT)・17 号 (eMTC) の割り込み新設、旧 16 号 (ローカル 5G) の 18 号への繰り下げ」 が起きます。よって、その改正が先行するならば、以下のようなのではないのでしょうか。 原案 (現案) :	ご指摘の点については、今後適切に対処いたします。	有

		7 号を改正（RedCap をここに巻き取り）、8・9 号を削り、旧 10—16 号を繰り上げ 8—14 号に、15 号（ローカル 5G RedCap）を新設。 こうなるはず： 7 号を改正（RedCap をここに巻き取り）、8・9 号を削り、旧 10—18 号を繰り上げ 8—16 号に、17 号（ローカル 5G RedCap）を新設。		
無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する告示案				
18	ソフトバンク株式会社	携帯電話端末の無線設備の規格およびその組合せが増加していることを踏まえ、IoT 向けの RedCap 規格を 3 規格から 1 規格に整理する今回の改正案は、免許手続の効率化を図る観点から有益と考えます。 免許手続の更なる効率化を図る観点から、今回の改正対象に含まれていない小電力レピータを始めとするその他の携帯電話端末の無線局に関しても、規格の整理等に向けた継続的な検討を希望します。	ご意見の一段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 ご意見の二段落目につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
19	個人	<No 4 の中略部分を記載> 3. 無線設備規格コードおよび申請様式の誤記防止に向けた周知ガイドラインの公表 【対象案文】 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコードを定める件の一部を改正する告示案 別表第 23 号（別紙 4 関連） 【背景と課題】 ローカル 5G、携帯無線通信、地域 BWA などの技術進展に伴い、無線設備規格コード（NRRC、L5GRC、TDN1RC、L5G1RC、TDN2RC、L5G2RC 等）や対象となる関係法令の項番号の参照関係が極めて細分化・複雑化しています。	いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		この複雑化により、申請者によるコード選択ミスや記載誤りが頻発し、審査の遅延や法務修正の手間が増大することが予想されます。 【改善提案】 (1) コード選択フローチャートおよび対照表の Web 公開 告示の公布・施行と併せて、総務省の電波利用ホームページ等において、周波数帯・通信方式・用途に応じた「無線設備規格コード選択ガイド（フローチャート）」および新旧対照用ガイドラインをわかりやすく公表してください。 (2) 申請入力システムにおけるエラー防止策の提示 電子申請システム（e-Gov 等）において、選択した通信方式や周波数に応じて適切なコードが自動抽出される仕組み、または誤選択を警告するシステム連携の拡充を検討してください。		
電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める件の一部を改正する告示案				
20	ソフトバンク株式会社	包括免許の対象地域を拡大する今回の改正案については、免許手続の効率化や通信需要に応じた柔軟・迅速な設置・変更・運用が可能となるものであり、賛同します。 現在、包括免許の対象となっていない周波数についても、混信防止対策に留意し、必要な干渉調整を適切に行うことを前提として、包括免許の対象の更なる拡大に向けた継続的なご検討をお願いします。	ご意見の一段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 ご意見の二段落目につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
21	楽天モバイル株式会社	包括免許の適用範囲の拡大（告示改正）案に賛同いたします。 基地局の迅速な展開を促進し、通信サービスの向上に資するものと期待しております。 そのため、他の周波数帯を含め包括免許対象外となっている地域に関しても、包括免許の適用をご検討賜りますよう要望いたします。	ご意見の一、二段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 ご意見の三段落目につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

22	個人	<No 4 の中略部分を記載> ----- 4. 妨害を与えるおそれがある地域を定める告示における GIS データの公開と検索性の向上 ----- 【対象案文】 電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する... 地域を定める件の一部を改正する告示案 別表第一（別紙 5 関連） 【背景と課題】 公共業務用無線局および宇宙無線通信との混信・妨害を防止するための地域指定について、従来の「都道府県単位」の大括りな指定から「市町村単位」の指定へと見直されました。 実態に合わせた精緻な指定となる一方、市町村の境界付近における設置可否の判定、ならびに将来的な自治体合併や市町村名の変更が発生した場合の確認負担が大きくなります。 【改善提案】 （1）指定地域の GIS（地理情報システム）データおよび検索可能リストの公開 告示テキストによる市町村名の列記に加え、指定地域を可視化したマップ画像や GIS データ（Shapefile や GeoJSON 等）、および CSV 形式の市町村一覧リストを総務省ホームページで公開してください。これにより、事業者は設置予定場所（緯度・経度等）が指定地域に含まれるかを迅速かつ正確に判定できるようになります。	ご意見につきまして、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案				

23	KDDI 株式会社	別紙 6 において「200W 以下」と記載のある箇所について、「200mW 以下」が正しい値ではないかと思われます。 ————— (誤) ————— 第 2 陸上関係 4 その他 (21) 26GHz 帯 (25.8GHz を超え 26.2GHz 以下及び 26.8GHz を超え 27GHz 以下) の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局 (25.8GHz を超え 26.2GHz 以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局を除く。) ウ 26.8GHz を超え 27.0GHz 以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の無線局 (カ) 空中線電力の指定 D 陸上移動局 (中継を行うものに限る。) 空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200W 以下の値とする。 ————— (正) ————— 第 2 陸上関係 4 その他 (21) 26GHz 帯 (25.8GHz を超え 26.2GHz 以下及び 26.8GHz を超え 27GHz 以下) の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局 (25.8GHz を超え 26.2GHz 以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局を除く。) ウ 26.8GHz を超え 27.0GHz 以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の無線局 (カ) 空中線電力の指定	ご意見のとおり、本案を修正します。	有
----	-----------	--	-------------------	---

		D 陸上移動局（中継を行うものに限る。） 空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200mW 以下の値とする。		
24	ソフトバンク株式会社	可搬型基地局の導入を可能とする今回の制度整備について、賛同します。 本制度整備により、携帯電話サービスのエリア外地域において専ら従事する産業（林業等）や災害時の避難所等での音声呼を含む通信環境の確保が可能となり、利用者の利便性向上や災害対応の強化に資するものと考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
25	ソフトバンク株式会社	包括免許の対象地域を拡大する今回の改正案については、免許手続の効率化や通信需要に応じた柔軟・迅速な設置・変更・運用が可能となるものであり、賛同します。 現在、包括免許の対象となっていない周波数についても、混信防止対策に留意し、必要な干渉調整を適切に行うことを前提として、包括免許の対象の更なる拡大に向けた継続的なご検討をお願いします。	ご意見の一段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 ご意見の二段落目につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
26	ソフトバンク株式会社	5G 基地局の無線設備の形態や運用の実態等を踏まえて、空中線電力の指定方法を明確化する今回の改正案について、賛同します。 本改正により、Massive MIMO 等の技術を活用した柔軟かつ高度な 5G 基地局の設計が可能となるものであり、周波数の更なる有効活用に繋がるものと考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
27	ソフトバンク株式会社	地域広帯域移動無線アクセスシステムの同期運用方法の明確化を図る今回の改正案について、地域 BWA 事業者と全国 BWA 事業者の干渉調整に係る事務負担の軽減につながるものであり、賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
28	楽天モバイル株式会社	5G 基地局の空中線電力の指定方法の明確化（審査基準改正）案に賛同いたします。 総合通信局での免許処理対象が拡大され、免許交付期間の短縮が期待されます。基地局工事の迅速化に直結しますので、一斉再免許のタイミングに間に合うよう早期の実施を要望いたします。	一段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 二段落目につきましては、制度整備に向けた手続を速やかに進めてまいります。	無

29	個人	<No 4 の中略部分を記載> 1. 審査基準における特定陸上移動中継局等の屋外設置に関する経過措置および運用の明確化 【対象案文】 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 別紙 2（第 5 条関係）第 2 の 1（16）カ（ア）D（別紙 6 関連） 【背景と課題】 改正案では、特定陸上移動中継局（空中線電力 40mW 以下）の屋外設置を許容していた「ただし書き」規定が削除され、原則として屋内設置のみに限定される変更がなされています。 これにより、過疎地や防災対策、屋内からの電波遮蔽が困難な構造物周辺での屋外カバー補完など、従来屋外設置を活用していた運用形態に対する予見可能性が低下することが懸念されます。また、既に設置されている既存設備の取り扱いについての記載がありません。 【改善提案】 （1）既存設備に対する経過措置の明確化 本訓令の施行時に現に免許を受けている（または申請中である）特定陸上移動中継局については、引き続き従前の例により屋外設置を可能とする旨の経過措置規定を附則に追加してください。 （2）個別の屋外設置に係る審査基準の明確化 屋外設置が真に不可欠な特殊環境（過疎地・山間部の電波不感地帯対策や災害時の緊急補完等）において、個別の混信防止措置等を条件に例外的に屋外設置	ご意見を踏まえ、以下のとおり、本案を修正します。 別紙 2 第 2 1（16）カ（ア）D（新） フェムトセル基地局（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 1 号の 2 に掲げるものを除く。）又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内である<u>こと</u>。ただし、特定陸上移動中継局であって、<u>空中線電力が 40mW 以下のものは、無線設備の全部又は一部の設置場所を屋外とすることができる。</u> （旧） フェムトセル基地局（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 1 号の 2 に掲げるものを除く。）又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内である<u>こと</u>。	有
----	----	--	--	---

		を認めるための運用ガイドラインまたは審査上の判断基準を明確に示してください。		
30	個人	<No 4 の中略部分を記載> ----- 2. 空中線電力指定方式の見直しに伴う経過措置の適用範囲の明確化 ----- 【対象案文】 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 附則第 2 項（別紙 6 関連） 【背景と課題】 基地局等の空中線電力の指定方式が「1 波当たり」や「各端子の総和」等へ再整理されることに伴い、附則第 2 項において「令和 10 年 3 月 31 日までに免許の申請が行われた無線局の空中線電力の指定については、なお従前の例によることができる」との経過措置が規定されています。 しかし、現場の免許申請実務においては、新規開設の「免許の申請」だけでなく、既存局の「再免許の申請」や電波法第 17 条に基づく「変更許可申請（装置改修等）」に本経過措置が適用されるのかが文言上必ずしも明確ではありません。 【改善提案】 （1）経過措置対象手続きの文面上の明確化 附則第 2 項の「免許の申請」という表記について、「免許の申請（再免許の申請及び電波法第 17 条第 1 項の許可の申請を含む。）」と改めるか、またはその旨を解説・通達等で明確に周知してください。これにより、既存事業者が設備改修や再免許時に予期せぬ制限を受けるリスクを回避できます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり、本案を修正します。 附則第 2 項 （新） 令和 10 年 3 月 31 日までに<u>免許の申請（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 17 条第 1 項の規定による変更又は変更の工事の許可の申請を含む。）</u>が行われた無線局の空中線電力の指定については、この訓令による改正後の平成 13 年総務省訓令第 67 号別紙 2 第 2 の 1 (16)コの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 （旧） 令和 10 年 3 月 31 日までに<u>免許の申請</u>が行われた無線局の空中線電力の指定については、この訓令による改正後の平成 13 年総務省訓令第 67 号別紙 2 第 2 の 1 (16)コの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	有

31	個人	<No 4 の中略部分を記載> 5. 上空利用および高高度基地局（HAPS）における事業者間調整手続きの標準化 【対象案文】 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 別紙 2 第 2 の 1 (19) サ（ウ）A、(20) ク（イ）、第 2 の 1 (16) シ（セ）等（別紙 6 関連） 【背景と課題】 ドローンや航空機等に搭載する陸上移動局の屋外利用、ならびに HAPS（高高度基地局）の導入にあたり、上隣接・下隣接周波数帯の免許人や宇宙運用業務関係機関との間で「離隔距離の確保」や「送信電力制御」等に関する事前調整・合意が要件とされています。 しかし、具体的な調整プロセスの手順、標準的な調整期間、調整が難航した場合の相談窓口等が明確化されていないため、事業者間の交渉が長期化し、円滑なサービス開始の妨げとなるおそれがあります。 【改善提案】 (1) 「上空利用・HAPS における事業者間干渉調整ガイドライン」の策定 事業者間調整を円滑に進めるため、以下の要素を含んだガイドラインを策定・公表してください。 ・調整交渉における標準的な手続の流れと標準処理期間 ・事前調整に必要な連絡窓口情報の共有枠組み ・送信電力制御や干渉回避措置に関する標準的な技術モデル ・調整が難航した場合における総務省（総合通信局）への相談手順	ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
----	----	--	---------------------------------------	---

32	個人	周波数帯の記載について ローカル 5G の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の空中線電力に関する規定について確認をお願いします。 改正案では、使用する周波数に応じて、 (A) 4.8GHz から 4.9GHz までの場合は 200mW 以下 (B) 4.8GHz から 4.9GHz までの場合は 800mW 以下 とされており、同一の周波数帯について異なる空中線電力の上限値が規定されています。 一方、関連する規定では 4.6GHz から 4.8GHz まで、4.8GHz から 4.9GHz まで及び 28.2GHz から 29.1GHz までの周波数帯が区分されています。 このため、(B) の「4.8GHz から 4.9GHz まで」は、「4.6GHz から 4.8GHz まで」の記載誤りではないかとも考えられます。 同一周波数帯に異なる規制値が適用されることとなるため、記載に誤りがなければ確認し、必要に応じて修正をお願いします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり、本案を修正します。 別紙 2 第 2 4 (16) イ (カ) C 改正後欄 (新) (A) <u>4.6GHz</u> から <u>4.8GHz</u> までの周波数を使用する場合は、200mW 以下の値とする。 (旧) (A) <u>4.8GHz</u> から <u>4.9GHz</u> までの周波数を使用する場合は、200mW 以下の値とする。 改正前欄 (新) (A) <u>4.6GHz</u> から <u>4.8GHz</u> までの場合 使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200mW 以下の値とする。 (旧) (A) <u>4.8GHz</u> から <u>4.9GHz</u> までの場合 使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200mW 以下の値とする。	有
33	個人	空中線電力「200W」の記載について	No23 のとおり、本案を修正します。	有

		26.8GHz を超え 27.0GHz 以下の周波数帯に係る陸上移動局（中継を行うものに限る。）の空中線電力について、改正案では、 「200W 以下の値とする。」 とされています。 一方、改正前の規定では、基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うものについて、それぞれ 「200mW 以下」 とされています。 今回の改正により「200mW」から「200W」へ変更する趣旨であれば、単位当たり 1000 倍の大幅な変更となります。 もちろん、中継を行う陸上移動局について技術的理由により大幅な出力変更を行う趣旨である可能性もありますが、単位の記載誤りの可能性も含め、意図した規定内容であるか確認をお願いします。		
その他				
34	個人	本省令案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および国民共有の財産である電波・通信インフラのあり方をめぐる行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、電波利用規則や免許手続の見直しにあたっては、大手通信事業者	ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		(キャリア)の利益追求や利権の固定化に奉仕するような運用は断じて認められないという点への強い提示です。電波は国民共通の限られた財産であり、それを活用する通信サービスは水道や電気と同等の最優先の生活必需品です。大手事業者がセット割やポイント還元を餌に囲い込みを行った上で条件改悪を繰り返すような構造を放置することは、電波の公共的価値を損なうものです。 第二に、総務省が最優先で取り組むべきは、事業者間の形式的な手続き緩和ではなく、国民が過度な金銭的負担なく公平・安定的に通信を利用できる**「公共料金化」**的アプローチの徹底です。特定巨大資本による電波・通信基盤の私物化を厳しく規制し、生活者の直接的な負担軽減と生活防衛を最優先とする公正な行政運営を強く求めます。		
35	個人	現在、携帯電話通信等に用いられる無線モジュール等の無線設備については、同一の製品型番であっても、製造時期、ハードウェア若しくはソフトウェアの構成、又は出荷先等の違いによって、日本の技術基準への適合状況を購入者が容易に判別することが困難となる場合があります。 近年、電子商取引市場を通じて無線機器を調達する機会が一般化しておりますが、商品ページ等に表示された製品型番のみから、販売されている個体が技術基準適合証明等の対象であるか、また、認証時の構成と合致しているかを、購入者側で事前かつ客観的に確認することは容易ではありません。 情報通信審議会の第一次中間答申においても、電子商取引の拡大を踏まえ、技術基準適合性が確認できない製品の流通抑止や、購入者への確実な情報伝達の必要性が示されています。こうした状況を踏まえ、今後の制度整備においては、流通段階での監視・対応に加え、製造段階から無線設備とその認証対象を明確に識別できる仕組みについても検討することが、利用者の利便性向上と電波法令の遵守の両立に資するものと考えます。 その具体的な方策の一つとして、無線設備を製造する事業者に対し、認証	ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		上重要なハードウェア及びソフトウェア等の構成が異なる製品については、同一の製品型番を使用することを避け、認証の適用範囲を区別して製品を識別・管理できる仕組みについて検討することが望ましいと考えます。 このような仕組みにより、製品型番から当該製品がどの認証対象に該当するのかを、購入者がより明確に把握できるようになることが期待されます。一方で、認証の範囲に影響を及ぼさない構成の共通化やソフトウェアの更新等については、事業者には過度な負担が生じないよう配慮することも重要と考えます。 また、将来的な施策として、製品型番、ハードウェア及びソフトウェアのバージョン情報等と、技術基準適合証明等の公的な認証情報を電子的に紐付け、購入者がインターネット上でこれらを容易に照会できる仕組みについても検討していただきたいと考えます。 このような製品識別の明確化及び認証情報の透明化は、適法な無線機器を利用しようとする購入者が、購入前に適合性を確認することを容易にするとともに、電子商取引市場における技術基準不適合機器の流通抑止にもつながり、ひいては日本における適正な電波利用環境の維持に寄与するものと考えます。		
--	--	--	--	--

（注意事項）取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約等の整理をしております。また、平仄等について、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。

参照条文

【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、同項第五号（通信の最大距離）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十の三第八項（特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間）、第二十七条の二十の四第四項（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しに係る特別の事情）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十五（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局等の無線設

備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三第一項第二号(登録の基準)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号から第四号まで(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保守規程の認定等)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十五条第二項第三号(無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項)、第七十八条(第四条の二第五項において準用する場合を含む。)(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十一第四項(適正な運用の確保が必要な無線局)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(校正の業務の実施)、第百二条の十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。)(国の機関等による申請等の特例)並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二～五 (略)

2 (略)

【委任元条項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（特定無線局の免許の特例）

第二十七条の二 次の各号のいずれかに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するもの（以下「特定無線局」という。）を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格（総務省令で定めるもの）に限る。）を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するもののうち、総務省令で定める無線局

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上等に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

（特定無線局の運用の開始等）

第二十七条の六 （略）

2 （略）

3 特定無線局（第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）の包括免許人（以下「第二号包括免許人」という。）は、当該包括免許に係る特定無線局を開設したとき（再免許を受けて当該特定無線局を引き続き開設するときを除く。）は、当該特定無線局ごとに、十五日以内で総務省令で定める期間内に、当該特定無線局に係る運用開始の期日及び無線設備の設置場所その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したとき又は当該特定無線局を廃止したときも、同様とする。

（無線設備の操作）

第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。）の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。）を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2～7 （略）



諮 問 第 3 3 号

令和8年 10 月 19 日

電波監理審議会

会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 藤井 比早之

諮 問 書

電波法（昭和25年法律第131号）第27条の2、第27条の6第3項及び第39条第1項の規定による省令委任事項を定めるため、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）及び無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正することとしたい。

ついては、同法第99条の11第1項第1号の規定に基づき、別紙により諮問する。

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の二、第二十七条の六第三項及び第三十九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 藤井比早之

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一 略」 二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 〔(1)～(13) 略〕 (14) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準、同条第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔(15) 略〕 (16) 及び (17) 削除 〔(18) 略〕 (19) 及び (20) 削除 〔(21)～(29) 略〕 〔三〇七の三 略〕 七の四 ローカル5Gの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） 〔(1) 略〕 (2) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準又は同条第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔削除〕 〔削除〕 〔七の五〇九 略〕	(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 「同上」 「一 同上」 二 「同上」 〔(1)～(13) 同上〕 (14) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔(15) 同上〕 (16) 削除 (17) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔(18) 同上〕 (19) 削除 (20) 設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔(21)～(29) 同上〕 〔三〇七の三 同上〕 七の四 「同上」 〔(1) 同上〕 (2) 設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔(3) 削除〕 (4) 設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔七の五〇九 同上〕

（必要的諮問事項はゴシック体）

十 前条第二項第一号及び第一号の二に規定する基地局

- (1) 設備規則第四十九条の六の四第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(2)並びに次号(1)及び(2)に掲げるものを除く。)
- (2) 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (3) 設備規則第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(4)並びに次号(3)及び(4)に掲げるものを除く。)
- (4) 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第三項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (5) 設備規則第四十九条の六の九第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(6)並びに次号(5)及び(6)に掲げるものを除く。)
- (6) 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (7) 設備規則第四十九条の六の十第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(8)並びに次号(7)及び(8)に掲げるものを除く。)
- (8) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (9) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(10)並びに次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。)
- (10) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)(11)に係るもの
- (11) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(12)並びに次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。)
- (12) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第五項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル5Gの基地局を除く。)(13)に係るもの
- (13) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(14)並びに次号(13)及び(14)に掲げるものを除く。)
- (14) 設備規則第四十九条の六の十三第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(15)及び第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの
- (15) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(16)並びに次号(15)及び(16)に掲げるものを除く。)
- (16) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準の

十 「同上」

- (1) 設備規則第四十九条の六の四第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(1)及び(2)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (2) 設備規則第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(3)及び(4)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (3) 設備規則第四十九条の六の九第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(5)及び(6)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (4) 設備規則第四十九条の六の十第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(7)及び(8)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (5) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (6) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (7) 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(13)及び(14)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕
- (8) 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(15)及び(16)に掲げるものを除く。)
- 〔新設〕

	うち基地局に係るもの (17) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(18並びに次号(17及び(18に掲げるものを除く。) (18) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第八項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの (19) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(20並びに次号(19及び(20に掲げるものを除く。) (20) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第九項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの 十一 前条第二項第二号に規定する基地局 〔(1)～(8) 略〕 (9) 設備規則第四十九条の六の十二第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル５Gの基地局を除く。)に係るもの (10) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第四項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル５Gの基地局を除く。)に係るもの (11) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第五項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル５Gの基地局を除く。)に係るもの (12) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第六項及び第七項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル５Gの基地局を除く。)に係るもの 〔(13)～(18) 略〕 (19) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第九項に規定する技術基準 (20) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第八項及び第九項に規定する技術基準 〔十二 略〕 (簡易な操作) 第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。 〔一～五 略〕 六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)(無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 (1) 基地局(設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項に規定する技術基準、第四十九
	(9) 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(17及び(18に掲げるものを除く。) 〔新設〕 (10) 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの(次号(19及び(20に掲げるものを除く。) 〔新設〕 十一 〔同上〕 〔(1)～(8) 同上〕 (9) 設備規則第四十九条の六の十二第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第三項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル５Gの基地局を除く。)に係るもの (10) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第四項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル５Gの基地局を除く。)に係るもの (11) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第五項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル５Gの基地局を除く。)に係るもの (12) 設備規則第四十九条の六の十二第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、及び第六項に規定する技術基準のうち基地局(ローカル５Gの基地局を除く。)に係るもの 〔(13)～(18) 同上〕 (19) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第七項に規定する技術基準 (20) 設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第八項に規定する技術基準 〔十二 同上〕 (簡易な操作) 第三十三条 〔同上〕 〔一～五 同上〕 六 〔同上〕 (1) 基地局(第十五条の二第二項第二号に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六

条の六の五第一項及び第三項に規定する技術基準、第四十九条の六の九第一項及び第三項に規定する技術基準、第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準、第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第七項に規定する技術基準、同条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第五項及び第七項に規定する技術基準、第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項に規定する技術基準、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準、第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第八項に規定する技術基準又は第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第九項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。）

〔2〕⑥ 略〕

〔七・八 略〕

別表第五号の十 監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の6第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

監視制御機能・保守運用体制確認申請書		年	月	日
長	(何) 総合通信局長 殿 (注1)	申請者 (注2)	郵便番号	住 所
			氏名又は名称	氏名又は名称
			法人番号	代表者氏名
			申請の内容に関する連絡先	所属、氏名 (フリガナ)
			電話番号	電話番号
			電子メールアドレス	電子メールアドレス
			電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の2第1項の2第2項において準用する同条第1項 (注3) に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。	第137条の2第1項の2第2項において準用する同条第1項 (注3) に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。
短	1 対象の無線局 (注4)	記		
	2 〔略〕			

〔注1～3 略〕

4 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局又は高高度基地局のうち対象

の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第五項、第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項、第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九の二第一項、第二項、第六項及び第八項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。）

〔2〕⑥ 同上〕

〔七・八 同上〕

別表第五号の十 〔同左〕

監視制御機能・保守運用体制確認申請書		年	月	日
長	(何) 総合通信局長 殿 (注1)	申請者 (注2)	郵便番号	住 所
			氏名又は名称	氏名又は名称
			法人番号	代表者氏名
			申請の内容に関する連絡先	所属、氏名 (フリガナ)
			電話番号	電話番号
			電子メールアドレス	電子メールアドレス
			電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則第137条の2第1項の2第2項において準用する同条第1項 (注3) に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。	第137条の2第1項の2第2項において準用する同条第1項 (注3) に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。
短	1 対象の基地局 (注4)	記		
	2 〔同左〕			

〔注1～3 同左〕

4 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局のうち対象となる基地局を

となる無線局を「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。 [5～8 略]	「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。 [5～8 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	
(特定無線局の開設の届出) 第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。）又は第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。 〔一〇六 略〕 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。）又は第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。 〔3 略〕 (特定無線局の廃止の届出) 第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。）又は第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 〔一〇五 略〕 〔2 略〕 第二十四条の五 法第二十七条の六第三項の規定による届出（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)(3)(5)(7)(9)(11)(13)(15)(17及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。）又は第二号に掲げる特定無線局に係るものを除く。次項において同じ。）は、当該届出に係る届出書の写し一通を添えて行わなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出を要しないこととしたときは、この限りでない。 〔2 略〕 別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9、第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによるこ	
改 正 前	
(特定無線局の開設の届出) 第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。 〔一〇六 同上〕 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。 〔3 同上〕 (特定無線局の廃止の届出) 第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 〔一〇五 同上〕 〔2 同上〕 第二十四条の五 法第二十七条の六第三項の規定による届出（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局に係るものを除く。次項において同じ。）は、当該届出に係る届出書の写し一通を添えて行わなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出を要しないこととしたときは、この限りでない。 〔2 同上〕 別表第二号の四 〔同左〕	

とができる。) 〔様式略〕 〔注 1～16 略〕 17 16の欄は、次によること。 〔(1)～(4) 略〕	〔様式同左〕 〔注 1～16 同左〕 17 〔同左〕 〔(1)～(4) 同左〕
(5) 特定無線局 (施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号及び第3号の2に掲げるもの (第1号又は第1号の2に掲げるものにあつては、<u>施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。</u>)に係る申請の場合は、無線回線を制御する主たる場所の建物の名称及び住所を記載すること。 〔(6)～(11) 略〕	(5) 特定無線局 (施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請の場合は、無線回線を制御する主たる場所の建物の名称及び住所を記載すること。
別表第三号の五 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号、第3号の2及び第4号に掲げる無線局 (第1号又は第1号の2に掲げるものにあつては、<u>施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。</u>)に限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式略〕 〔注 1～6 略〕	別表第三号の五 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第1号、第1号の2、第3号、第3号の2及び第4号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔(6)～(11) 同左〕
別表第三号の六 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第1号及び第1号の2に掲げる無線局 (施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。)並びに第2号に掲げる無線局に限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式略〕 〔注 1～5 略〕	別表第三号の六 包括免許 (施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。)に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式 (第24条の2第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式同左〕 〔注 1～6 同左〕
別表第七号の二 特定無線局の廃止届出書の様式 (第24条の4第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 〔様式略〕 〔注 1・2 略〕 3 2の欄は、次によること。 〔(1) 略〕	別表第七号の二 〔同左〕 〔様式同左〕 〔注 1～5 同左〕 〔注 1・2 同左〕 3 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) ②の欄は、<u>施行規則第15条の2第2項第1号又は第3号に規定する無線局の場合に</u>

に掲げるもの（第1号又は第1号の2に掲げるものにあつては、<u>施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)</u>に掲げる<u>特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。</u>）の場合に限り、特定無線局の番号を記載すること。 〔3〕 略 (4) ④の欄は、<u>施行規則第15条の2第2項第1号若しくは第1号の2に規定する無線局（施行規則第15条の3第10号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。）又は第2号に規定する無線局の場合に限り、無線設備の工事設計の内容のうち適合表示無線設備の番号及び無線設備の製造番号を記載すること。</u> 〔5〕 略 〔4〕 略	限り、特定無線局の番号を記載すること。 〔3〕 同左 (4) ④の欄は、<u>施行規則第15条の2第2項第2号に規定する無線局の場合に限り、無線設備の工事設計の内容のうち適合表示無線設備の番号及び無線設備の製造番号を記載すること。</u> 〔5〕 同左 〔4〕 同左
備考 表中の「」の記号は同記号をいふ。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

令和 7 年度民間放送事業者の収支状況
(令和 8 年 1 0 月 1 9 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、後藤官、宮内官)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

報告内容について

総務省情報流通行政局放送業務課

地上基幹放送（コミュニティを除く。）

(中屋敷課長補佐、半田主査、中島官)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 9 3

コミュニティ放送、有線テレビジョン放送

(高橋課長補佐、浜尾主査、増田官)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 0 9

衛星放送

(中村課長補佐、黒川主査、真塚主査)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 9 9

1 地上基幹放送事業者の収支状況

(1) 収支状況表

ア 総括表

(金額単位:百万円、前年度比増減率単位:%)

事業の別 区分	事業者数	売上高 (前年度比増減率)	費用計 (前年度比増減率)			営業損益 (前年度比増減率)	経常損益 (前年度比増減率)	当期損益 (前年度比増減率)
			売上原価 (前年度比増減率)	販売費及び 一般管理費 (前年度比増減率)				
テレビジョン放送事業者	127 (127)	2,103,766 (+1.2%)	1,345,085 (+0.3%)	660,641 (+1.7%)	2,005,739 (+0.8%)	98,035 (+9.7%)	129,029 (+3.7%)	119,819 (+37.3%)
(内訳)								
テレビジョン放送単営社	96 (96)	1,912,375 (+1.2%)	1,247,081 (+0.4%)	574,682 (+2.0%)	1,821,774 (+0.9%)	90,609 (+7.9%)	118,343 (+1.8%)	111,163 (+35.9%)
中波(AM)放送 テレビジョン放送 兼営社	31 (31)	191,391 (+0.9%)	98,004 (-0.1%)	85,959 (-0.2%)	183,965 (-0.2%)	7,426 (+38.1%)	10,686 (+30.1%)	8,656 (+58.0%)
ラジオ放送事業者	67 (67)	104,176 (+0.3%)	61,806 (-2.5%)	40,967 (+0.9%)	102,798 (-1.2%)	1,375 —	5,537 (+174.8%)	4,225 (+410.7%)
(内訳)								
中波(AM)放送単営社	16 (16)	47,866 (-1.3%)	31,418 (-3.8%)	15,855 (-1.6%)	47,300 (-3.0%)	568 —	2,146 (+209.2%)	1,567 —
短波放送単営社	1 (1)	1,820 (-1.7%)	1,187 (+2.2%)	584 (-7.2%)	1,772 (-1.0%)	48 (-21.3%)	58 (-17.1%)	47 (-58.4%)
超短波(FM)放送単営社	50 (50)	54,490 (+1.8%)	29,201 (-1.3%)	24,528 (+2.9%)	53,726 (+0.6%)	759 (+749.1%)	3,333 (+166.5%)	2,611 (+234.2%)
計	194 (194)	2,207,942 (+1.1%)	1,406,891 (+0.2%)	701,608 (+1.7%)	2,108,537 (+0.7%)	99,410 (+11.4%)	134,566 (+6.4%)	124,044 (+40.8%)
コミュニティ放送	315 (313)	14,755 (+2.8%)	6,103 (+2.5%)	9,006 (+3.0%)	15,109 (+2.8%)	△354 —	△192 —	△196 —
合計	509 (507)	2,222,697 (+1.1%)	1,412,994 (+0.2%)	710,614 (+1.7%)	2,123,646 (+0.7%)	99,056 (+11.4%)	134,374 (+6.3%)	123,848 (+40.7%)

注1: この資料は、地上基幹放送事業者の令和7年度の事業収支結果の報告に基づき、収支状況を取りまとめたもの。

2: 一般財団法人道路交通情報通信システムセンター(超短波文字多重放送単営社)については、株式会社形態の放送事業者とは運営形態が異なるため除外している。また、コミュニティ放送事業者のうち、ケーブルテレビ事業を兼営している社などコミュニティ放送事業単体での会計分離が困難な社についても集計から除外している。

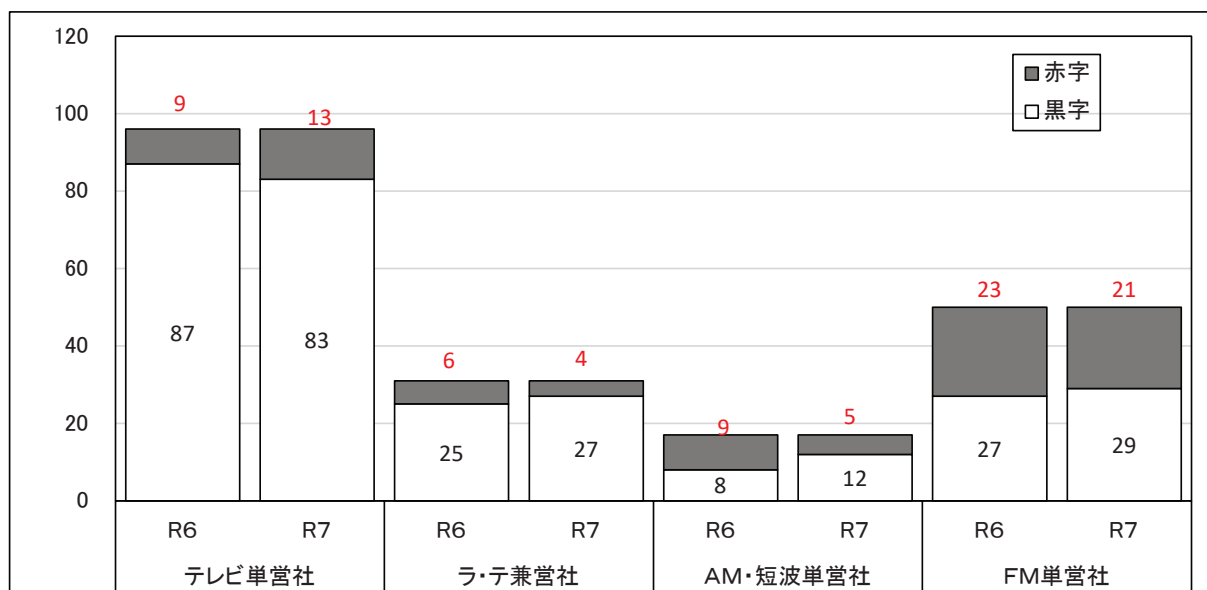
3: 四捨五入のため合計が一致しないことがある。

4: 事業者数の()内の数は前年度の社数。

5: 前年度比増減率について、前年度がマイナス、前年度プラスから今年度マイナスへ転落の場合は算出できないため、「—」としている。

6: 直近の事業収支結果のうち、集計が可能であったコミュニティ放送事業者315社中、当期損益の黒字180社、赤字135社。

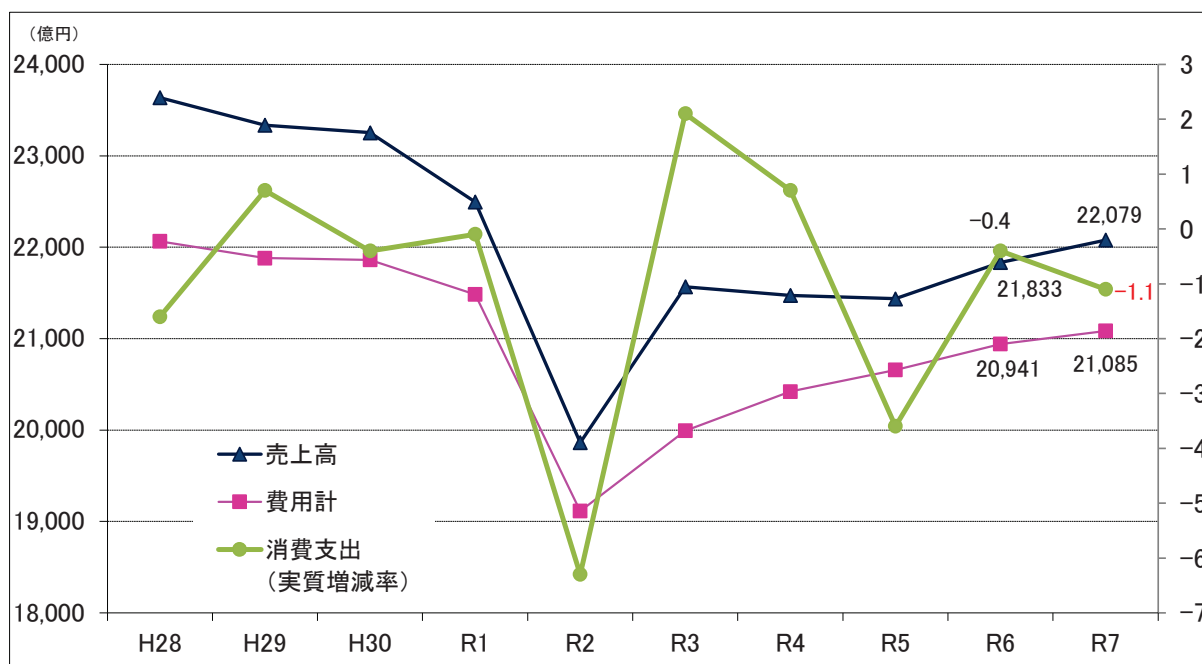
イ 事業別当期損益の黒字社、赤字社(コミュニティ放送を除く。)



※ 194社中、黒字151社(前年度147社)、赤字43社(前年度47社)。

(2) 収支状況の推移(コミュニティ放送を除く。)

ア 売上高、費用計の推移及び消費支出の推移

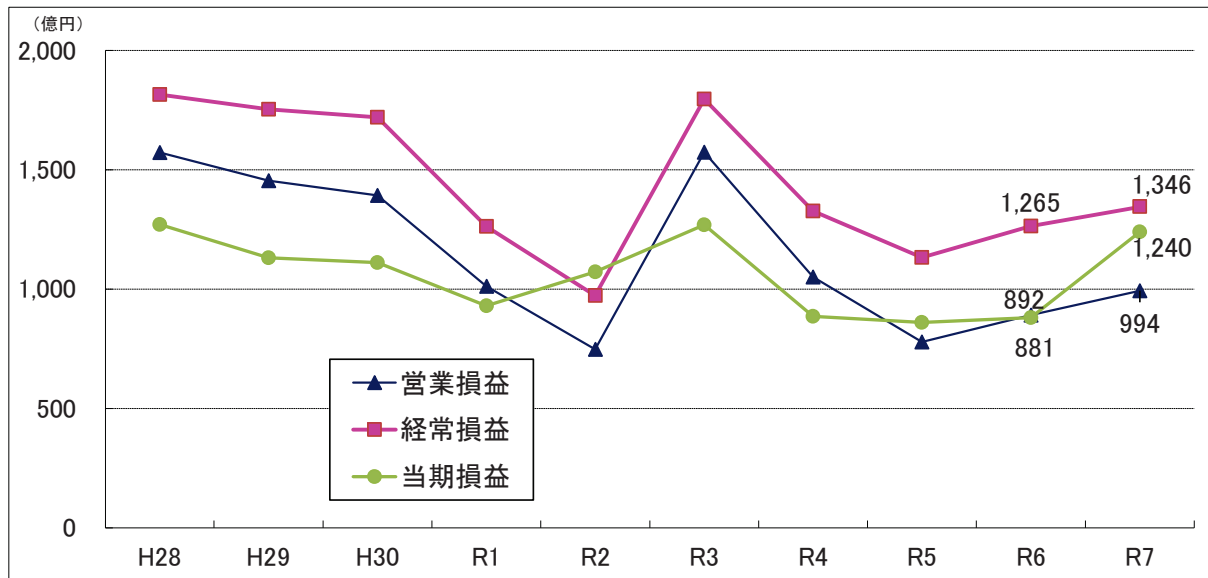


※ 売上高は増加(2兆2,079億円、前年度比1.1%増)。令和6年度よりも売上高が増加した社は116社。

※ 令和7年度の名目国内総生産(GDP)の成長率は4.3%増(内閣府経済社会総合研究所発表)。
また、令和7年(暦年)の日本の総広告費(株式会社電通調べ)は増加(前年比5.1%増)。

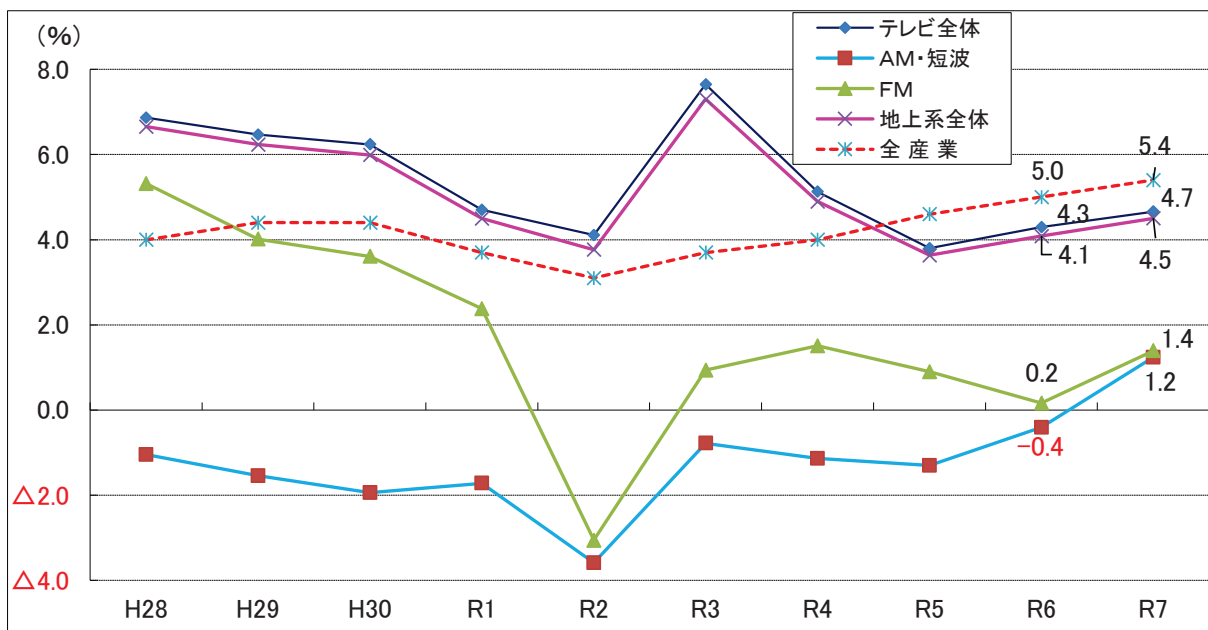
※ 消費支出(実質増減率)は、総世帯の値を掲載(総務省統計局発表)。

イ 営業損益、経常損益及び当期損益の推移（コミュニティ放送を除く。）



※ 営業損益、経常損益、当期損益ともに増加（前年度比で、営業損益11.4%増、経常損益6.4%増、当期損益40.8%増）。

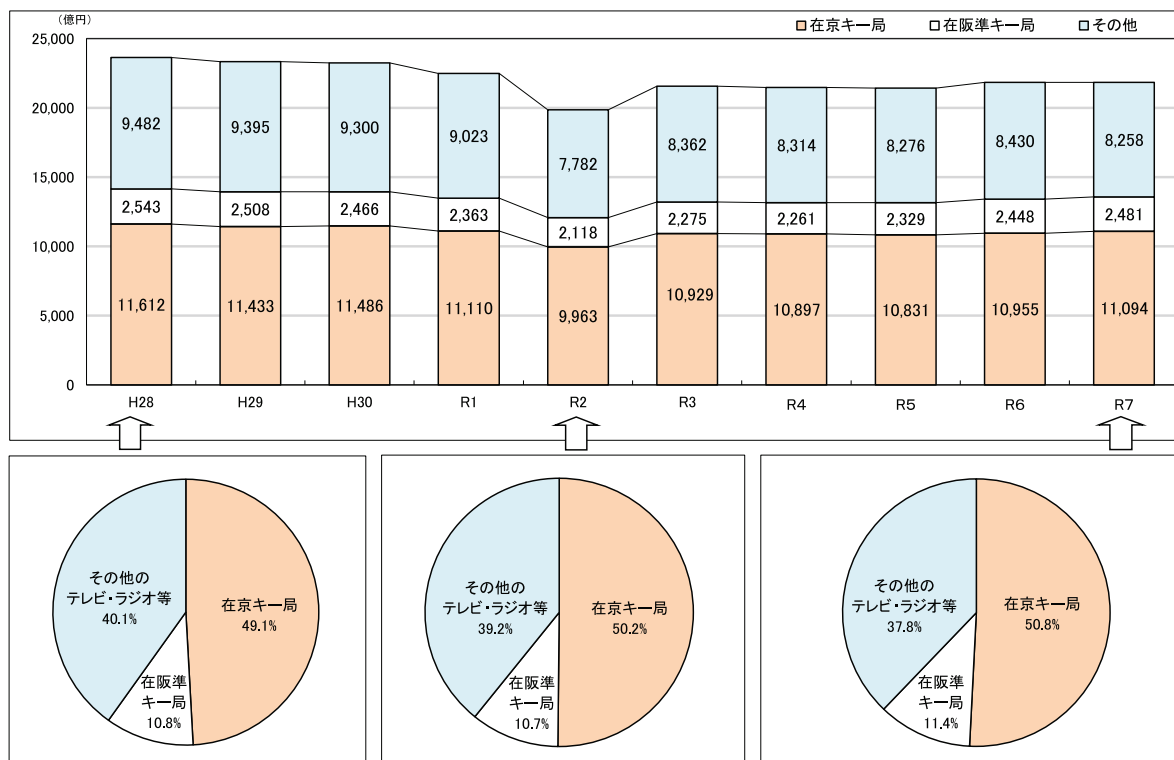
(3) 売上高営業利益率の事業別推移（コミュニティ放送を除く。）



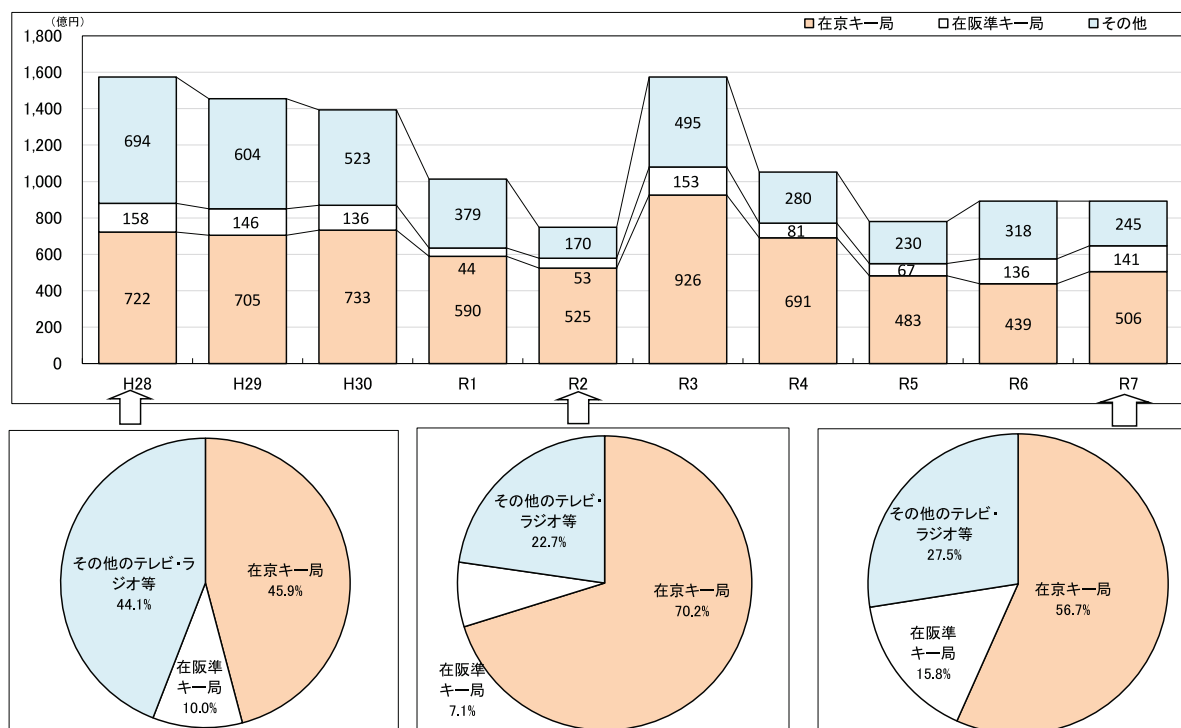
※ 全産業については「年次別法人企業統計調査（令和7年度）」（財務省令和8年9月1日公表）のデータを掲載。

(4) 売上高、営業損益のキー局等の構成比率の推移（コミュニティ放送を除く。）

ア 売上高

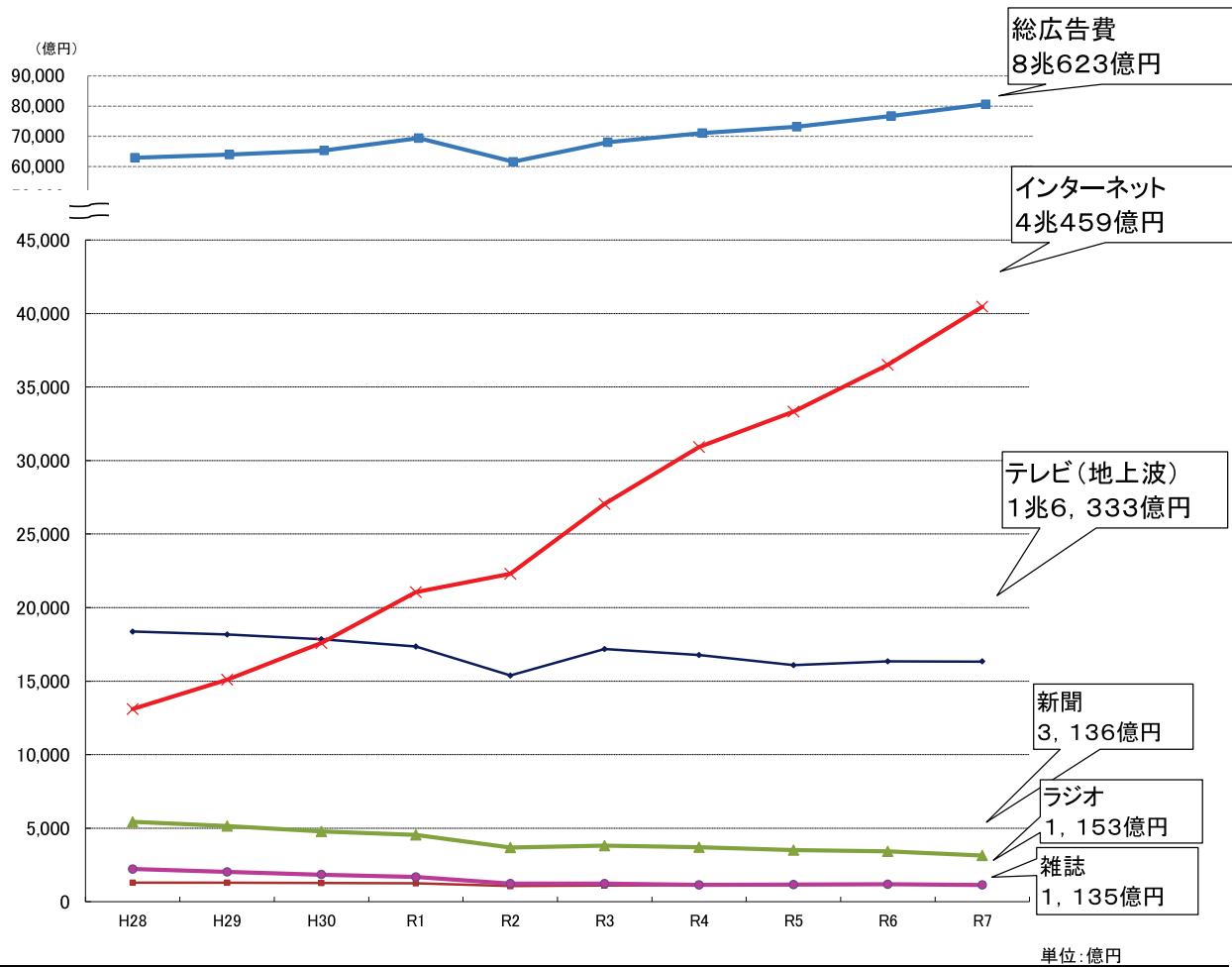


イ 営業損益



【参考】

媒体別広告費の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
テレビ	18,374	18,178	17,848	17,345	15,386	17,184	16,768	16,095	16,351	16,333
ラジオ	1,285	1,290	1,278	1,260	1,066	1,106	1,129	1,139	1,162	1,153
新聞	5,431	5,147	4,784	4,547	3,688	3,815	3,697	3,512	3,417	3,136
雑誌	2,223	2,023	1,841	1,675	1,223	1,224	1,140	1,163	1,179	1,135
インターネット	13,100	15,094	17,589	21,048	22,290	27,052	30,912	33,330	36,517	40,459
その他	衛星※1	1,283	1,300	1,275	1,267	1,173	1,209	1,251	1,252	1,223
	PM広告※2	21,184	20,875	20,685	22,239	16,768	16,408	16,124	16,676	17,184
合計	62,880	63,907	65,300	69,381	61,594	67,998	71,021	73,167	76,730	80,623

※1 衛星：衛星メディア関連広告費。衛星放送、CATVなどに投下された広告。

※2 PM広告：プロモーションメディア広告費。広告販売促進を目的とする短期的な広告（交通広告、折込、ダイレクトメール、イベント・展示・映像等）。

・ グラフ及び表作成に使用した数値は、「2025年 日本の広告費」（株式会社電通）による。

2 衛星系放送事業者の収支状況

(1) 収支状況表

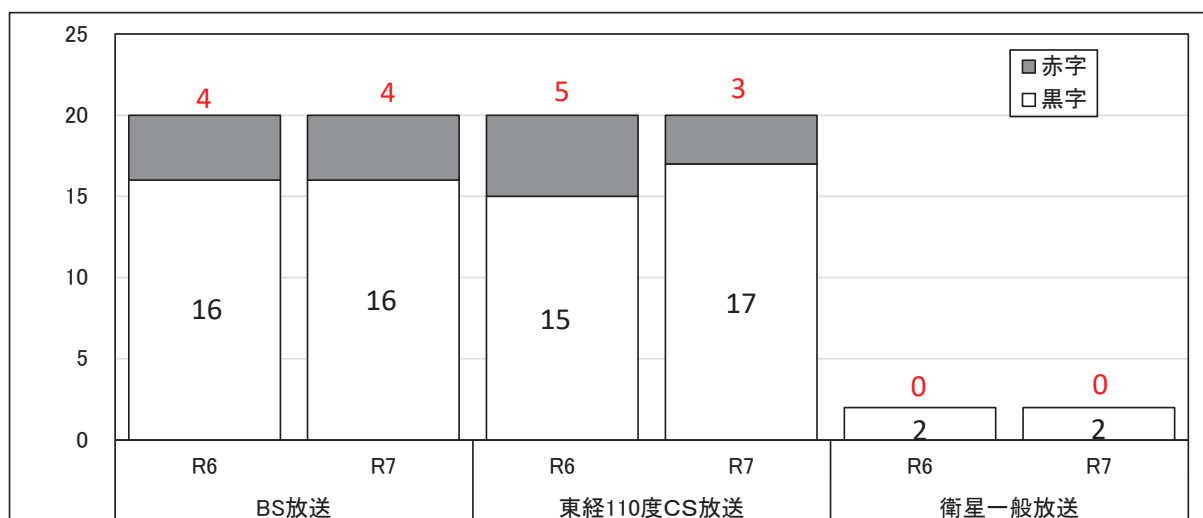
ア 総括表

(金額単位:百万円、前年度比増減率単位:%)

事業の別 区分	事業者数 (前年)		営業収益	営業費用	営業損益	経常損益	当期損益
			[前年度比増減率]	[前年度比増減率]			
衛星基幹放送	37 (38)	全事業	425,523 (-0.2%)	393,387 (-0.4%)	32,136 (+2.0%)	33,630	21,741
		衛星放送事業	275,749 (-1.3%)	257,765 (-0.6%)	17,984 (-9.8%)		
	20 (20)	全事業	214,291 (+0.5%)	197,478 (+0.7%)	16,813 (-0.8%)	18,484	11,298
		衛星放送事業	205,689 (+0.3%)	190,117 (+0.9%)	15,571 (-6.5%)		
	19 (19)	全事業	212,615 (+0.5%)	195,919 (+0.7%)	16,696 (-1.8%)	18,367	11,243
		衛星放送事業	205,530 (+0.3%)	189,958 (+0.9%)	15,571 (-6.5%)		
	5 (5)	全事業	83,852 (-2.0%)	69,625 (-1.2%)	14,228 (-6.0%)	14,936	9,806
		衛星放送事業	78,881 (-1.7%)	64,837 (-0.8%)	14,044 (-5.4%)		
	1 (1)	全事業	1,676 (+2.9%)	1,559 (-6.7%)	117 (—)	117	55
		衛星放送事業	159 (-0.9%)	159 (-0.9%)	0 (—)		
	20 (20)	全事業	211,232 (-0.9%)	195,909 (-1.4%)	15,323 (+5.3%)	15,146	10,443
		衛星放送事業	70,060 (-5.6%)	67,648 (-4.6%)	2,413 (-26.8%)		
衛星一般放送	2 (2)	全事業	85,510 (+2.4%)	75,883 (+0.7%)	9,627 (+18.0%)	9,640	6,212
		衛星放送事業	39,323 (-3.4%)	36,923 (-3.6%)	2,400 (+1.0%)		
合計	38 (39)	全事業	511,033 (+0.2%)	469,270 (-0.2%)	41,763 (+5.3%)	43,270	27,953
		衛星放送事業	315,072 (-1.6%)	294,688 (-1.0%)	20,384 (-8.7%)		

- 注1: この収支状況は、令和8年3月末時点で開局している衛星系放送事業者の事業収支結果の報告を踏まえ、直近の決算期の収支状況を取りまとめたものである（決算期が3月末日までの事業者以外の事業者についても、直近の決算期における収支状況を取りまとめている。）。
- 2: 平成23年6月に改正・施行された放送法に基づき、BS放送及び東経110度CS放送を衛星基幹放送、それ以外の衛星放送を衛星一般放送として位置づけている。
- 3: 「全事業」とは、衛星放送事業以外の事業も含めた企業全体の収支である。
- 4: 事業者数は、令和8年3月末時点で開局している事業者数。
- 5: BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が3社、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在しているが、統計上は分計されているため、衛星基幹放送の事業者数と衛星一般放送の事業者数を合計した事業者数と全体の合計事業者数は一致していない。
- 6: 前年度比増減率について、前年度が0又はマイナスの場合は算出できないため、「—」としている。
- 7: 金額は四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

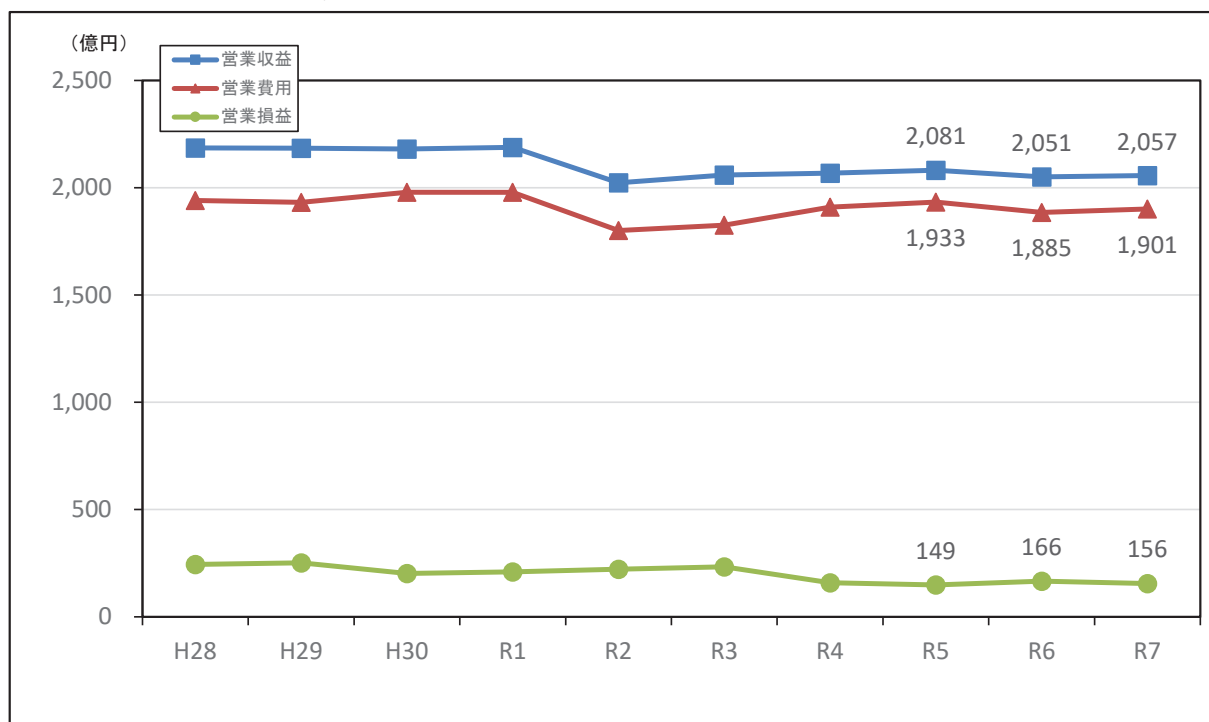
イ 事業別衛星放送事業(営業損益)の黒字社、赤字社



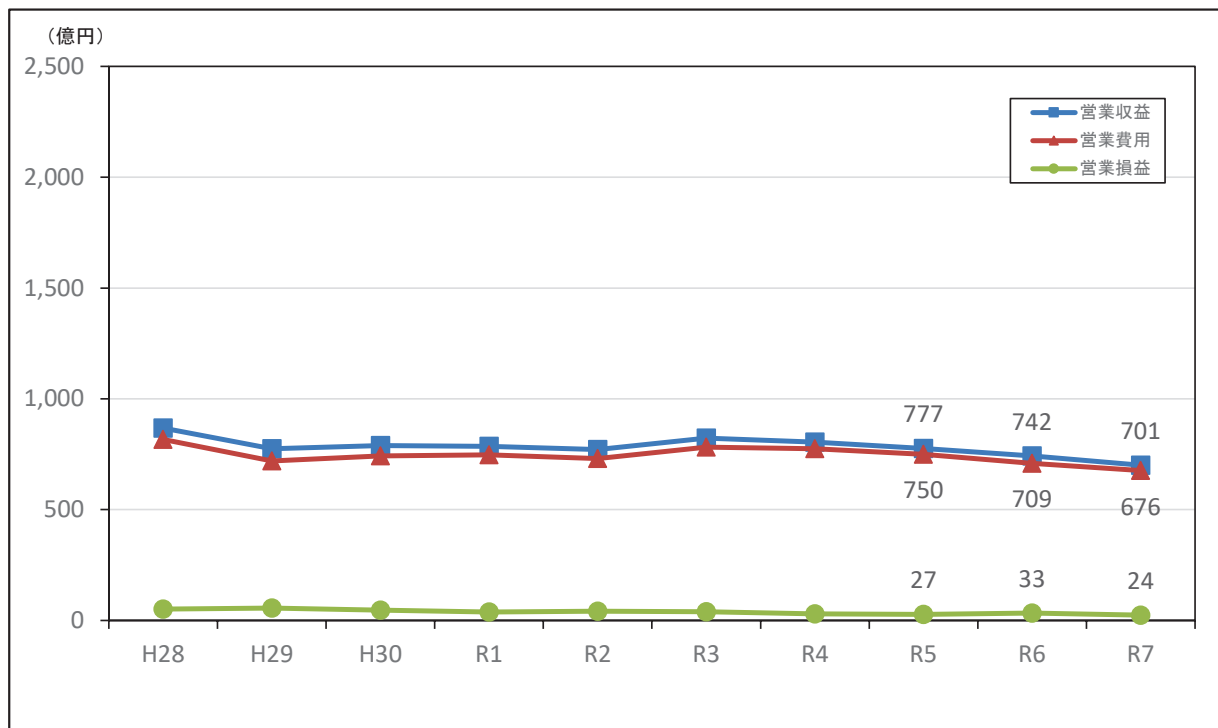
※ 令和7年度延べ42社中、黒字35社、赤字7社(令和6年度延べ42社中、黒字33社、赤字9社)。

(2) 事業別衛星放送事業の収支状況の推移

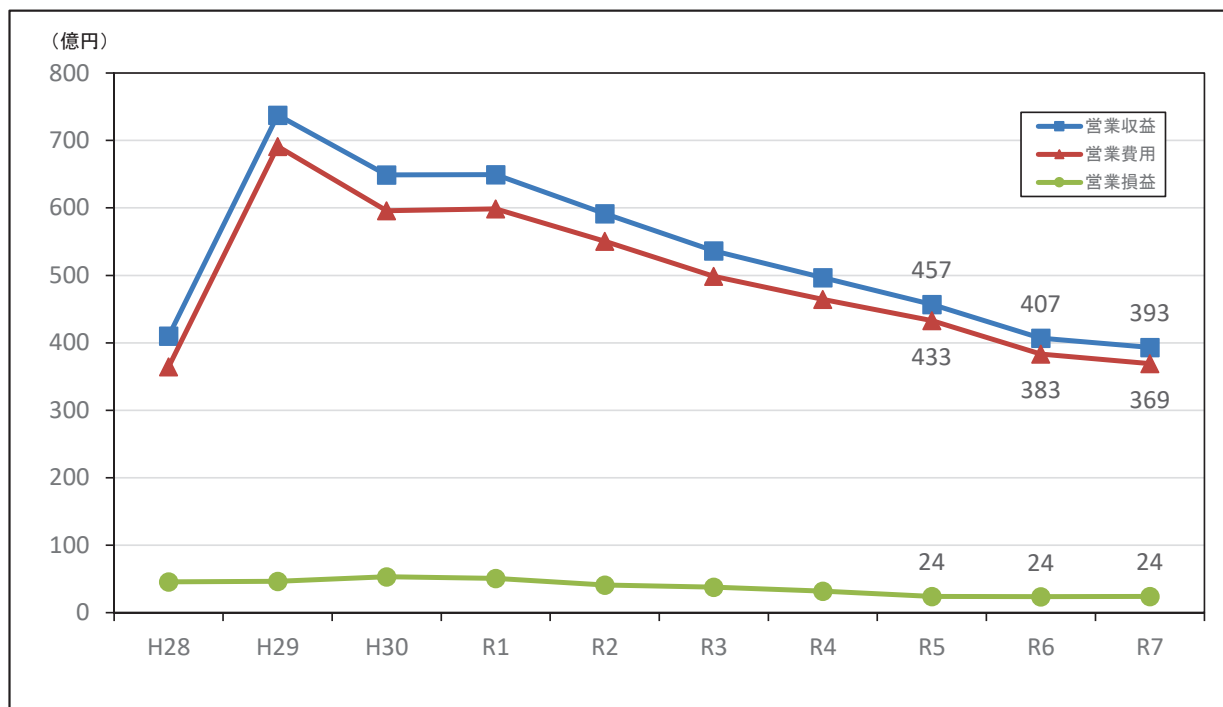
ア BS放送における収入・費用・損益の経年比較



イ 東経110度CS放送における収入・費用・損益の経年比較



ウ 衛星一般放送における収入・費用・損益の経年比較



3 有線テレビジョン放送事業者の収支状況

(1) 収支状況表

ア 総括表

(金額単位: 百万円、前年度比増減率単位: %)

事業の別	区分	事業者数	営業収益 〔前年度比増減率〕	営業費用 〔前年度比増減率〕	営業損益 〔前年度比増減率〕	経常損益 〔前年度比増減率〕	当期損益 〔前年度比増減率〕
全事業の総額		275	5,467,151 (+2.5%)	4,598,811 (+2.3%)	868,340 (+3.9%)	1,034,734 (+12.3%)	734,868 (+11.5%)
うちケーブルテレビ事業		(276)	487,771 (-0.7%)	449,009 (-0.4%)	38,762 (-4.0%)		

注1: 対象は、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、集計可能な275社。

2: この資料は、令和7年度までに開局した有線テレビジョン放送事業者(同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を除く。)の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。

3: 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。

4: 事業者数の()内の数は前年度の社数。

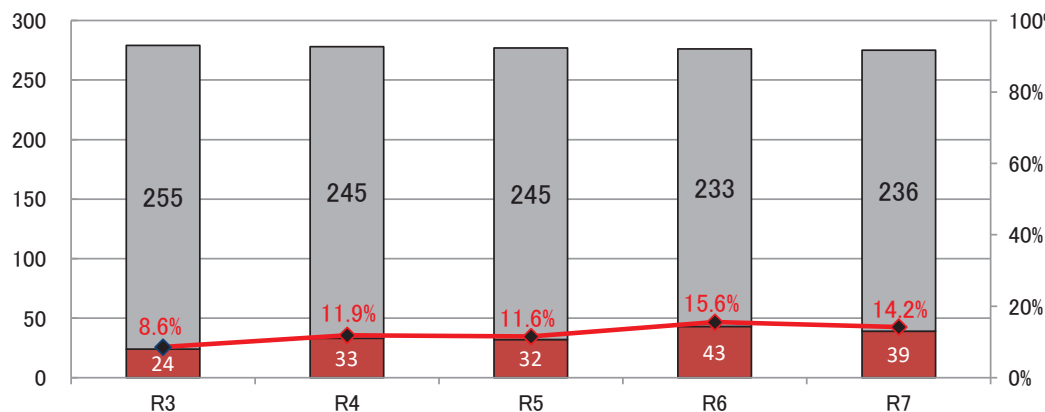
イ ケーブルテレビ事業者における経営状況の推移

(事業者数)

黒字事業者

赤字事業者

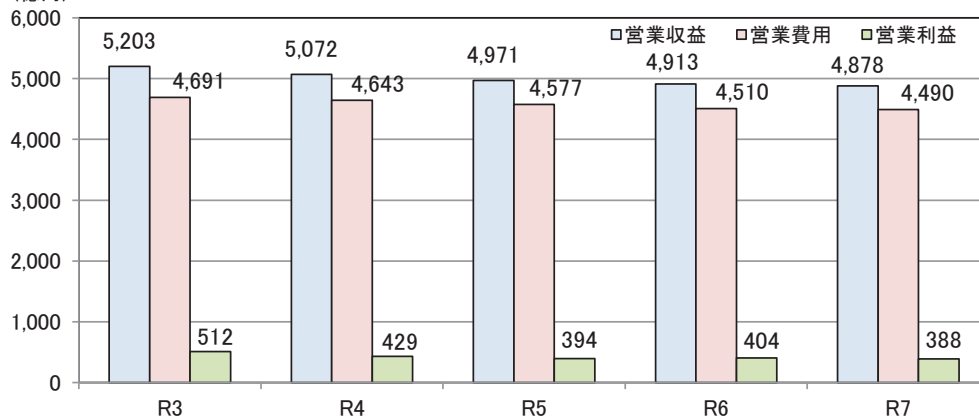
(割合)



※ 275社中39社(14.2%)が単年度赤字を計上。

(2) ケーブルテレビ事業の収支状況の推移

(億円)



※ 今年度から集計対象にIPマルチキャスト方式による事業者等を追加するとともに、過年度分においても同方式の事業者収支を合算したことから、昨年度までの報告と数値が異なっている。

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

有効利用評価部会の活動状況
(令和 8 年 1 0 月 1 9 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、後藤官、宮内官)

電話：03－5253－5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(柏崎課長補佐、井上係長、岩波主査)

電話：03－5253－5988

有効利用評価部会（第63回）会合

- 1 日 時 : 令和8年10月1日(木) 10時00分～12時00分
- 2 場 所 : Webによる開催
- 3 出席者 : 西村 暢史(部会長)、笹瀬 巖(部会長代理)、池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、山本 裕子
- 4 主な概要 : (1) 電波有効利用委員会報告(案)「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」(携帯電話等周波数の有効利用)について、総務省から報告があった。
(2) 令和8年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果について、総務省から報告があった。
(3) 令和8年度衛星ダイレクト通信に係る電波の利用状況調査の調査結果について、総務省から報告があった。
(4) 周波数再編アクションプラン(令和8年度版)(案)について、総務省から報告があった。
(5) 有効利用評価の当面の進め方について確認した。
(6) 令和8年度ヒアリング項目案(検討課題・定性評価)について、議論を行った。

今後の当面の予定

総務省から報告のあった令和8年度電波の利用状況調査(携帯電話・全国BWA等)及び11月実施予定の免許人ヒアリングを元に、評価結果(案)の取りまとめを行う予定。

青文字：携帯電話等関係
緑文字：携帯電話等以外関係

有効利用評価部会に係る当面のスケジュール(案)

	令和8年9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月
電波監理 審議会	9/18 ▲▲ ・携帯等調査結果報告 ・アクションプラン(AP)案の報告 AP案の意見募集			12/14 ▲ ・AP案の意見募集結果報告 ・R9調査方針報告	1/18 ▲ 評価結果案の審議 評価結果案の意見募集		3/4 ▲▲ ・評価結果の審議・公表 ・評価方針改定案の審議 ・R8調査結果報告 評価方針改定案の意見募集
有効利用 評価部会	#63 10/1 ▲▲ ・携帯等調査結果報告 ・評価の進め方、ヒアリング項目案 ・電波有効利用委員会報告 ・R7評価のAP案への反映状況	#64 10/22 ▲▲ ・ヒアリング項目案 ・R9調査方針案の報告 (714MHz超・公共)	#65,66 11/18,19 ▲▲ 免許人 ヒアリング①②	#67 12/10 ▲▲ ・評価案の審議 ・(R9調査方針の報告)	#68 12/24 ▲ 評価結果案 とりまとめ	#69 1/28 ▲ 評価方針 見直し検討※ ※必要に応じ	#70 2/25 ▲ ・評価案意見への考え方案 ・評価方針改定案とりまとめ※ ※必要に応じ
							#71 3/18 ▲ R8調査結果報告 (714MHz以下・公共) ※4月以降評価

部会	日程	主な議題(案)
第63回 (本報告)	10月1日(木) 10時～12時 (Web会議)	・令和8年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の利用状況調査の調査結果 ・携帯電話等の有効利用評価の進め方 ・令和8年度ヒアリング項目案(検討課題・定性評価) ・電波有効利用委員会報告「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」(携帯電話等周波数の有効利用) ・令和7年度の有効利用評価結果(714MHz超)の周波数再編アクションプラン案への反映状況
第64回	10月22日(木) 10時～12時 (Web会議)	・令和8年度免許人ヒアリング項目案(定量評価) ・令和9年度の電波の利用状況調査(714MHz超・公共業務用)に係る調査方針案の報告
第65回	11月18日(水) 18時～20時 (対面会議)	・令和8年度携帯電話等に係る免許人ヒアリング①
第66回	11月19日(木) 9時～12時、13時～14時 (対面会議)	・令和8年度携帯電話等に係る免許人ヒアリング②
第67回	12月10日(木) 10時～12時 (Web会議)	・令和8年度携帯電話等の評価案の審議 ・令和9年度の電波の利用状況調査(714MHz超・公共業務用)に係る調査方針の報告
第68回	12月24日(木) 10時～12時 (Web会議)	・令和8年度携帯電話等の評価結果案のとりまとめ
第69回	1月28日(木) 10時～12時 (Web会議)	・有効利用評価方針の見直し検討
第70回	2月25日(木) 10時～12時 (Web会議)	・令和8年度携帯電話等の評価結果案に対する意見への考え方案の検討 ・有効利用評価方針の改定案のとりまとめ
第71回	3月18日(木) 10時～12時 (Web会議)	・令和8年度の電波の利用状況調査(714MHz以下・公共業務用)に係る調査結果報告 ※4月以降、評価を実施